

出席委員 杉崎委員長、茂内副委員長  
青木委員、山上委員、横手委員、関口委員  
佐藤（一）議長

欠席委員 なし

説明者 菊地環境経済部長、原田産業振興課長、吉田副主幹、中島主査  
大山環境課長、大鷲主査、椎野主査、中野主査、穴久保主任主事、阿久津主任主事  
富田農政課長（兼）農業委員会事務局長、渡辺副主幹、広田主査  
黒木都市建設部長、勝又道路課長、栢沼副技幹、飯塚主査、彦坂主査  
飯田下水道課長、金子技幹、池田副主幹、西島副技幹、山本主査  
畠山都市計画課長、小林主査、前田主査、石黒主査  
畑村副町長、臼井倉見拠点づくり課長、川部主査、小宮主査  
飯尾田端拠点づくり課長、野地主査、大野主査  
中村寒川駅周辺整備事務所長、藤井主査  
石川会計管理者（兼）会計課長、三枝副主幹、守屋主査  
芹澤選挙管理委員会事務局書記長、原主事  
磯崎監査委員事務局長、遠藤副主幹  
小林消防長、甲消防総務課長、古谷予防課長、飯塚消防署長、児玉副署長  
北野主幹、小間副主幹、嶺主査

案 件

（付託議案）

1. 議案第6号 令和4年度寒川町一般会計予算
2. 議案第7号 令和4年度寒川町国民健康保険事業特別会計予算
3. 議案第8号 令和4年度寒川町後期高齢者医療事業特別会計予算
4. 議案第9号 令和4年度寒川町介護保険事業特別会計予算
5. 議案第10号 令和4年度寒川町下水道事業特別会計予算

---

令和4年3月15日  
午前9時00分 開会

【杉崎委員長】 皆様、おはようございます。

予算特別委員会3日目ということでお集まりをいただきまして、ありがとうございます。

今日は環境経済部、それから、都市建設部、それから、拠点づくり部等々、審査に入っております。今日も盛りだくさんでございますので、皆様のご協力をいただきながら進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、まず、環境経済部の審査から入っております。

執行部入室まで暫時休憩いたします。

---

【杉崎委員長】 休憩を解いて予算特別委員会を再開いたします。

環境経済部産業振興課からの審査に入ります。

それでは、執行部の説明を求めます。

菊地環境経済部長。

【菊地環境経済部長】 おはようございます。

それでは、これより環境経済部が所管します3課の令和4年度の予算についての審査をお願いいたします。

初めに、産業振興課が所管いたします予算の審査をお願いいたします。説明につきましては、原田産業振興課長より、質問につきましては出席職員で対応させていただきますので、よろしくをお願いいたします。

【杉崎委員長】 原田産業振興課長。

【原田産業振興課長】 おはようございます。それでは、環境経済部産業振興課が所管しております、令和4年度予算につきまして、ご説明をさせていただきます。説明につきましては、お手元の予算書のほかに令和4年度予算特別委員会説明資料とタブレット資料11ページから補助貸付事業一覧表により、ご説明をさせていただきますので、併せてご覧いただきますようお願いいたします。また、予算書は74ページから79ページとなります。

それでは、予算書の74ページから75ページ、5款労働費1項労働諸費1目労働諸費でございます。タブレットは2ページをご覧ください。01勤労者福祉事務経費の旅費につきましては、職員の出張旅費でございます。

次に、負担金補助及び交付金の負担金でございますが、障害者の交流と勤労意欲向上のため、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町と湘南地域連合、湘南地域労働者福祉協議会との共催で行う事業といたしまして、湘南地区障害者卓球大会負担金3万円を計上させていただきました。本年度は時間の短縮など事業の見直しを行い、実施を計画しておりましたので、予算の計上を行いませんでしたが、来年度につきましては新たな生活様式に対応しつつ、実施に向けた検討を進めていくということにいたしましたので、予算を復活させていただきました。

次に、補助金でございますが、補助金等の説明資料、タブレットの11ページを併せてご覧ください。

01メーデー補助金は、労働者の祭典、メーデーの開催に対して、湘南地区メーデー実行委員会へ補助するものでございます。03湘南地域労働者福祉協議会補助金は、労働者福祉の向上を図るために活動しております湘南地域労働者福祉協議会に対して補助するものでございます。

タブレット資料3ページをご覧ください。03勤労者福祉事業費の報償費は、技能者表彰事業に要する記念品代で、中小企業に勤務する方を対象に同一業種に長く従事し、技能・技術の錬磨及び後進の育成等に寄与した方を表彰するもので、本年度は、技能功労者2名、優秀技能者4名を表彰しております。

次に、負担金補助及び交付金でございますが、負担金は湘南就職面接会負担金で、ハローワークと藤沢市、茅ヶ崎市、鎌倉市、寒川町が連携して実施する面接会への負担金で3万2,000円の予算計上をさせていただきます。補助金については、タブレット11ページを併せてご覧ください。

02寒川町勤労者個人住宅取得奨励金でございますが、事業所に勤務する勤労者が新たに町内に住居を取得したときに、町の共通商品券を交付するものでございます。

04勤労者教育資金利子補助金でございますが、勤労者家庭の就学促進と教育費の軽減を図るため、教育資金融資の利子を補助するものでございます。

次に、貸付金でございますが、04勤労者福祉資金預託金で、勤労者の生活の安定と福祉の向上を図るため、生活資金融資の貸付資金として、中央労働金庫に預託するものでございます。なお、この事業につきましても、利用実績に基づき1,000万円の減額としておりますが、これまでどおり融資枠に対する3倍協調を維持してまいります。

次に、タブレット3ページの下表の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は36、37ページ、勤労者福祉資金貸付金元利収入は、勤労者向けの生活資金融資の貸付資金として、中央労働金庫に預託した資金で、全て貸付金へ充当しております。

以上、5款労働費の説明を終わらせていただきます。

続きまして、予算書は78ページから79ページ、7款商工費1項商工費1目商工総務費、タブレットは4ページでございます。01職員給与費につきましても、環境経済部長を含む職員10名分の人件費でございます。

次に、タブレット5ページをご覧ください。2目商工業振興費01商工業振興事務経費の旅費は、職員の出張旅費でございます。

次に、タブレット6ページをご覧ください。02商業振興事業費の報償費は、町商工会が事務局となって実施しております優良小売店舗表彰の町長賞、1店舗分の記念品等に関わる経費でございます。なお、本年度につきましても、本表彰の上位表彰となります、神奈川県優良小売店舗表彰が新型コロナウイルス感染症の影響で中止になったことから、町につきましても、同様に中止とさせていただきます。

次に、負担金補助及び交付金でございますが、まず、負担金につきましても、湘南ビジネスコンテスト負担金で、藤沢市、茅ヶ崎市、寒川町の2市1町で開催しております、域内の起業家の皆さんがビジネスプランを競うコンテストへの負担金といたしまして、2万5,000円の予算計上をさせていただきます。

次に、負担金につきましても、タブレット12ページを併せてご覧ください。01商工会補助金は、町商工業の総合振興を図るため、町商工会に対して補助を行うものでございます。この商工会補助事業の来年度、新たな取組といたしまして、町総合計画で位置づけております、にぎわい交流創出ゾーンにおける新たなまちづくりに関する、調査研究業務に関わる調査事業費500万円に対しまして、3分の2となる333万円の補助を含めて計上をしております。

本調査の業務は、町商工会がゾーンとして想定したエリア内において、大型商業施設や宿泊施設等の開発における可能性や、効果の検証、現状認識、今後の方向性に対する調査のほか、将来イメージの調査研究するための事業費の一部を町が補助するものでございます。なお、事業概要に記載されておりました額につきましても、調査業務費用のほかに、この事業に係る商工会職員の人件費の負担分も含めた総事業費と記載しております。

次に、02商店街街路灯電灯料補助金につきましても、寒川駅北口商店街、倉見商店会、小谷商店会の

3 商店会に対しまして、街路灯電料の75%を補助するものでございます。

03寒川町にぎわい創出支援事業補助金は、町内におけるにぎわいを創出する事業や、地域商業振興のための事業を行う団体等に対して補助を行うもので、本年度につきましては、寒川駅北口商店会への支援を実施しております。

04商業協同組合すいせんカード事業補助金は、すいせんカードを発行し、消費者サービスを展開している商業協同組合に対しまして、その事業費の一部を補助するものでございます。

06産業まつり交付金は、町産業の総合的な振興を図るため、毎年11月に開催しております、寒川町産業まつりの実行委員会に対して、交付金を交付するものでございます。本年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響により開催を見送りましたが、来年度につきましては、新型コロナウイルス感染症の状況にもよりますが、新しい生活様式に対応すべく、感染対策を図りつつ事業の実施を検討しており、コロナ禍前の補助額と同額へと増額をさせていただいております。

次に、08小規模事業者経営改善資金融資利子補助金、いわゆるマル経融資でございますが、町内産業の発展と振興、町内小規模事業者の経営の安定と支援を目的に、融資利子の一部を補助するものでございます。

09中小企業退職金共済掛金補助金でございますが、中小企業事業主の負担軽減を図るとともに、制度加入の促進と従業員の退職後の生活安定を図るため、中小企業事業主に対しまして、掛金の一部を補助するものでございます。

次に、11創業者支援利子補助金は、地域の魅力を高めるため、町内で創業を目指す方への新たなビジネスの創出や創業を支援する環境を整備するため、創業融資に関わる利子の一部を補助するものでございます。

12住宅リフォーム等建設工事推進助成金でございますが、地域経済活性化のため、町民が町内事業者を利用し、行った個人住宅のリフォーム等の建設工事に関わる費用に対して、寒川町共通商品券を交付することで、助成をするものでございます。この住宅リフォーム等建設工事推進助成金につきましては、これまで1戸につき1回限り、上限額を6万円として実施してまいりましたが、事業開始からおよそ10年が経過したことを考慮し、事業者支援のほか、利用者の住環境の向上や事業の安定的な運営を目的に、10年経過後に再申請できるようにしたこと、並びに上限額をこれまでの半額となる3万円とすることとさせていただきたいと考えております。なお、予算額につきましては、前年と同額でございます。

次に、タブレット6ページ、下表の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は36、37ページ、まちづくり基金繰入金は、既に財政課にてご説明させていただきましたとおり、負担金補助及び交付金のうち、寒川町にぎわい創出支援事業補助金及び商業協同組合すいせんカード事業補助金へ、それぞれ50万円を充当しております。

次に、タブレット7ページをご覧ください。01企業支援事業費は商工会や各支援機関と連携し、商工業者に対する総合的な支援を行い、エコノミックガーデニング事業を推進することにより、雇用の吸収力ある工業基盤の強化を図るための事業でございます。

報償費は、中小企業支援のために配置した地域経済コンシェルジュの活動に対する3名分の謝礼と、次世代経営者研究会など、中小企業向けセミナー開催に伴う講師の謝礼でございます。

なお、備考欄にもございますように、本年度より、謝礼額を適正化させていただきたいことに伴いまして、来年度の当初予算額につきましては、増額とさせていただきます。

なお、コロナ禍におけます緊急事態宣言期間中やまん延防止措置期間中につきましては、基本的にオンライン対応による経営相談等を実施しております。需用費は、地域経済コンシェルジュとして活躍いただきます、中小企業診断士の名刺代でございます。

次に、使用料及び賃借料につきましては、創業を支援するツール、地域のポテンシャルをデータとして提供できるよう準備しております、市場情報データM i e N aを使用するための使用料でございます。負担金補助及び交付金の負担金は、産業のまちネットワーク推進協議会負担金で、3万円を計上させていただきました。この協議会は、東日本にある工業都市で、工業振興に力を入れている都市の産業政策担当で組織する協議会で、担当者の意見交換や研究会を通して、各自自治体が抱える問題の解決を促し、併せて地域間企業のネットワーク化を進めることで、地域経済の発展を図ることを目的としております。

補助金につきましては、タブレット13ページを併せてご覧ください。②寒川エコノミックガーデニング推進協議会補助金は、企業活動の活性化及び競争力強化を進め、町経済の活性化を図ることを目的に補助するものでございます。

03中小企業活性化事業補助金につきましては、ISOなどの認証等取得事業や、国内外で開催されます展示会への出店などの販路拡大事業、企業に勤務する従業員が職務上必要な資格取得に関わる費用などに対して補助するものでございます。

05中小企業信用保証料補助金につきましては、中小企業の経営の安定と振興を図るため、町及び神奈川県の特典融資を受ける際に、中小企業者が、神奈川県信用保証協会に支払います、保証料の一部を補助するものでございます。

次に、06中小企業施設整備資金特別融資利子補助金でございますが、町中小企業施設整備資金特別融資を受けた事業者に対して利子の一部を補助するものでございます。

07中小企業事業資金融資利子補助金は、中小企業者の経営合理化促進及び振興を図るため、町内中小企業が町事業資金融資を活用した場合の融資に対しまして、利子の一部を金融機関へ利子補給するものでございます。

次に、貸付金でございますが、01中小企業融資貸付金預託金は、中小企業の経営安定化と振興を図ることを目的に、町の中小企業事業融資、中小企業施設整備資金、特別融資を行うための資金を湘南信用金庫、平塚信用金庫、横浜銀行、静岡中央銀行の4金融機関に預託するものでございます。

続きまして、タブレット7ページの下表の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は36、37ページの中小企業融資資金貸付金元利収入は、中小企業の経営安定化を図ることを目的に、町内4金融機関が行う融資の資金として預託していたもので、全て貸付金に充てております。

次に、タブレット8ページをご覧ください。02企業等立地促進事業費は地域産業の振興を図るため、既存企業の町内での投資や新規立地をする企業に対して、税の軽減や雇用奨励を行うための事業でございます。

負担金補助及び交付金でございますが、タブレット13ページも併せてご覧ください。02企業立地雇用奨励金は、寒川町企業等の立地促進に関する条例により、固定資産税等の奨励措置を受けた企業で、新

たに町民を常時雇用する従業員として、1年以上雇用した企業に対しまして、奨励金を交付するものでございます。

03企業立地促進融資利子補助金は、企業が寒川町企業等の立地促進に関する条例により、固定資産税の不均一課税の適用と、県の企業誘致促進融資等を受けた場合に、その融資に対する利子分を助成するものでございます。

次に、タブレットは9ページ、3目観光費、01観光事務経費でございますが、まず、報償費につきましては、毎年観光協会が実施しております、写真コンクールの記念品代でございます。旅費は職員の出張旅費でございます。需用費の光熱水費は、さがみ縦貫道路寒川北インターチェンジ入り口に設置しております、観光案内看板につきまして、夜間のライトアップに伴う電気使用料でございます。役務費は、寒川駅南口、北口及び寒川北インターチェンジに設置しております、周辺案内看板等の建物共済保険加入費用でございます。

次に、タブレットは10ページ、02観光振興事業費の需用費の消耗品費でございますが、県内外で実施いたします、観光キャンペーン等に配布するノベルティを購入するための消耗品費でございます。

次に、負担金補助及び交付金でございます。まず、負担金につきましては、県内市町村と観光物産関連団体で組織いたします、神奈川県観光協会負担金3万円と、県と県内市町村で組織する県観光振興対策協議会の負担金7万円でございます。

次に、補助金につきましては、タブレット14ページを併せてご覧ください。04町観光協会補助金でございますが、町内にある観光資源を広く町内外に紹介し、町の観光振興を図るとともに、多くの観光客が寒川町を訪れていただけるような事業の展開をするため、町観光協会に対しまして、運営費及び事業費について補助するものでございます。

次に、05浜降祭補助金でございますが、浜降祭の実行委員会に対しての補助金30万円と同日に開催されます、さむかわ神輿まつりを主催する、さむかわ神輿まつり実行委員会に対しましての補助金20万円を予算計上したものでございます。

以上が産業振興課所管の令和4年度予算につきまして、説明とさせていただきます。ご審査よろしくお願いたします。

**【杉崎委員長】** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。質疑のある方。

横手委員。

**【横手委員】** 幾つかありますので、よろしくお願いたします。

タブレット6ページか、商工業振興事業費ですけれども、商工会といろいろとタグを組んでビジネスシードをいろいろやっていると思うんですけども、具体的に令和4年度、事業計画出てきていると思うんですけども、それも当然共有されていると思うんですが、商工会として特に何か力点を置くものがあるのか、ちょっとそれがあれば教えていただきたいなというのが一つ。

それから、新たなまちづくりに関する調査というのが、500万かけてやるというふうに言っています。500万円がいいのかどうかちょっと分からないんですが、正直言ってもう少しかけてもいいぐらいかなとは思ったんですが、それを置いといて、これのある程度仮説の検証をするのは分かりました。寒川町が要するににぎわい創出の中で、どういうところを呼んだらいいのかとか、どういう開発をしていった

らいいのかとか、それから宿泊施設がいいのか、その仮説の検証をするんでしょうけども、そうなる、調査のターゲットというのはディベロッパーとか宿泊関係者に置いているのか。それを教えていただきたい。それとその場合のどのぐらいの母数を取るつもりなのか、要は回収数です。それを教えてください。

それとエコミックガーデニングですが、これは毎回聞いているんですけども、いわゆるマッチングというところをすごく考えていらっしゃる中で、少しずつその種が出てきているというふうに聞いていますが、これまでのものを含めて、令和4年度、新たに何かその種を今後、花を咲かせるために何かやっていくという方策があるのかどうかをお聞かせください。

それから、観光についてですけれども、令和4年はまだぎりぎり大河ドラマの関係で、梶原景時という1つの、こういう言い方をしているのかどうか分からないですけど、観光コンテンツがありますけど、それを何らかの形で生かすための方策が共有できているか、観光協会と共有できているかどうか、それがあればお聞かせいただければと思います。

以上です。

**【杉崎委員長】** 原田産業振興課長。

**【原田産業振興課長】** 4点、ご質問いただきました。まず1点目、商工会に対して寒川町とタッグを組んでやっている。その中で、令和4年度の力点についてというお話でございます。

こちらにつきましては、町の考えもそうですし、商工会のほうの考えも近いものがございます、エコミックガーデニングでどのような形で商業者を支援していけるかというところを、今現在検討しているところでございます。

町側のほうといたしましては、商業振興、商業施策に強い東京の羽村市のほうに年末にお伺いして、いろいろ先進事例等をお伺いしてきました。今後の取組方法といたしましては、商工会の会長様と、1回、町の執行部、また、地域経済コンシェルジュを含めまして、町の商業施策の在り方について、どう進めていくかということも1回、意見交換会をしたいというふうに考えております。

その後、エコミックガーデニングのファーストステップと同じような考え方になってきますが、商業施策について、大きな方向性がある程度、町として示していく必要があるのではないかとこのように考えております。

そうしたことを考えますと、商業者のニーズであったり、利用者が商業者に求めるニーズ、また、商業者が町に求めるニーズ等を把握していく必要があるかというふうに考えております。具体的には前向きな商業者、何社かにヒアリングを行いまして、町として方向性を固めた上で、商業施策、やる気のある商業者を全面的にエコミックガーデニングでバックアップしていけないかというようなこと取組を双方で進めていきたいというふうに考えております。

当然、商業の振興につきましては、これまで商工会のほうで中心となってやっていた部分もございますので、その部分の業務の割り振り、また、底上げの部分については、これまでどおり商工会にお願いしていくとか、そういった話合いを今後進めていきたいと思っています。

また、この部分については、当然、そういった事業を開始するに当たっては、メリットとなるような補助メニューであったり、いろいろなサービスメニューも、支援メニューも必要になってくるといま

すので、そうした部分につきましては、また、議会の皆様にご報告とともに、ご審議等をお願いすることになると思いますので、よろしくお願いいたします。

次に2点目、新たなまちづくり、これからの仮説の検証ということでございます。

こちらにつきましては、今年度、商工会のほうから、新たな商工会が想定しております、にぎわい交流創出ゾーンの中における研究、調査をしていきたいというような要望があって、今回取組のほうの予算計上させていただいたものでございます。

調査研究の内容といたしましては、商工会のほうからご提案を何点かいただいております、寒川町総合計画2040にぎわい交流創出ゾーンの商工会なりの位置づけであったりとか、コロナ禍後に起こる社会変化に対応したまちづくり、商業施設並びに宿泊施設をコアとした場合のまちづくりの効果など、調査研究を行っていきたいということで、こちらにつきましては、調査委託ということで500万円の見込みをさせていただいているところでございます。

まだ、この委託内容につきましては、これから商工会と共に町のほうと委託内容、調査内容を進めていくことになるかと思っておりますので、具体的なところは、これから進めていくところもあるかと思えます。ただ、町のほうからは、これまであまり検証されていなかった、なぜそもそも東参道部分については発展がしてこなかったのか、そういった原因、そこに近くにお住まいの方たちの考え等もあると思えますけれども、そういったところをしっかりと掘り起こしていただきたいということと、インバウンドがそもそも今進まない状況になっていたりとか、観光でいうと今マイクロツーリズムというふうなところが言われている中で、この先そういった観光事業の人の見込みをどうしていくのかと。そういった部分についても少しお話をさせていただこうというふうに思っています。

ただ、この部分については、ゾーン全体での調査ということになりまして、ゾーンということですので、中央公園を中心に神社、また公共施設等全体の可能性について調査するというような形になっておりますので、また、この辺り進展が出てきたら、皆様にも随時ご報告はしていきたいというふうに考えております。

また、今年度実施しておりますホテルの調査も、まだ、商工会のほうからは報告はいただいておりますが、恐らくこの報告についても次の調査に併せて、さらに、組み入れていくような考え方になっているのかなというふうに考えております。

続きまして、1点飛びまして4点目、観光協会の令和4年度大河ドラマについてでございます。こちらにつきましては、観光協会と町等でいろいろ調整をしながら実施して動いております。先日、皆様のほうにもお配りさせていただきました、「梶原のスゝメ」みたいなものも観光協会で作っていただいたものでございます。こちらにつきましては、県の補助金を2分の1使わせていただいて、6,000部作成させていただいております。

また、観光協会のほうでは、梶原景時にちなんだ、それまでレイラインツアーと言って寒川神社を中心にツアーガイドを行ってございましたが、そこに梶原を組み込んだ形でツアーを今行っていて、大変好評をいただいているというようなことを聞いております。

ただ、基本的に、町のこの大河ドラマに関する考え方としては、要は観光という部分の施策よりも町としては梶原景時をまず知っていただくということであったり、町の認知度を上げるための考え方、そ

れと梶原景時自体のイメージが偏ったイメージになっていますので、その辺りのイメージをしっかりと広げていくということの取組を町としては行っていこうという形で、関係課長様とそういったお話をしているところでございます。

以上でございます。

**【杉崎委員長】** 吉田副主幹。

**【吉田副主幹】** 3点目のエコノミックガーデニングの令和4年度の取組方策ということのお問合せに対してでございますが、実際、企業支援というふうなことを展開させていただく中で、大きな目標としては域外で企業さんが活躍できるような成長を目指し、支援をさせていただいているところでございます。

この間、2017年に経営者コミュニティである次世代経営者研究会の設立後、経営支援というふうなことと、あと一体となったオンライン展示会も含めたいろんな展開を進める中で、やはり町内の企業さんの横向けの連携が進んできたというふうな状況がございます。

これまでは、経営者に特化した事業計画の策定支援ですとか、そういったことをさせていただいたんですが、この間、前年度と本年度にかけて、経営者を支える右腕となる製造リーダーに対する製造リーダー研修会というふうなことを2講座、10か月程度かけながらやらせていただいています。製造リーダーが育ってきたということで、今度は会社全体が成長できるようなフィールドという環境をつくろうというふうなことを目的を持ちまして、令和4年度には、経営管理講座というのをそういったこれまで支援をしてきた企業さんを対象にはなりますが、全体で企業を盛り上げていこうというふうな形で、10か月程度の講座を展開する予定を考えてございます。

以上でございます。

**【杉崎委員長】** 横手委員。

**【横手委員】** 分かりました。まず1つ目の商工会等のいわゆる協業のスタンスというのはよく分かりました。特にエコノミックガーデニングを活用して、今の会員さんをよりしっかりと支えていくということだと思いますので、それはすごくいいと思います。これについても結構でございます。

それから、にぎわい創出に関する調査なんですけども、すいません、ちょっと若干甘いかなのというのが思いました。もっと本来であれば決め込んだ形で、ここにお金が出てきている以上は、あまりにもちょっとざっくりした答えだったなと非常に残念だなというふうに思いますが、しかし、これからしっかりとやっていただけるということを含みおいて、ちょっとこれ以上聞くのはここではここまでにしておきたいなというふうに思います。

それから、エコノミックガーデニングは分かりました。本当によくやっているのは分かるんですけど、どっちかという、それこそドラマ「下町ロケット」の世界のものづくりの世界をしっかりとやっぱり支えていこうというのにはよく分かっています。

もう少し進んだところで、いわゆる今そのスタートアップ企業であったり、それからICT系の企業を新たに支えていくというエコノミックガーデニングの、いわゆる戦術の部分ですね。そういう方向性が考えられないのかというのをちょっとお聞かせいただければと思います。

それから観光についてですが、観光、梶原景時を使って大河ドラマとタイアップというのはなかなか

正直難しい。一般質問でも言わせていただきましたけれども、NHK系の企業と組んだらもうどれだけ持っていられるか分からない。その中で、うまいとこついでやっているなと思います。ただ、もう少し、まだまだまだ、ぎりぎりまでできるんだったら考えてやっていただきたいなというふうに思いますが、まだちょっと絞れるアイデアがあるなら絞っていただきたいなというところがありますので、そこはちょっと考えてやっていただきたいなというふうに思います。

なので、特に答えは3つ目のエコミックガーデニングのスタートアップ、それから、ICT系の企業に対するアプローチをどうするかというところについて、お答えいただければと思います。

【杉崎委員長】 吉田副主幹。

【吉田副主幹】 企業のスタートアップ系、ICT系に対するアプローチというふうなことのお問合せです。

現在、私どももそういったことに取り組めないかというふうなことについては、この間ずっと模索はしている状況でございます。なかなかやはり掘り起こしですとか、そういった機運とかマインドの醸成みたいなことをしていくのが、今精いっぱいのところでございますが、可能性として今現在掘り起こしの中で見つからない、見つかっていないところがございますが、大企業さんの例えばいろんな経験を積んだ方の新たな創業みたいなことですとか副業とか、そういったいろんな動きがある中で、そういった可能性をちょっとニーズ把握をしていきたいというふうなことは、現在のところ考えているところでございます。

【杉崎委員長】 他にございますか。

青木委員。

【青木委員】 まず3ページの勤労福祉事業費について、貸付金ですかね、これ。取りあえずこの実績に伴う減額ということだったので、その実績がどうだったかということをやっと数字的にも詳しくお聞きします。

それと6ページの商工振興事業費の住宅リフォームですね。先ほどちょっと新しい何か始まるような感じだったので、今回ちょっと聞くつもりじゃなかったんですけど、何か新しい動きが、先ほどおっしゃっていたので、その点の住宅リフォームについてのことを、もう一度詳しくお聞かせ願えますか。

【杉崎委員長】 原田産業振興課長。

【原田産業振興課長】 2点のご質問をいただきました。まず、1点目につきましては、勤労者福利資金の預託金の部分になろうかと思えます。

こちらは労働金庫に預託しているものでございまして、昨年、3,000万の預託金を用意していたものについて、今年度につきましては1,000万減の2,000万とさせていただいたものでございます。

利用実績につきましては、令和3年度、34件ございまして、金額につきましては1,719万7,925円が、1月現在の時点での実績となっております。こちらの融資件数につきましては、平成28年度に92件、令和元年度になって53件、令和3年度の1月末現在で34件という形で、かなり利用実績が減ってきているという状況がございます。

こちらにつきましては、住宅費であったり教育費であったり、もろもろ消耗品の財産の購入であったりとか対象がございまして、利用実績が減ってきているという状況がまずございます。この部分につき

ましては、労金さんにいろいろお話を伺っているんですけども、やっぱり自動車の購入であったり減ってきている。また、教育ローンについても、割と地域の、町内の金融さんでもかなり金利を抑えた額での融資が動いているというところもあって、実績が減ってきているんじゃないかというようなお話をいただいています。これは寒川町に限らず、各県内の市町村もそれぞれ同じような流れになってきておりますので、減額をさせていただいたというところでございます。

ただ、町としては、これまで同様3倍協調の部分については、維持していきたいというふうに考えておりますので、また、この後コロナ禍の状況とかによって利用が増えてきた場合には、当然、預託金を増やしていこうというふうに考えているところでございます。

次に、2点目の住宅リフォーム等建設工事推進事業費助成金の変更点についてでございます。

こちらにつきましては、これまで1戸につき1回に限って5%、上限額で6万円の助成をさせていただいていたというところでございます。ただ、ここで10年が経過したことにもよります、リフォーム、おおむね大体大きな工事は10年に一度ぐらい行われているかなというものもありますので、そういった方たちからのお話もございました。

当然、町のほうとしても、1戸につき1回限りということになりますと、この先20年、30年やっていくことになると、20年、30年分調べなければいけないというところもありますので、制度を安定的に進めていく中でも、今回見直しが必要かなというふうに考えているところでございまして、見直した大きな点としましては、10年でさらにもう一度申請が受けられるようになったこと、それと、金額については当然予算の規模も考えていかなければいけないという部分もありますので、今回から半額の3万円とさせていただいたものでございます。

その他の内容、例えば助成金の最低ライン、20万円の工事をしなきゃいけないよとか、工事の対象となるもの、居住に関わる部分が対象となって外溝であったり、駐車場のカーポートであったりそういったものは対象にならないと。そういったものの考え方については、今までと同様でございます。

以上でございます。

**【杉崎委員長】** 青木委員。

**【青木委員】** やはりもう勤労費については、もういろいろな金融機関も対応されているということで、減っているということで、今のところはそんなに、また何かいろいろな事態が起きたら、また、そこは増やしていきますよということで、こちらのほうは分かりました。

住宅リフォームのほう、これは10年1回限りだったんですけど、もう1回、その申請をし直せるということとちょっと確認ということと、あと、この周知法ということについては、どういうふうに取り組んでいかれるのかということをお聞かせください。

**【杉崎委員長】** 原田産業振興課長。

**【原田産業振興課長】** 住宅リフォームのほうのご質問にお答えをさせていただきます。

まず、周知方法でございますが、当然、予算の審議をいただいて、議決をいただいてからの対応ということになってきますので、今の予定といたしましては、4月1日の広報に、皆様にお知らせをする予定でございます。

それとリフォーム、町内でやっていただいている業者さん、当然、町のほうとしても実績持っており

ますので、過去2年、実績がある事業者さんに対しては、全てご通知を、ご案内をさせていただく予定でございます。また、それ以外にも商工会さんのほうを通じて、事業所等にもお知らせをさせていただく予定で、現在動いております。

【杉崎委員長】 もう一度申請するんですかという質問です。

【原田産業振興課長】 すいません、10年経過した利用者さんについては、もう一度申請が可能になってきます。なので10年間過ぎれば、今後だんだん増えていくというような予想しております。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

山上委員。

【山上委員】 それでは、私も今青木委員のほうがお尋ねいただいた、住宅リフォーム等建築工事推進助成事業費の関係でお伺いしたいと思います。

まず、令和3年度で結構ですので、今現在で助成件数というのは何件あったのでしょうか。それで先ほどからご説明があるとおり、工事費の5%、上限3万円ということで改正するということなんですが、税抜き金額で60万円以上のリフォームを行わなければならないということ、満額いただく場合、それで申請件数が増えるかなというところがございますが、そこら辺どうお考えでしょうか。

【杉崎委員長】 原田産業振興課長。

【原田産業振興課長】 住宅リフォームについてのご質問です。

まず、令和3年度の実績でございますが、まだ令和3年度続いておりますので、2月28日現在、2月末現在でお答えをさせていただきますと、申請件数につきましては106件、執行額につきましては530万4,000円になっております。

今後、増えていくのかどうなのかというところでございますが、正直、なかなか見込みが難しいというのが現状でございます。というのもこのリフォーム事業、今お話ししたとおり執行額が今年度530万4,000円に対して、当初予算額が200万円、かなり乖離があるような状況でございます。

これというのは、前回の決算のときにもちょっとお話をさせていただきましたが、コロナ禍ということであって、かなり特需があるのかなというふうに感じているところです。ちなみに令和2年度についても81件で、400万弱の実績がございました。それ以前、コロナ禍前、そうすると29年、30年あたりが対象になってくるかと思うんですが、この辺りの申請額については、29、30とも56件ずつでした。執行金額についても、260万から280万ぐらいの金額でしたので、かなりコロナ禍ということもあって巣籠もり需要で増えているのか、また、お金の使い方が例えば食事であったり住環境にであったりということで、使い方が変わってきたのかというところも少し見えないところもございまして、なかなか今後増えていくのかなどうなのかなという見込みが難しいところでございます。

ただ、自分の感覚で言わせていただくと、やはり先ほども少しお話ししたとおり、お家を建てて、うちもそうでしたが、10年後ぐらいに壁を塗り替えて、また、今、15年たっていますけど、また、5年ぐらいすると塗り替えるのかなということを考えると、今利用されている方はやっぱり10年後にはリフォーム業者さんの信頼とか、そういった部分もありますけども、納得されているのであれば同じ業者さんをお願いする、または相みつを取るということになってくるので、基本的には申請件数はすぐには当然

増えませんが、徐々に増えていくのかなというふうに思っています。

また、令和3年度の実績からお話ししたとおり、106件に対して500万ちょっとということですが、マックス6万円には達してなくて、大体平均の利用額というのは5万円程度、4万円後半から5万円程度の利用額になっていますので、60万ということで今回3万円にさせていただくんですが、利用される方からするとほぼほぼ3万円にすると、マックスの上限額でご利用いただけるのかなというふうには感じているところでございます。

以上です。

【杉崎委員長】 山上委員。

【山上委員】 分かりました。それで実は、令和3年度の助成事業のパンフをちょっと見たんですけども、要は先着順で受け付け、それで交付見込額が予算に達した時点で受付終了となりますという制度なんです。これは今回の見直しの中には入ってないということでしょうか。

それともう1件なんですが、介護保険、それと障害支援の中で住宅改修という制度があるんです。このリフォームの推進助成金の基本的な考え方としては、町内の事業者の方に、要はそういった仕事を請け負ってもらってというところで考え方があると思うんですが、ぜひとも介護保険、それと障害者のほうの住宅改修の関連で、ぜひとも連携をして町内の業者を使えるような、何か算段をしていただけたらなと思います。

やはり産業振興課としてのお仕事としては、町内業者の要は潤っていただくということが主眼だと思っていますので、そこら辺もしお話できたら、していただけたらと思うんですが、いかがでしょうか。

【杉崎委員長】 原田産業振興課長。

【原田産業振興課長】 ありがとうございます。2点ご質問いただいております。

まず、1点目、先着順の部分でございますが、この部分については、これまでどおりの制度とさせていただきます。ただ、途中で予算が切れたからといって不公平感があってはいけないというところもございまして、これまでやってきた10年間については、予算が足りなければ補正予算のほうを提案させていただいて、ご承認いただくであったり、予備費の充用をさせていただいて対応しているというのが実情でございます。

それと最後、介護の部分等々と連携をしてということでございます。ちょっとやり方等、これから勉強しなければいけないところもございまして、ただ、介護だけではなく多分環境のエコーの関係とかも連携していく必要も出てくるかと思っておりますので、その辺りどういったところがこのリフォームと重複する部分なのかと、どういった連携が取れるのかということも含めて、今後、検討させていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

【杉崎委員長】 他にございますか。

関口委員。

【関口委員】 お願いしたいんですけど、先ほど話が出た貸付けの関係について1,000万減したという、これについても今実績の中からという話なんですけど、僕自身の考え方としては企業、寒川町は企業の町で、農業から企業に切り替えてきたということがありますけども、20年、30年くらい前の要するに勤労者と、今の勤労者というのは変わってきていると思うんだよね。そういった意味では、これも古

い事業ですから、そういった意味では、そろそろ見直してもいいのかなという気もしないでもないですね。

そのほかのいろんな融資制度もありますし、銀行さん自身もいろんな形での融資もしていますから、そういった意味では、この辺のことについて少し見直しをかけても、また、もし例えばやるにしても新たなというね、何かここでもって1回探ってみるということも必要なのかなという気がするんですけども、今までの流れの中、それから、今現在の状況等含めて、ちょっとご意見をお伺いしたいなと思います。

それから、先ほどもちょっと出ましたけど、にぎわいの関係ですけど、課長らしくないね、こういう予算の取り方というのは。にぎわいでもって取ったはいいいけど、何をやるんだかまだ決まってないというね、何かこういう取り方って、課長らしくない。

あなたがこういうことをやるような、商工会長に押し切られたのかなという気もしないでもないんだけど、でもどっちしても悪いことをやるんじゃないんで、きちっとやっぱり目的を定めて事業につけていかないといけないと思う。だから、抽象論でのものに対して予算づけするというのは好ましくないの、やはりこういう事業をやるという目的があって、それに対しての事業じゃないと、予算でない、過大評価の部分が狂ってきちゃうから、それはあってはいけないなという気がするの、この点については、横手議員がよく途中で抑えてくれたなと思っているけど、これについて見解をいただきたい。

それからもう一つは、コロナの中で2年コロナ禍が続いたんだけど、昨年から比べると、法人税が随分、1億1,000万ぐらい上がってきてるんだよね。そういうことからすると前年度からすると38.4%ぐらいアップをしている。こういうことからして、本当に企業の町なんだけども、企業の皆さんには大変お世話になっているし、今言われるエコノミックなんかにしても、いい形での実績が年々ついてきていますから、そういった意味で全体的にという気もするんですけども、ただ、だけこのコロナの中でどうなんだというあれはするんですが、町税だけでも約3億が伸びている。そういうことから考えると、このコロナが寒川にとっては、そんなに影響はないんだなという気もしないでもない。

ただこれが、2年後、3年後、4年後、5年後にどうなっているかということをやっぱり視野に入れなければいけないんだろうと思うんだけど、今、いろんな形でエコノミックやりながら、企業さんにいろんな形でのアプローチかけたり、情報提供したり、いろんなコンタクトを取っていると思うんですけども、そういう中で今回上がってきている、4億から上がってきている、前回は2億8,000ですから、4億から上がってきているこの法人税のことを考えると、非常に企業さん、厳しい中であっても、何とか実績を伸ばしてきているなという感じがするんで、その辺について回っていて、コンシェルジュの先生も含めて、どういうふうな感想を持っておられるのか、その辺の見解をいただけますか。

**【杉崎委員長】** 原田産業振興課長。

**【原田産業振興課長】** 3点、ご質問のほうをいただきました。

まず、1点目でございますが、労金のほうの預託金でございます。こちら、今後の考えはというところでございますが、実際のところ利用者が平成28年と比べて、平成28年のときに92件の利用があったものに対して、令和3年度は34件という形で、3分の1ぐらいに申請が減ってきているところもございます。

この部分については、今後どうしていくのかというのは、県内市町村も同じような考えで、いろいろ議論をしているところがございます。ただ、一概に1回見直して廃止ということについては、今実際に利用者もいるところもありますので、そこはしっかり今まで維持していくものは維持していかなければいけないのかなというふうに考えている一方で、ただ、地域の金融機関さんたちも、かなり頑張っていたいて、なかなか利率が低いいろいろメニューとかもつくってくださっているところもありますので、そういった部分について少し例えば預託とかで支援ができないとか、その辺りも含めて少し考えていく必要はあるかなというふうに考えています。

また、これは要は融資だけではなくて勤労者施策なので、ほかに何か勤労者施策として町が取り組めることがあれば、そういったところにシフトしていくのはありなのかなというふうには思っているんですが、なかなか支援という部分でいい施策が今のところ出てきてないのが状況ですが、その部分については近隣市町村といろいろ話しながら、また、先進事例も見させていただきながら、検討していければなというふうに考えているところがございます。

また、2点目、にぎわいゾーンについては、申し訳ございませんというところもありまして、なかなかお答えしづらいところもあるんですが、こちらにつきましては、一般質問でも今回ゾーンの在り方、考え方についてかなり議論がされていたところございまして、総合計画の位置づけ等については産業振興課だけではない部分もあるのかなというふうに考えております。

今回の調査委託につきましても、なかなか切れのいいお答えができなくて申し訳ないんですけども、商工会が想定しているゾーン全体での計画を示していきたいというお話をいただいているところもありまして、そうすると今公共施設で白紙になった部分の活用についての民としての考え方であったりとか、産業振興課にとどまらず、かなり課をまたがっての今回調査になってくる部分もありますので、関係課と少し調整もしながら進めていかなければいけないのかなという部分もありまして、なかなかちょっとお答えが今すぐ詰まってなく、できない状況でございます。

ただ、やるからには、ある程度町の意味もしっかりと示した上で進めていく必要があるのかなというふうには考えておりますので、その辺りにつきましては、企画政策課も中心になってということになってくるとは思いますけども、各担当で意見を出し合いながらどういうふうに進めていくか、また、どういったお願いをしていくかというところは考えていかなければいけないかなというふうに思っているところでございます。

それと3点目、コロナ禍が2年続いた中でというところで、コンシェルジュの先生もそうですし、なかなかこっちから出向いて積極的な訪問というのはできないところは実情なんですけども、でも、訪問を許していただいている企業さん等については、いろいろ顔合わせをしてお話をさせていただいているところです。担当として感じるところにつきましては、非常にこういう厳しい中でも頑張っている企業さんは物すごい努力いただいて、頑張っているなというところが感じています。

ただ、一方で、コロナ融資がゼロ金利で行われていましたが、その据置期間がここで終了ということになって、要はお金を返す返済が開始されたという状況がここで始まっています。そういった部分、やっぱり金融さんとかとお話をさせていただくと、要は債権の整理であったり、町内でも2件ぐらいそういう問合せがあったんだよなんていうお話をいただいておりますので、これから、そういった返済

が始まってくるとお金のやり取りが回らなくなって、そういった状況が少し出てくるのかなど。そういった部分に対して、今、町ができるのかな、できることが何なのかということをしっかり考えていく必要があるかなと思っています。

その部分については、例えば融資を受けていく上でも事業をどういうふうに展開していくかという部分の事業計画の考え方や、金融のお金の部分の改善計画であったり、そういった部分の支援を中心に行っていく必要があるのかなということは、担当としては思っているところでございます。

以上です。

【杉崎委員長】 関口委員。

【関口委員】 1点目の融資の関係についてはちょっと議論をしてみてください。ある意味で言うと、目先を変えていくということも大事かなという気もしますし、その辺のことも踏まえてちょっと調査研究というか、ちょっとやってみていただきたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

また、2点目の関係については、にぎわいの関係については決して反対しているわけじゃなくて、しっかりと方向性を出さなきゃ駄目だよという、こういう思いですので、今年の夏くらいから始めた予算編成じゃなくて、追い込んでこれをぶっ込んだような感じもするんで、町長査定の中でもかもしれない。その辺のことは突っ込みませんので、そういった意味では、各課との調整もできなかったということもよく分かったから、いずれにしても早いうちにしっかりと方向を定めて、商工会なんかともよく相談しながら、しっかりと調べて調査に入ってもらいたいなと思いますので、執行に入ってもらいたいなと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

これは一言いただいて、あと企業のコロナの関係についての経営の部分についても、今、課長が言われて、なるほど、そういうふうな動きがこれから来年、再来年、3年後、5年後表れてくるんだという、それがコロナの厳しさかなという気がします。

そういった意味では、そのときに行政側が企業さんに寄り添うような、いろんな形で情報にしても、それから融資できる融資の部分についても、何か支援できる事業があれば、その辺のことも踏まえて、商工会なんかともよく連携を取りながら、また、コンシェルジュの先生なんかとも相談しながら、次の手が打てるかと打てないではうんと違ってくると思うんで、企業支援の手が。ですから、そここのところを抜かりなくやっていただいて、強い企業さんになってもらう。それがイコール町の財政に安定感が出てくるわけですので、その点の手の打ち方が大事だと思いますので、それについてもう一言いただいて終わりにしたいと思います。

【杉崎委員長】 菊地環境経済部長。

【菊地環境経済部長】 商工会のにぎわい交流ゾーンの補助金につきましては、ちょっと歯切れの悪い回答で、誠に申し訳ございません。関係課、いろんな町の中で総合計画ということでいろんな関係課と関係し、絡みますので、そちらのほうと町の考えをどういったものにするか。そこと商工会と執行するに当たって検討して、調整しながら執行したいと思いますので、ご理解いただければと思いますのでよろしくお願ひいたします。

【杉崎委員長】 原田産業振興課長。

【原田産業振興課長】 ありがとうございます。最後3点目の部分でございます。

今コロナ禍という状況がございまして、どういった課題が出てくるかというところも、いろんなことが想定できないものが起きてくるんだと思います。そういった部分につきましては、企業支援担当として先手先手が打てるように、しっかり努力していくという部分と、何しろ皆様からいろいろお話を聞くことが一番重要なのかなというふうに思っています、それは企業さんしかり、支援機関しかりというところもありまして、しっかりそういった情報を入れながら手を打っていきたいというふうに考えておりますので、今後ともまた皆様をお願いすることも出てくると思いますので、よろしく願いいたします。

【杉崎委員長】 それでは、これをもって質疑を打ち切ります。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

再開は10時25分。

---

【杉崎委員長】 休憩を解いて、特別委員会を再開いたします。

次に、環境経済部環境課の審査に入ります。

それでは、執行部の説明をお願いいたします。

菊地環境経済部長。

【菊地環境経済部長】 引き続きまして、環境課が所管いたします、予算の審査をお願いいたします。説明につきましては大山環境課長より、質問につきましては出席職員で対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

【杉崎委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 おはようございます。それでは、よろしく願いいたします。環境課の令和4年度予算につきまして、説明をさせていただきます。

予算書の歳入につきましては24ページから39ページ、歳出につきましては54ページから57ページ及び72ページから75ページでございます。2款総務費1項総務管理費12目環境保全対策費及び4款衛生費2項清掃費の1目清掃総務費、2目じん芥処理費、3目し尿処理費、4目美化センター費でございます。説明に当たりましては、タブレット資料020環境課、予算特別委員会説明資料により説明させていただきますので、よろしく願いいたします。なお、19ページ以降が委託事業一覧でございます。

それでは、タブレットの2ページをご覧ください。12目環境保全対策費1自然環境保全の推進事業費の1自然共生推進事業費でございます。自然共生推進事業費につきましては、自然環境の保全のため、環境団体との共同等により、環境学習の機会を提供し、意識の向上と環境活動の推進を図るものでございます。報償費につきましては、目久尻川及びその周辺で実施する川の生き物調査隊、並びに野鳥観察会の講師謝礼でございます。委託料につきましては、相模川美化キャンペーンのごみ運搬費でございます。負担金補助及び交付金につきましては、寒川環境町民会議、エコネットへの交付金でございます、継続して実施していただいている河川の清掃活動や環境課との共催事業に加え、さむかわ中央公園のピオトープの整備等、環境保全に寄与する活動を積極的に実施していただいております。

続きまして、3ページをご覧ください。1自然環境保全の推進事業費の2公害防止対策事業費でございます。委託料につきましては水質検査委託料でございます、県が行っている測定を補完するため、

継続的に小出川の2地点と目久尻川、一之宮第二排水路の4つの地点で調査を実施するものです。

そのほか、予算計上はございませんが、町では平成22年度より公害防止対策を推進し、町民の健康及び快適な生活環境の保全を図るため町内事業所と環境保全協定を締結し、事業所と町が一緒になって環境保全に取り組むという方針を再確認し、その取組の一環として、事業所を対象に環境保全研修会を開催してございます。

続きまして、4ページをご覧ください。自然環境保全の推進事業費の3有害鳥獣等対策事業費でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費、需用費の消耗品につきましてはハチの駆除スプレーや有害鳥獣捕獲のための箱わなの購入費でございます。委託料につきましては、アライグマやハクビシン等の有害鳥獣の駆除業務委託料とスズメバチ駆除業務委託料でございます。

下表をご覧ください。有害鳥獣等対策事業費の特定財源でございます。歳入番号①は予算書の26、27ページ、鳥獣飼養許可証交付手数料、歳入番号②は予算書の32、33ページ、市町村事業推進交付金のうち、有害鳥獣駆除事業に対するもので、補助率は事業費の2分の1でございます。アライグマやハクビシンなどの捕獲檻の購入費及び駆除業務委託料に充当してございます。

続きまして、5ページをご覧ください。1自然環境保全の推進事業費の4環境衛生事務経費でございます。報酬につきましては、13名分の環境審議会委員の報酬、旅費につきましては、委員の費用弁償と職員の普通旅費でございます。役務費につきましては、6年ごとに実施しております振動レベル計検査料と、3年ごとに実施しております騒音振動レベル計用レベルレコーダーの検定料でございます。負担金補助及び交付金につきましては、高座地区河川をきれいにする会と桂川・相模川流域協議会の負担金でございます。

続きまして、6ページをご覧ください。1自然環境保全の推進事業費の5地球温暖化防止対策事業費でございます。18ページ記載の廃止事業、資源循環の推進事業費の地球温暖化防止対策推進事業費から、予算の移設、組替えをしたもので、温暖化防止クリーンエネルギーの普及啓発における支出でございます。需用費の消耗品につきましては、夏場にヘチマ等を使用したグリーンカーテン用の有機バイオ土代でございます。負担金補助及び交付金につきましては、脱炭素化に資する再エネ省エネ設備等の導入に関わる補助金でございます。なお、茅ヶ崎市、藤沢市の2市1町、湘南エコウェーブ令和4年度の負担金につきましては、市町村振興協会助成金を活用し、事業費の全額が対象事業ということで、予算はございません。

続きまして、7ページをご覧ください。2動物共生の推進事業費の1動物対策事業費でございます。動物対策事業費につきましては、犬の登録の推進と狂犬病予防注射の接種率の向上を図るとともに、猫の不妊・去勢手術費の助成、ボランティア団体への補助を行い、動物共生の推進を図るものでございます。報酬につきましては、狂犬病予防集合注射時、及び犬の登録事務に係る会計年度任用職員の報酬、報償費につきましては、愛犬のしつけ教室の講師謝礼、旅費につきましては職員の普通旅費、需用費の消耗品費につきましては、犬の登録用の観察並びに予防接種の注射済み票、災害時救護活動用の消耗品等の購入費でございます。役務費につきましては、狂犬病予防集合注射開催通知等の郵送料、委託料につきましては、県獣医師会への犬の登録及び注射促進協力事業の委託料と担当職員の破傷風予防接種委託料、動物愛護法の法改正に伴う犬の登録管理システムの改修委託料でございます。使用料及び賃借料

につきましては、犬の登録システムのリース料でございます、令和4年2月末現在、犬の登録数は2,798頭でございます。

負担金補助及び交付金につきましては、飼い主のいない猫の不妊・去勢、子猫の里親探し等の動物保護活動を行うボランティア団体への補助金と飼い主に対しての猫の不妊・去勢手術費の補助金で不妊70匹分、去勢50匹分でございます。令和4年度も引き続き、飼い猫及び飼い主のいない猫に対する不妊・去勢の助成を継続し、無秩序な繁殖の防止に努めてまいります。

下表をご覧ください。動物対策事業費の特定財源でございますが、歳入番号①は予算書の26、27ページ、犬の登録等手数料で、町手数料条例に規定された申請手数料を徴収するもので、負担金補助及び交付金を除くすべての事業費に充当しております。また、備考欄に記載のとおり、犬の登録に係る職員給与費及び他事業にも充当しております。歳入番号②は予算書の36、37ページ、まちづくり基金繰入金の寒川キヤットプロジェクトへのクラウドファンディングでございます、猫の不妊・去勢手術費助成事業や動物保護活動補助金に充当しております。

続きまして、8ページをご覧ください。環境保全担当の最後の科目、地域美化の推進事業費の1地域美化活動推進事業費でございます。この事業では、町民の皆さんのモラルと美化意識の向上を図り、ごみのないまちづくりを目指し、6月、11月の年2回、まちぐるみ美化運動等を実施しております。需用費の消耗品につきましては、まちぐるみ美化運動や環境美化活動で使用するごみ袋及び犬猫のふんの放置禁止看板の購入、印刷製本費につきましては、小中学校の環境美化啓発ポスター最優秀作品1点を100枚印刷し、町内の公共施設や駅、金融機関、スーパーやコンビニ等に掲示し、ポイ捨ての禁止、犬のふんの放置禁止、落書き禁止、野外活動に伴う料理くずの投棄の禁止、動物の適正管理、深夜花火の禁止など、住みよい環境を守り育てるまちづくり条例の啓発を実施しております。役務費につきましては、住みよい環境を守り育てるまちづくり条例の三面啓発塔の保険料、委託料につきましては、まちぐるみ美化運動、環境美化活動のごみ運搬費でございます。

下表をご覧ください。地域美化活動推進事業費の特定財源でございますが、歳入番号①は予算書の26、27ページ、先ほども説明いたしました、犬の登録等手数料でございます、消耗品費に充当しております。

続きまして、衛生費関連につきまして説明いたします。予算書は72ページから75ページをお開きください。タブレットの9ページをご覧ください。4款衛生費2項清掃費1目清掃総務費1職員給与費でございます。環境課資源廃棄物担当、美化センター、広域リサイクルセンターの職員11名分の人件費でございます。

下表をご覧ください。職員給与費の特定財源でございますが、歳入番号①及び②は予算書の38、39ページ、美化センター並びに広域リサイクルセンター管理運営に関する茅ヶ崎市からの負担金のうち、それぞれ職員給与費に充当するものでございまして、このほかは備考欄記載のとおり、施設の管理運営費に充当しております。

続きまして、10ページをご覧ください。3資源循環の推進事業費の1清掃総務事務経費でございます。旅費につきましては、職員の普通旅費、需用費の光熱水費につきましては、寒川駅北口公衆トイレの電気代、水道代、下水道使用料、役務費につきましては建物共済の任意保険料、委託料につきましては清

掃委託料でございます。毎日の清掃と年4回の特別清掃実施、清潔なトイレの維持管理に努めております。負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県町村清掃行政協議会負担金と大気汚染負荷量賦課金でございます。

続きまして、11ページをご覧ください。2目じん芥処理費1資源循環の推進事業費の1ごみ資源物収集処理経費でございます。収集したごみ及び資源物を環境事業センターやリサイクルセンターへ搬入して、中間処理後、最終処分に至るまでの経費でございます。需用費の消耗品につきましては、最終処分地への挨拶時の手土産代、廃乾電池運搬用の土のう袋や蛍光灯の運搬用の段ボール等の購入代、ごみ置場の境界を明確にする境界プレートの作成代で、印刷製本費につきましては、毎年作成いたします分別収集日程表の印刷代でございます。役務費につきましては、臨時ごみ用証紙の販売店への証紙売払手数料、委託料につきましては、集積所から収集した資源物をリサイクルセンターへ、可燃ごみ、可燃粗大ごみ、不燃ごみを茅ヶ崎市環境事業センターへそれぞれ搬入する収集運搬委託、資源物収集時に使用するコンテナ及びラッセル袋等を収集日の前日に配布する委託、家庭まで取りに伺う臨時ごみの収集運搬委託、事故等で亡くなった死畜の収集運搬委託、焼却灰を千葉県銚子市及び秋田県小坂町の民間処分場への運搬処分委託及び栃木県小山市と茨城県鹿嶋市の民間企業へ溶融資源化処理委託、茅ヶ崎市において可燃・不燃ごみの処理業務委託等でございます。原材料費につきましては、ごみ置場補修用のコンクリートブロック等の原材料費でございます。負担金及び交付金につきましては、茨城県鹿嶋市への焼却灰搬入のための環境保全協力金及び茅ヶ崎市への広域粗大ごみ処理施設建設に伴う事業者選定選考委員会の報酬及び事業者選定業務の負担金でございます。なお、秋田県小坂町への環境保全協力金につきましては、事業者経由での支出となるため運搬処分委託料には含まれておりません。

予算書6ページ、第2表、債務負担行為でございます。表中2番目の不燃大型ごみ処理業務委託料、3番目の広域粗大ごみ処理施設建設事業負担金につきましては、茅ヶ崎市環境事業センター内に整備を進めている広域粗大ごみ処理施設の令和4年度から、令和26年度までの23年間の管理運営に関する費用と、令和4年度から令和6年度までの3年間の建設に伴う費用でございます。令和7年度からの稼働に向けて、令和4年度にDBO・設計建設運営管理を一括発注しますので、このタイミングで債務負担行為とするものでございます。

続いて下表をご覧ください。ごみ資源物収集処理経費の特定財源でございますが、歳入番号①は、予算書の26、27ページ、廃棄物処理業許可申請手数料、歳入番号②は、予算書の28、29ページ、臨時ごみ処理手数料でございます。申請時及びごみ収集時に、町手数料条例に規定された料金を徴収するものです。歳入番号③は、予算書の30から33ページ、市町村自治基盤強化総合補助金の一部を充当しております。歳入番号④は、予算書の34、35ページ、物品売払収入の中の指定収集袋売払収入で、歳入番号⑤は、予算書の38、39ページの広告掲載料でございます。印刷製本費、可燃ごみ等収集運搬委託、臨時ごみ収集運搬委託及び広域粗大ごみ処理施設建設事業負担金に充当しております。

続きまして、12ページをご覧ください。ごみ減量化・資源化推進事業費でございます。ごみ減量化等の推進及び資源物の適正回収を目的に、自治会や衛生指導員等の協力により分別収集等の徹底を推進する事業費でございます。報償費につきましては、資源物分別に伴う自治会への報償金と、衛生指導員や15人で構成する廃棄物減量化等推進協議会委員の謝礼でございます。需用費の消耗品費につきましては、

指定収集袋や資源物収集のための網目のラッセル袋と消滅型生ごみ処理機の購入費等でございます。印刷製本費につきましては、違反ごみに貼付しますシールの作成代、役務費につきましては、指定収集袋販売代金請求のための郵送料と口座振替の手数料及び衛生指導員の保険料、委託料につきましては、公共用地の剪定枝を資源化するための委託、指定収集袋の配布委託並びにごみ質分析の委託でございます。使用料及び賃借料につきましては、指定収集袋を保管するための倉庫の借上料でございます。

続いて下表をご覧ください、ごみ減量化・資源化推進事業費の特定財源でございます。歳入番号①、②及び③は予算書の34、35ページ、物品売払収入の中の指定収集袋売払収入、環境課扱い分の資源物売払収入、生ごみ処理機売払収入でございまして、資源物分別自治会報償金等の報償費、衛生指導員の謝礼、指定収集袋作成費、生ごみ処理機の購入費にそれぞれ充当しております。

続きまして、13ページをご覧ください。広域リサイクルセンター管理運営経費でございます。施設を運営するに当たっての経費で、平成26年7月より令和14年3月まで、長期包括運営責任業務委託を行っております。報償費につきましては、広域リサイクルセンター運営委員会委員の謝礼、旅費につきましては、職員の普通旅費、需用費の消耗品につきましては、施設の維持管理に係る消耗品や共同事業で維持管理しております緑地・花壇に係る花の苗の購入費、修繕費につきましては、公用車の車検代、燃料費用につきましては公用車のガソリン代でございます。役務費につきましては、車検時の印紙代、火災保険料や車両の保険料、委託料につきましては、長期包括運営責任業務委託料及びプラスチック製容器包装に混入している不適物を除去する能力を向上させるための委託料でございます。不適物を除去する能力向上とは、近年、収集したプラスチック製容器包装の中に小型のリチウムイオン電池が内蔵されている電子タバコなどが混入し、全国のリサイクル工場で火災事故が発生していることから、手選別ラインでけがや火災の危険性のあるものの取り残しがないように、対応するためのものでございます。負担金補助及び交付金につきましては、瓶、ペットボトル、プラスチック製容器包装類の引取りに係る日本容器包装リサイクル協会に支出します分別基準適合物の再商品化に係る市町村負担金と資源物売払収入等の茅ヶ崎市分の分担金でございます。

続いて下表をご覧ください、広域リサイクルセンター管理運営経費の特定財源でございますが、歳入番号①につきましては、予算書34、35ページ、リサイクルセンター資源物売払収入でございまして、市町で収集した缶、金属類、衣類等を売却した収入でございます。歳入番号②につきましては予算書の36ページから39ページ、再商品合理化拠出金等配分金で、日本容器包装リサイクル協会から分配されるペットボトル等の有償拠出金等でございます。搬入割合により茅ヶ崎市に案分するものでございます。1、2につきましては、資源物拠出金分担金に充当し、残額は委託料のリサイクルセンター長期包括運営責任業務委託に充当しております。3につきましては同じく予算書の36から39ページ、広域リサイクルセンター管理運営経費負担金で、茅ヶ崎市からの管理運営に係る経費について、職員給与費のほか資源物の搬入割合等により負担されるものでございまして、資源物拠出金分担金以外の科目におおむね搬入割合により案分して充当しております。

続きまして、14ページをご覧ください。3目し尿処理経費1資源循環の推進事業費の1し尿処理事務経費でございます。こちらはし尿のくみ取りに係る全ての事務関係費と町内のくみ取り世帯や工事現場等の仮設トイレよりくみ取った生し尿を美化センターに運搬する経費でございます。需用費の消耗品に

つきましては、くみ取り処理券の用紙代、印刷製本費につきましては清掃手数料納入書、窓付封筒・督促状等でございます。役務費につきましては、納付書等の郵送代、し尿処理手数料の口座振替の取扱手数料でございます。委託料につきましては、し尿収集運搬委託料でございます。

続いて下表をご覧ください、し尿処理事務経費の特定財源でございますが、歳入番号①、②は予算書の24から27ページ、し尿処理手数料、滞納繰越分でし尿をくみ取る際に徴収する手数料でございます、し尿収集運搬委託料に充当しております。

続きまして、15ページをご覧ください。4目美化センター費 1資源循環の推進事業費の1し尿処理施設運営経費でございます。美化センターの施設の維持管理経費や施設に搬入されました寒川町・茅ヶ崎市のし尿及び浄化槽汚泥の中間処理経費、中間処理した脱水汚泥の資源化処分に伴う経費でございます。報酬につきましては、美化センター運営委員会委員の報酬、旅費につきましては、美化センター職員の普通旅費、需用費の消耗品費につきましては、各種薬品や管理用消耗品、印刷製本費につきましては、トラックスケールの計量表、修繕料につきましては、公用車の車検代、燃料費につきましては、公用車のガソリン代、設備用の灯油代、光熱水費につきましては、電気代、水道代、下水道使用料、施設用プロパンガス代で、役務費につきましては、施設の電話料、トラックスケール検定料、車検時の印紙代、火災保険や車両の保険料、委託料につきましては、自家用電気工作物保安管理業務委託をはじめ、施設管理委託料や各種水質検査をはじめとする各種分析業務委託料、脱水汚泥を肥料原料にするため、埼玉県寄居町にございます肥料化工場への運搬処理や脱水汚泥の放射線物質の検査を実施する脱水汚泥運搬処理業務委託料、しさの運搬業務委託料でございます。使用料及び賃借料につきましては、コピー、FAXの機械借上料でございます。

続いて下表をご覧ください、し尿処理事業費の特定財源でございますが、歳入番号①は予算書の36から39ページ、美化センター管理費に係る負担金は茅ヶ崎市からの管理運営に係る経費でございます、定額割として双方が10%ずつ負担し、残りの80%につきまして、し尿、脱水汚泥等の搬入割合等により負担されるもので、職員給与費の充充分以外は各科目におおむね搬入割合により案分して充当しております。

続きまして、16ページをご覧ください。2公共施設再編計画実施事業費でございます。美化センターの設備機器等の修繕でございます、計画的に実施し、安全で安定した美化センターの運営に努めております。需用費の修繕料につきましては、緊急的な修繕が必要となった場合の予算で、委託料につきましてはアスベスト、廃棄物等の処理委託料で、工事請負費につきましては、130万円以上の計画的な修繕でございます、4件の工事を予定しております。

続いて下表をご覧ください、公共施設再編計画実施事業費の特定財源でございますが、歳入番号①は予算書の36から39ページ、美化センター管理費に係る負担金は先ほどご説明いたしました、茅ヶ崎市からの管理運営に係る経費でございます、歳入番号②は予算書の30から33ページ、市町村自治基盤強化総合補助金の一部を充当しております。

続きまして、17ページをご覧ください。最後に歳入予算の概要でございます、予算書の24から27ページ、30から33ページになります。13款使用料及び手数料 1項使用料 3目衛生使用料の行政財産使用料は、美化センター、リサイクルセンターの駐車場等の使用料でございます。15款県支出金 2項県補助金

1目総務費県補助金の大气汚染常時監視測定網交付金でございます。県が町役場に設置している大气汚染に係る常時監視測定機の電気代相当を負担していただいているもので、財産管理課の庁舎等維持管理経費の光熱水費に充当しております。

以上で、環境課の令和4年度予算の説明を終わらせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

**【杉崎委員長】** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。質疑のある方。

青木委員。

**【青木委員】** まず、4ページの有害鳥獣等対策事業費についてです。

これ、減っているのはもう非常にいいことだと思うんですけど、その件数の実績というのを3年に遡って、どういう推移になっているかというのをまずお聞かせください。

それと新規になったこの6ページの地球防止対策推進事業費ですね。これ、新しいといっても今まで取り組んできたということは説明を受けたんですけども、新規事業となったということに関しての内容を詳しくお聞かせください。

それと清掃総務事務経費、10ページですね。こちらはこういった実施計画の検討というのは終わったんですけども、そのスケジュールというのはなかなかちょっと見えないので、こういったスケジュール感になっているかということをお聞かせください。

それと、ごみ資源物収集処理経費、11ページですね。こちら自転車が、こちらとしても聞いたんですけども、粗大ごみ扱いになったじゃないですか。なったということについて、こういったこの粗大ごみとなったことについてのメリットということについて、お尋ねします。

それと12ページの指定収集袋の保管に倉庫を借りているという先ほど説明あったんですけども、どのぐらいの広さで、賃貸料はどのぐらいかかっているのかというのが気になるところで、その辺のところをちょっとお聞かせください。

以上、5つです。

**【杉崎委員長】** 大山環境課長。

**【大山環境課長】** それでは、5つご質問いただきました。ちょっとお答えが前後すると思えますけども、よろしくお願いいたします。

まず、新たに要綱を設置しましたゼロカーボンの補助金の関係につきましては、こちらについては、令和3年4月1日に表明いたしました、茅ヶ崎市・寒川町気候非常事態宣言において取り組むことといたしました、町域の2050年度までに二酸化炭素の排出実質ゼロの実現に向けまして、既存のエネファームの補助金だけでなく、太陽光発電設備や蓄電池、電気自動車やプラグインハイブリッド自動車、それぞれの生活環境、町民の方の暮らしにマッチした取組、自分でどういうのを選んでいこうかというようなところで、選択できるように補助対象設備を拡充したということでございます。

今までエネファームだけだったところを、過去やっていた電気自動車ですとか太陽光をまた復活したりとか、新たなものを追加したというところがございます。

続いて、ごみ処理の関係の広域化の実施計画のスケジュールというご質問だったと思います。この湘南東ブロックごみ処理広域化実施計画につきましては、環境省からの通知に基づきまして、ごみ処理施

設を広域化、集約化することを柱とした計画で、減量化に関することや施設整備に関すること、こういったのを2市1町で定めて進行管理をしていくということで、一番最初の計画は平成20年3月に、15年の計画をつくったんですが、今回、令和4年から18年度までの計画を策定したというところでございます。来年度からのスタートという計画になっております。

あと自転車の大型ごみに、金属類から大型ごみに変えたことのメリットという部分でございますが、こちらにつきましては、ごみの広域化というような部分もありまして、2市1町で、ごみの分別区分を合わせていくということもそうなんですけども、資源の日に、ごみ置場に資源物置場に自転車を出されて、それがただ置いてある自転車なのか廃棄されているのかと分からない部分があってトラブルが起こったり、最近のバッテリー付きの自転車、バッテリーは処理困難物になっちゃうんですけど、そういったものがついたまま出されて、そのバッテリーの処理にちょっと困るというようなこともあったり、そういった部分であと置場が道路脇だったりすることもあって、自転車たくさん出されて、交通の支障になるという部分もありましたし、そういうときに衛生指導員さん、いろいろ自転車並べ替えたりとか、大分ご苦労されている部分もありましたので、大型ごみとして回収すると。特に大型ごみにしてメリットがという部分については、今までちょっと問題だったところを解消したというようなところでございます。

あと指定収集袋の管理の補完の倉庫、大きさと賃借料でございますが、ちょっとごめんなさい、大きさについては今資料がない、賃借料につきましては、すいません、この後、答えさせていただきます。

【杉崎委員長】 大鷲主査。

【大鷲主査】 一番最初に、ご質問のありました有害鳥獣の実績について、回答させていただきたいと思っております。

実績といたしまして、平成30年度が42頭、令和元年度が40頭、令和2年度が29頭、令和3年につきましては、2月末現在になります15頭となっております。

【杉崎委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 すいません、ちょっと倉庫の借り上げで申し訳ありませんでした。年間121万2,000円という金額でございます。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 有害鳥獣対策は、結構がくと減っているということがよく分かりました。

これは減っている要因というのは、町としてどういうふうに見ているのかというのを2つ目として聞きます。それと新規事業にして、ゼロカーボンシティをしたということ、宣言している町として、これ取り組んでいるということはもう分かりましたけども、また、選択肢もエネファームだけではなく、いろいろなものについて選択肢ができるというような内容というのも分かりました。

いろいろと新しく環境も変わって、いろいろと大変だと思うんですけど、やはりゼロカーボンシティとして、町が取り組んでいますよという姿勢をやはり見せるということが大事だと思うんです。そういった部分では、また、100万円が多いかどうかというのがちょっと分からないですけど、やはりこれ予算を、やっぱりゼロカーボンシティをやるという決意をした以上は、その予算を増額するから効果が上がるかどうかというのは分からないですけど、やっぱりそういったところを増やすべきだったんじゃないかな

いかなと思うんですけども、その辺のところの見解を伺います。

清掃総務事務経費についてですが、令和4年から18年度に関して来年度から実施するというので、スケジュール的なことが分かりましたので、ここはよろしいです。ごみ資源収集処理経費については、町がいろいろということではあったのは分かりましたけれども、やはり有料になってしまうという部分では、なかなか受益者負担というの、そういう観点もあるんですけども、このことについて町民の方にやはり知ってもらわなきゃいけないと思うんですね、やっぱり有料化になったことについて。自転車、今まで無料だったのということ、そういった部分ではどういった周知をしていくのかということについてちょっとお聞きします。

それと倉庫は121万ということなんで、どのぐらいのキャパというのがちょっと分からないんで、あれなんですけど、121万かかったということで、このぐらい経費がかかっているということで分かりました。ここはいいです。

以上、よろしくお願ひします。

**【杉崎委員長】** 大山環境課長。

**【大山環境課長】** また、ちょっと答えの順番が変わってしまいますけども、よろしくお願ひします。

まず、ゼロカーボンの補助金の関係については、少なくないのかという部分でございまして、初年度ということもありまして、新たな補助金の需要が、問合せはいろいろ今までもいただいていたところあるんですけど、需要がどのくらいあるのかちょっと未知数な部分もありますので、取りあえず100万円を計上させていただいております。

もし申請が多いようで、また、足らなくなるというような事態になるようであれば、補正予算による対応などについても検討して、財政部局と相談させていただくことになろうかというふうに考えています。できるだけ、私どももせっかく始めた事業ですので、しっかり広報していきたいと思っていますので、そういったときには、不足するようときにはまたよろしくお願ひいたします。

それと、自転車の有料になることについて、どうやって周知をしているのかという部分でございまして、町の広報紙にまず掲載をしております。それから、自治会の回覧でもお願ひしました。あとは、LINEのプッシュ通知ですとか、メール配信サービスでも周知をして、今度4月1日号の「ゴミ野ゲンゾウ見聞録」で、改めて周知をさせていただくんですけども、やはり回覧とか広報が回った関係で、駆け込み需要というか、資源物の金属のときにかなり多くの自転車が今出ています。

想定では令和4年度に2,800台ぐらい出て、少し歳入も見込んでいたんですけど、しばらく出ないんじゃないかなというふうに考えるぐらいの量が出ていますので、大分周知はできているのかなというふうに考えています。

**【杉崎委員長】** 大鷲主査。

**【大鷲主査】** すいません、有害鳥獣の減っているという関係についてなんですけど、実は、平成29年度に62頭という、たくさん捕れたときがありまして、それ以降少しずつ減っております。町なかに出てくるアライグマが大分減ってきているのかなというところと、あとは実は町外の方なんですけれど、目久尻川等の河川敷でボランティアとして、捕獲の協力をしていただいた方がいるんですけど、令和2年度からちょっとコロナの関係で、寒川町になかなか来れなくなって、ちょっとその方が捕獲のほうの協力

ができていないという部分もあり、少しずつ今ちょっと捕獲の数が減っているというふうに捉えております。

【杉崎委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 すいません、先ほどご質問いただいた指定収集袋の保管の倉庫の大きさ、すいません、答えがないということだったんですが、72平米の大きさになっています。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 やはりこの鳥獣については、ボランティアでやっていただいたということで、また、この増えていく可能性があるんで、やっぱりそこは対応策を取るべきではないのかなというふうに思うんですけど、その見解を最後にお聞きします。

2番目のこの地球防止対策推進事業費については、今課長も決意を語っていただいたんで、今後ちょっと注目していきたいと思います。なので、その鳥獣だけちょっと最後、お聞かせください。

【杉崎委員長】 椎野主査。

【椎野主査】 青木委員より、有害鳥獣の力を入れるべきではというご質問でございます。

こちらのほうは、町のほうも青木委員おっしゃったとおり、例えば広報のほうで広くそのことを周知するとともに、積極的な啓発に努めて、今後も捕獲に努めてまいりたいと考えてございます。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

関口委員。

【関口委員】 一つにはこのコロナの関係で、議会の我々もちょっと千葉クリーンさんのほうにはお伺いしてないんで、今、最終処分地の千葉さんのほうがどういう状況にあるのか、ちょっとお知らせいただけますか。今後の、どのぐらいまで大丈夫なのかということも含めて、現況を教えてください。

それからもう一つは、し尿処理美化センターの関係ですけども、アスベストの関係での処理委託等入っていたり、公共施設再編計画の中でこれをどういうふうに修理していくかということも、計画的にやっていたらいいかないけないんだろうと思うんですが、30年超えたのかな、そういうことから考えると、この施設についても、老朽化が非常に激しくなっている部分もありますので、どのような計画でこの再編計画の中に入れていくものなのか、それとも茅ヶ崎の絡みもありますので、これはこれでもって何らかの計画をつくって、事業展開していくのか。これのことについてもどのような考えの基に、この老朽化対策を行うか、これについての見解をいただけますか。

【杉崎委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 まず、大分前からお世話になっています千葉産業クリーンさんの状況になりますけども、かなり県外からの自治体からの受入れは、もうほとんど今停止してしまっていて、毎年寒川の分、搬入量につきましては、継続して受けていただいているという状況で、あと3年から4年同じ量であれば、それぐらいは大丈夫じゃないかということで、ご連絡を受けている状況でございます。

なので、引き続き千葉産業クリーンさんにはお願いしていこうと思うんですが、それと並行しまして、また、新たな最終処分場については、千葉産業クリーンさんからのご紹介もありますし、また、茅ヶ崎が出しているところだとか、寒川独自で探すとかということも含めて、並行して次のところについて

も、探してまいりたいというふうに思っています。それと美化センターにつきましては、平成7年12月から稼働しておりまして、26年3か月が経過しております。途中で止めたりとかできない施設ですので、令和12年度まであと9年間は問題なく運転が継続できるように、茅ヶ崎市と協議しながら、計画的に設備の整備をしながら、正常な運転の確保に努めています。

藤沢市のし尿処理施設も平成5年に改造工事をしてありますが、元の建設後もう60年ぐらいたってしまっていて、現在、先ほど言ったごみの広域化の部分も含めて、し尿処理の施設についても、2市1町で広域化ができないかどうかというところについて、今可能性調査というのをしています。

今までと2つの施設を更新した場合の建設費、維持管理費の比較ですとか、1施設に合わせた場合の建設費、維持管理費についてですとか収集運搬の効率性、どちらかに寄せると収集運搬もかなり遠くなりますので、車の台数を増やしたりとかという部分もありますし、あるいはどこかに中継施設を造らないといけないう部分について、今、検討しているところでございます。

いずれにしても、あと9年ぐらいは藤沢と一緒にするにしても、また今と同じ体制にするにしても、正常に運転できるようにしておかないといけませんので、計画的に、修理、整備をしていきたいと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 関口委員。

【関口委員】 千葉クリーンさんのほうについては、あと三、四年ということで、ここ2年くらい、たしか我々行けてないんですけども、その前は最終処分地を紹介していただいた秋田のところも千葉クリーンで、それから、秋田のほうも行かせてもらいました。大磯からの電車で最終処分地に持っていかれてくれというのについても、ですから、そういう点では安心はしていることはしてはいるんですが、ただ、やっぱり長いこと本当にこの千葉さんにお世話になってきていますから、そういった意味でも感謝も含めて長いお付き合いはやっぱりしていきたいなと思っておりますので、そういう意味では、どうかその辺のことはよろしくお願ひしたいなというふうに思います。

千葉さんが、さらに最終処分地を広げるとか何とかということも最終的にどうなのかということも聞いてないんですが、違うところでやるとかということについても、情報があれば教えていただきたいなと思います。

それから、し尿のほうの関係については、とにかくもし2市1町でもっていけるのであれば、何もこの東ブロックで2か所もなくともいいと思いますし、ただ、下水道事業がここまで進んでくると、やっぱり一定の方向というのが見えてくると思うんですね。建築現場、建設現場、こういったところというのが、どのくらいこう変化していくかというのがちょっとなかなか見えませんが、ただ、下水道に流してない浄化槽のほうの関係については、一定の方向とか一定の数というのがある程度見えてくると思うんですけども、建設現場関係が見えないというのがありますが、いろいろそういったことを考えるとやっぱりこの施設というのはこれから先も本当に大事な施設になってきますし、そういったことから考えると9年という、今課長が言われた9年というこの間に、方向性をしっかり出していかないと大変なことになってくると思いますので、そういった意味ではどうか2市1町でいくということも視野に入れながら、また、寒川、茅ヶ崎でいくのかも含めて、どうかよく協議をしながら、ただし、それ

までの間に改修工事やら修繕やら、いろんな形でお金かかってくると思いますけども、これはもうやむを得ないことだと思いますので、そういった意味では、しっかりと計画を立てた上で、この事業の展開をしていっていただきたいなと思いますので、いま一度見解をいただけますか。

【杉崎委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 まず、千葉産業については、今、委員おっしゃったとおり、随分昔から寒川の灰を引き取っていただいているという部分がありますので、私どももしっかり感謝をして、コロナが落ち着いたらぜひまた千葉産業さんお邪魔して、お礼とともに今委員からもおっしゃられた、今後また新たな処分地を造るのかどうかとか、そういった部分についても情報をもらいながら、千葉さんと長い付き合いができるようにちょっとしていきたいというふうに考えています。

また、し尿処理施設につきましては、建設現場の仮設トイレのし尿であったり、浄化槽の汚泥を処理したりという部分がありますので、言われるとおり、なくてはならない施設ということで引き続きあるんですが、あと9年間は、何とか正常に運転できるようにということで、ただ、あまりにもちょっと壊れてからということで過剰な修理というか、もうこの先20年もつような修理をするというようなことはなるべく避けながら、うまく予算も削減しながら、上手な修理をしながらという形で、何とか運営していきたいというふうに考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

山上委員。

【山上委員】 それでは、ちょっとお伺いをしたいと思います。第9期寒川町分別収集計画というのをちょっと見ました。

その中で、衛生指導員の設置というのがございまして、今現在、各自治会を出していただいているかと思うんですけども、衛生指導員の人数全体ですね、それとたしか報酬が出ると思います。報酬単価、それと報酬総額を教えてくださいたいと思います。

【杉崎委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 現在、衛生指導員につきましては、192名の指導員さんがいらっしゃいます。報酬、謝礼につきましては、年間1万円になりますので、192名掛ける1万円というような計算で予算計上しております。

【杉崎委員長】 山上委員。

【山上委員】 実は私、平成28年に衛生指導員やっぴまして、当時、まだ綾瀬市役所でばりばりに仕事やっぴましたので、実は分別収集のときにはうちの母親が出て、代わりにやっぴました。

そういった中で、実は先日の町民協働課の質疑に、私の質疑ではないんですが、自治会加入率の減の理由の一つとして、順番で回ってくる、ごみ収集等の役割に関わりたくないというのがありました。その反面、自治会に加入している人は指導員の役割を全うして、加入していない人との不公平感を漏らす人が非常に多いというところがございました。

環境課として、このような状況をどのように捉えているか、ちょっとお伺いをしたいと思います。

【杉崎委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 確かに、衛生指導員さんにつきましては負担であるというような意見をいただくことがあります。寒川町では、可燃ごみなどのごみ集積所と、月に1回の資源物置場の2種類の指定ステーションによって収集をしているわけですが、通常のごみ集積所につきましては、自治会の加入未加入に関係なく、置場の利用者の皆さんで清掃など管理をしてくださいというアナウンスをしています。

資源物置場に関しては、自治会さんに管理運営をお願いしております、具体的には、衛生指導員さんを自治会から推薦していただいて、資源回収日当日の7時から8時の間に、衛生指導員さんに置場での出し方の指導ですとか、分別のお手伝いをお願いしているところでございます。

衛生指導員さんの目が確かに行き届いているということで、置場がきれいに保たれていたりですとか、ペットボトルなんかについても、ラベルとキャップがきれいに剥がされていて、取引価格でも県内でも一番というような順位になることが多いです。

ただ、自治会独自の仕組みで、衛生指導員さん以外にも当番が決まっています、当日に複数人で置場に立っていただいて、ご指導いただいているというところもあります。そういったところについては自治会加入未加入で不公平感を感じるという、当番が何人も、3人も4人も立っていると、すぐにまた次、回ってきちゃうというような部分も恐らくあるんだと思いますけど、そういったところでは不公平を感じるという人もいます。

今までやっている状況を見ますと、人の目がやっぱり行き届いていないと資源物でないごみですとか、茅ヶ崎の環境事業センターでも処理できないようなごみですとか、あるいは未分別のまま出されると。そういったものをまた新たに違反ごみとして、それを収集して、分別するというような経費もかかりますので、引き続いて衛生指導員さんに、大変だと思っておりますけども、ご協力をお願いしているという状況でございます。

【杉崎委員長】 山上委員。

【山上委員】 決して、私は衛生指導員をなくすというお話をしているわけではなくて、今の状況というのはよく分かります。

ただ、もうこれも自治会加入率を減らしている一つの原因として捉えていまして、一つでもそういった壁を取っ払っていくというのは、重要じゃないかなと思っています。そういった意味で、要はこの衛生指導員のちょっと勉強不足なんですけど、法的に定められていけばそれはちょっと無理だとは思いますが、委託ということも考えられないかと思うんですけど、いかがでしょうか。これ以上はちょっと総括でやらせていただきますので。

【杉崎委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 委託という部分でございます。資源物、資源循環の推進という部分では、ごみの減量化・資源化に向けて、資源物の分別収集に対する町民の皆さんの理解ですとか協力を求め、町民の皆さんに、ごみを資源に変えていくんだというような意識が浸透することが重要じゃないかなというふうに思っています。

置場での指導を委託するというと、何か他人の監視の下にやるような、そういう状況になると思うんですけど、できるだけ地域の方々の顔の見える関係というか、住民協働の中で、そのような意識が育ま

れることが理想であるんじゃないかなというふうに考えています。

とはいいいましても、負担が大きいということについては理解できます。どうしたら負担が軽減できるのかという部分で、先ほどの自転車じゃないですけども、自転車出されて道路の端に並べるのが大変だったりとかという部分もありますし、2月に田端の自治会のところで、ちょっとテストをさせていただいたのは、資源物置場を撤廃して可燃の置場に瓶とか缶とかも出せるようにというようなテストをしたという部分で、それがうまくいけば、衛生指導員さんの役割としては少なくなる、大分楽になるのかなと思うんですけど、その辺については今アンケート集計したり、収集業者からもこれからいろいろデータをもって全町的にどうなのかと、広げられるのかどうかというのはこれから検証していきたいというふうに考えていますので、引き続き、衛生指導員さんの負担についてはなるべく軽減できるように、いろんな方策を考えていきたいと思っておりますので、よろしくお願いします。

【杉崎委員長】 他にございますか。

横手委員。

【横手委員】 今ちょっと最後に話が出たので、その件なんですけども、いわゆる資源ごみを月に1回、それも可燃置場でやるというテスト、トライアルテストを提案させてもらって、それが田端で今回2月に実施されました。実際に僕もパッカー車3回、4回乗って、いろいろと実態がどうなのかというのは、見させてもらいました。

これからいろいろなデータが出てきて、メリット、デメリット、よかったこと、悪かったこと、いろいろ出てくるでしょう。予算見ていると、それを基にじゃあ次、どこかで1か所、2か所、もう少し長くやって、もう1回テストしてというようなものがどこにも見受けられないんですが、現時点においてはまずはその結果を見てからということで、予算に一切反映されていないのかというのをちょっとお聞かせください。

【杉崎委員長】 大山環境課長。

【大山環境課長】 田端のテストの関係ですけども、今回は委託業者のほうで、車の台数も変えずに、人員も増員せず、このテストを1か月間やったという部分で、しかもなるべくごみの少ない月であればできますよということで、2月、1か月間ということでやりました。

ただ、これから実際一番ごみが多いときじゃないとテストにならないんじゃないかとか、もうちょっと長い期間やらないとどうなんだという部分については、やはり今の収集車の台数ではちょっと対応し切れない部分があったり、人数も既存の人数で、それができるのかという部分も難しいところもあるので、ちょっと車の台数を増やしてもらったら、テスト終わったら減らしてというわけにもなかなかいきませんので、今の段階ではこの田端の検証してみて、実際、町内全域に本当に広げられる、安全も考えながらできるのかというところを見てから、改めて、ほかの地域でテストをやるべきかどうかというのは判断していきたいと思っておりますので、この予算には、特に反映されていないという状況です。

【杉崎委員長】 横手委員。

【横手委員】 レンタカーという手もあったり、それからそのときだけ派遣というような形、パートタイム、まさにパートタイムで雇うという形も十分に考えられると思います。そこら辺のところもある程度、今後シミュレーションをしておくべきかなというふうに思います。

それ以上、これについてはまた総括のほうでしっかりとやらせていただこうと思いますので、ここまですべておきますが、そういったところまでも含めて、ある程度予算に反映されていないにしても、今後、補正なのか何なのか分かりませんが、お金がかかる部分の算出は、ある程度シミュレーションではじいておくべきかなということだけお伝えしておきますので、よろしく願いいたします。

お答えは結構でございます。

【杉崎委員長】 それでは、これをもって質疑を打ち切ります。お疲れさまでございました。

以上で環境経済部環境課の審査を終わります。暫時休憩いたします。

---

【杉崎委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

次に、環境経済部農政課の審査に入ります。

執行部の説明をお願いいたします。

菊地環境経済部長。

【菊地環境経済部長】 それでは、環境経済部の最後になりますが、農政課が所管しております予算の審査をお願いいたします。

説明につきましては、富田農政課長より、質問につきましては出席職員で対応させていただきますので、よろしく願いいたします。

【杉崎委員長】 富田農政課長。

【富田農政課長（兼）農業委員会事務局長】 それでは、環境経済部農政課が所管いたします令和4年度予算につきまして、予算特別委員会説明資料により、説明させていただきますので、よろしく願いいたします。

予算書は76、77ページでございます。6款農林水産業費1項農業費2目農業総務費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。職員給与費は、職員4人分の人件費でございます。

タブレット資料は3ページをご覧ください。農業総務事務経費は、農業の健全な発展と農業総務事業の充実を図るための経費でございます。旅費は、職員の普通旅費でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県農業会議への負担金でございます。

続きまして、3目農業振興費でございます。タブレット資料は4ページをご覧ください。農業振興事務管理経費は、農業の健全な発展と農業振興事務管理の充実を図るための経費でございます。旅費は職員の普通旅費でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県森林協会、湘南梨品評会、さがみ都市農業保全対策協議会への負担金でございます。

タブレット資料は5ページをご覧ください。農業振興対策事業費は、農業経営の基盤強化や生産者の技術向上及び品質の向上、農業振興を図るための取組支援事業でございます。報償費は、農産物品評会並びに農産物立毛共進会の商品代等でございます。需用費の消耗品費は、町内4か所に開設する家庭菜園179区画を維持、更新するための消耗品の購入費と、遊休農地対策のため、JAさがみ青壮年部と連携して実施します、保育園児による農業体験のために使用するサツマイモの苗の購入費でございます。委託料は、家庭菜園の更新時に、土地を耕すための委託料でございます。

負担金補助及び交付金は、農業経営の安定や品質の向上など、農業振興を図るため9つの費用に対す

る補助金等で支援するものでございます。詳細につきましては、タブレット資料8ページの令和4年度農業振興費補助事業一覧表をご参照ください。

タブレット資料は5ページにお戻りください。続いて下表をご覧ください。農業振興対策事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は32、33ページの新規就農者育成総合対策支援事業補助金は、国から県へ、県から町へ交付されます、対象の新規就農者へ支払う間接補助金であり、負担金補助及び交付金へ100万円充当する予定でございます。

続いて4目、農地費でございます。タブレット資料は、6ページをご覧ください。

農地事務管理経費は、農業生産基盤の整備と生産性の向上を目的とした農業事務管理の経費でございます。旅費は、職員の普通旅費でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県土地改良事業団体連合会及び湘南支部への負担金でございます。

続いて下表をご覧ください。農業事務管理経費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は26、27ページの諸証明手数料は、農用地証明の手数料であり、旅費に3,000円充当する予定でございます。

タブレット資料は7ページをご覧ください。農業生産基盤の整備事業は、農業の生産性を確保するため、農業排水路等の整備と維持管理を実施するものでございます。需用費の消耗品費は、工事や委託の設計、積算に使用する設計図書等の購入費でございます。委託料は、農業用水路の除草、しゅんせつ、花川用水路の清掃などの維持管理を行うものと、小谷3丁目地内の花川用水路予防保全対策2期工事調査委託でございます。

増減理由につきましては、花川用水路予防保全対策1期工事完了により、工事請負費の皆減、令和4年度以降の花川用水路予防保全対策2期工事を進めるための調査委託料での増によるものでございます。

続いて下表をご覧ください。農業生産基盤の整備事業費の特定財源でございますが、予算書は32、33ページの農業用施設防災対策事業補助金でございます。歳入番号①は、花川用水路予防保全対策2期調査委託に伴い、国から10分の5、県から10分の2、補助金が交付され、委託料へ490万円を充当する予定でございます。使用料及び賃借料は、新たに農業農村振興補助版積算システムの使用料でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県が事業を実施しております、相模川左岸用水路の予防保全対策事業に対する県営左岸土地改良区負担金と、相模川左岸用水路の草刈りや維持等を行うための、左岸維持管理負担金でございます。なお、負担割合につきましては、流域5市1町の受益面積割合で負担しております。

以上で、農政課の所管いたします、令和4年度の予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

**【杉崎委員長】** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。質疑のある方。

山上委員。

**【山上委員】** それでは、1件だけお尋ねしたいと思います。

一般質問でもさせていただいたんですが、農福連携に関しまして、実は町民から相談を受けております。農福連携により遊休農地を減らすことは、施政方針でも、町長が述べられているとおりで、農地利用最適化推進委員会等と協力しながら、マッチングを進め、農地の適正な維持管理を図るとともに、新規就農者や新たな法人等の参入を含め、地域農業の担い手確保に取り組むとしている中で、農業をした

いと思う町民の思いを酌むことはできないのでしょうか。

多分言っていることはあれだということで、お分かりだと思うんですが、そこら辺をちょっと。

【杉崎委員長】 富田農政課長。

【富田農政課長（兼）農業委員会事務局長】 全ての町民の方に当てはまると思うんですけども、やはり農業に興味のある方や体験をされたい方というのは、先ほど説明いたしました、家庭菜園等で農業で触れるという方法もあると思います。

また、今度農業を職業にしたいと考える方は、農業アカデミー等で一定期間の研修を受けてもらうようになります。その後農地を借りて営農してもらい、また、その後に農地を取得することもできるようになると思います。

いずれにしても農政課のほうでは、農業体験や、あと営農段階からの相談、あと農業定着まで一貫したサポートしておりますので、気軽に窓口に来てもらえれば、お話ししたいと思っております。

【杉崎委員長】 山上委員。

【山上委員】 ぜひとも、この前の一般質問で農福連携を進めていただきたいというお話をさせていただいておりますので、健康福祉部とも連携を取って、ぜひとも垣根というか、横の連携をしっかりとやっていただけたらと思いますので、よろしく願いいたします。

【杉崎委員長】 他にございますか。よろしいですか。

（「なし」の声あり）

【杉崎委員長】 ないようですので、環境経済部農政課の審査を終わりたいと思います。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

---

【杉崎委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

次に、農業委員会事務局の審査でございます。

それでは、説明をお願いいたします。

富田事務局長。

【富田農政課長（兼）農業委員会事務局長】 これから農業委員会事務局所管の令和4年度予算につきまして審議をお願いいたします。説明につきましては、事務局長の私、富田より、ご質問等に対しては、同席しております職員よりお答え申し上げます。よろしく願いいたします。

それでは、着座にて説明させていただきます。

それでは、農業委員会事務局所管の令和4年度予算につきまして、ご説明させていただきます。

予算書は76、77ページになります。6款農林水産業費1項農業費1目農業委員会費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。1の職員給与費は、農業委員会事務局職員2名分の人件費でございます。

下の表をご覧ください。職員給与費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は26、27ページの農業委員会証明手数料を職員手当等へ1万5,000円充当し、歳入番号②、予算書は26、27ページの農業者年金事務手数料を給料へ8万9,000円、同じく歳入番号③、予算書は32、33ページの農業委員会交

付金は国から県へ、県から町へ公布され、給料へ82万円を充当する予定でございます。

続きまして、タブレット資料は3ページをご覧ください。2の健全な行財政運営の確保事業、1農業委員会事務運営経費でございます。報酬は、農業委員8名と農地利用最適化推進委員、3名分の年間報酬でございます。報償費は農政課が実施いたします、農産物品評会等の農業委員会会長賞としての商品代でございます。旅費は、全国農業委員会会長大会や各種農業委員研修等の委員の費用弁償及び事務職員との会議や研修会などの普通旅費でございます。公債費は、慶弔等の会長交際費でございます。需用費の消耗品費は、農業委員手帳等、農業委員活動のための消耗品の購入費でございます。役務費は、利用状況調査に伴う郵送料でございます。委託料は、農地台帳システムの保守委託料でございます。使用料及び賃借料は、農地台帳システムのソフトウェア及びパソコンのリースに伴うコンピュータ借上料でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県農業委員会職員事務研究会への負担金でございます。

以上で、農業委員会事務局の令和4年度予算の説明を終わらせていただきます。よろしくお願いたします。

**【杉崎委員長】** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。質疑のある方。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

**【杉崎委員長】** ないようなので、質疑なしと認めます。

以上で農業委員会事務局の審査を終わります。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

委員の皆さん、11時50分でございますので、ここでお昼休憩に入りたいと思います。午後は13時15分より再開いたします。

---

**【杉崎委員長】** 休憩を解いて予算特別委員会を再開いたします。

午後からは、まず都市建設部の審査でございます。

まず初めに、道路課の審査に入ります。執行部の説明をお願いいたします。

黒木都市建設部長。

**【黒木都市建設部長】** それでは、ここからは都市建設部所管の予算の審査をお願いいたします。初めに、道路課の令和4年度予算につきまして、勝又道路課長より説明をし、質疑につきましては同席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いたします。

**【杉崎委員長】** 勝又道路課長。

**【勝又道路課長】** それでは、都市建設部道路課所管の令和4年度予算につきまして、予算特別委員会説明資料により説明させていただきますので、よろしくお願いたします。なお、増減理由等につきましては備考欄をご覧ください。

まず予算書は80から81ページの8款土木費1項道路橋りょう費1目道路橋りょう総務費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。0001職員給与費は、部長を含めた道路課職員10人分の給料、職員手当等及び共済費でございます。

資料の3ページをご覧ください。0002の道路の整備事業費の01道路橋りょう管理経費は、道路や水路

の適正な管理を行うための事務経費でございます。旅費は、職員の普通旅費、需用費の消耗品費は、主に官民境界の石ぐいやプリンタートナー、事務用品等、負担金補助及び交付金は、道路管理に関する協議会等への負担金でございます。

資料4ページをご覧ください。02道路橋りょう維持管理事業費は、道路や水路の適正な維持管理を図るための事業でございます。委託料の境界確認業務委託料は、町が管理しております道水路の境界確定測量及び図面を作成するもので、複写機の保守点検委託料は諸証明の発行サービスを行う図面複写機の保守点検委託料、道路台帳の補正事業委託料は、道路法第28条の規定に基づく道路の管理図面、また、そのデータを管理する道路台帳システム保守点検委託料でございます。使用料及び賃借料は、図面複写機の借上料でございます。

続いて、下表をご覧ください、道路橋りょう維持管理事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は28、29ページ、境界確定図等の諸証明手数料は、委託料に充当しております。また、委託料の詳細につきましては、12ページの参考資料、最上段の表をご覧ください。

資料5ページをご覧ください。2目道路橋りょう維持費でございます。0001の道路整備事業費の01道路橋りょう管理経費は、道路施設や水路施設を常に良好な状態を保つための維持管理経費でございます。需用費の消耗品費は、道路維持補修に伴う作業用の皮手袋等を購入する経費、光熱水費は、主に街路灯の電気料等、被服費は、雨がっぱ等を購入する経費でございます。役務費は、寒川駅のエレベーター、エスカレーターの運行管理に使用する光ケーブル通信料と、路上に廃棄された自動車の処分に伴うリサイクル手数料でございます。原材料費は、道路補修用のアスファルト合材、側溝の溝蓋などの購入費でございます。備品購入費は、道路管理の軽自動車、老朽化に伴う車両の買換えでございます。負担金補助及び交付金は、寒川駅南口エレベーター、エスカレーターの電気料負担金でございます。

資料の6ページをご覧ください。02道路橋りょう維持補修事業費は、道路施設の適切な維持管理を行うとともに、道路利用者の安全かつ円滑な交通を確保するために、主に寒川町舗装維持修繕計画、橋りょう長寿命化修繕計画、道路照明施設計画書に基づき、計画的に道路施設の修繕や長寿命化を図るものでございます。委託料の橋りょう補修設計委託料は、令和5年度以降に修繕工事を予定しております、6橋の実施設計委託、橋りょう点検業務委託料は、道路法施行規則第4条の5の2の規定に基づき、5年に1回実施が義務づけとなっております定期点検で、目久尻川や小出川などに架かる16橋の点検業務の委託でございます。工事請負費は、舗装維持修繕計画に基づく宮山倉見13号線ほか4路線の舗装改良工事と、橋りょう長寿命化修繕計画に基づく花川用水路第6号橋ほか8橋の橋りょう長寿命化工事、また、道路照明施設計画書に基づく道路照明修繕工事5基、また、緊急を要する道路施設の維持補修工事を行う安全対策急施工事でございます。委託料の詳細につきましては、12ページの参考資料、上から2段目の表をご覧ください。

工事請負費につきましては、13ページの一覧表及び14ページの箇所図、図面番号の2から8をご覧ください。

続いて、下表をご覧ください、道路橋りょう維持補修事業費の特定財源でございますが、歳入番号の①、予算書は24、25ページ、路面復旧費負担金は、工事請負費に充当しております。歳入番号の②、予算書は30、31ページ、社会資本整備総合交付金1,200万円は、道路橋りょう整備事業費1,434万4,000円

とともに交付され、委託料及び工事請負費に充当しており、委託料の補助率は55%、また、工事請負費の補助率は50%となっております。歳入番号の③、予算書は38、39ページ、道路橋りょう維持補修事業債は委託料1件と、工事請負費7件に充当しており、財政課がまとめてご説明したものとなります。

続きまして、資料の7ページをご覧ください。03の道路橋りょう維持管理事業費は、道路施設や水路施設を常に良好な状態を保つための委託料等の事務費でございます。需用費の修繕料は、道路照明修繕料等でございます。委託料は、道路や水路の維持管理を行うための道路維持管理委託料でございます。委託料の詳細につきましては、12ページの参考資料、上から3段目の表1から13をご覧ください。使用料及び賃借料は、賃借料の土地借上料は、道路用地として民地の一部を借りている借地料と、コンピュータ借上料として、寒川駅エレベーター、エスカレーターのモニター監視システムのリース料でございます。

続いて、下表をご覧ください。道路橋りょう維持管理事業費の特定財源でございますが、予算書は24、25ページに記載の、歳入番号①、道路掘削復旧費負担金、予算書は26、27ページに記載の歳入番号②、道路占用料、及び歳入番号③、水路使用料は、いずれも道路や水路の維持管理を行うため、委託料に充当しております。

資料の8ページをご覧ください。予算書は80から83ページ、3目道路橋りょう新設改良費でございます。0001の道路整備事業費の01道路橋りょう整備経費は、道路の整備を実施するための事務経費でございます。旅費は、職員の普通旅費、需用費の消耗品費は、設計図面、印刷用インクカートリッジなどの消耗品や、積算に必要な参考図書等の購入費、使用料及び賃借料は、工事の設計書を作成するための市町村積算システムの使用料、負担金補助及び交付金は、道路整備に関する協議会への負担金でございます。

資料9ページをご覧ください。02道路橋りょう整備事業費は、生活環境の向上に不可欠な道路改良工事や、歩道整備を実施するための事業費で、令和4年度につきましては、主に寒川十字路南側の田端宮山6号線歩道整備事業、及び大曲の聖天橋西側の大曲14号線歩道整備事業を予定しております。役務費につきましては、大曲14号線の令和5年度に予定しております用地買収のための不動産鑑定手数料、委託料は、大曲14号線の令和5年度に予定しております、用地買収のための地積測量等の委託及び建物等調査委託、設計委託料は、令和5年度以降に実施の予定されております、大曲14号線工事詳細設計委託及び高額資材等価格調査共同利用委託料、狹隘道路用地測量等委託料は、道路後退用地等の測量分筆等委託と、所有権移転登記委託でございます。使用料及び賃借料は、大曲14号線拡幅箇所道路の用地借地料でございます。工事請負費は、一之宮地内改良工事1件でございます。工事箇所につきましては、13ページの箇所表及び14ページの箇所図、図面番号1を、また、工事に伴います委託箇所は、図面番号9及び10をご覧ください。公有財産購入費は、田端宮山6号線と大曲14号線歩道整備事業に伴う用地買収、及び狹隘道路後退用地の土地購入費でございます。補償補填及び賠償金は、田端宮山6号線と大曲14号線歩道整備事業に伴う用地買収及び狹隘道路後退に伴う物件補償金でございます。委託料の詳細につきましては、12ページの参考資料、最下段の表をご覧ください。

続いて、下表をご覧ください。道路橋りょう整備事業費の特定財源でございますが、歳入番号の①、予算書は30、31ページ、社会資本整備総合交付金1,434万4,000円は、道路橋りょう維持補修事業費

1,200万円とともに交付され、大曲14号線歩道整備事業の土地購入費及び物件補償金と、狹隘道路の用地測量等委託料、土地購入費、物件補償金に充当しております。補助率は、委託料と土地購入費は50%、物件補償金は3分の1となっております。歳入番号の②、予算書は38、39ページ、道路橋りょう整備事業債は、1件の工事請負費、2件の公有財産購入費、2件の物件補償金に充当しております。こちらは、財政課がまとめてご説明したものとなります。

資料の10ページをご覧ください。03の道路橋りょう維持管理事業費は、交通事故防止を図るため、路面標示等の設置、道路反射鏡の新設や修繕工事及び通学路の交通安全対策工事を実施するものでございます。需用費は、道路反射鏡の修繕料、工事請負費は、道路反射鏡の新設工事及び交通安全対策工事でございます。

続いて、下表をご覧ください、道路橋りょう維持管理事業費の特定財源でございますが、歳入番号の①、予算書は36、37ページ、まちづくり基金繰入金は、道路反射鏡新設工事に充当しており、こちらは財政課がまとめてご説明したものとなります。

資料の11ページをご覧ください。最後になりますが、歳入予算の説明でございます。

予算書は34、35ページ、16款財産収入の不動産売払収入は、利用していない水路式等の払下げによる売払収入として1,000円を計上しております。

以上で道路課が所管いたします令和4年度の予算についての説明を終わります。よろしく願いいたします。

**【杉崎委員長】** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。質疑のある方。

関口委員。

**【関口委員】** 1つお伺いしたいのは、広報戦略課のほうにも提案をさせていただきましたけれども、やっぱりマップ情報の一元化をしていく上では、やっぱり道路課と、それから下水道課の協力がなくなかなかできないということもありますので、現状、道路課のほうについてはデジタル化していく上で、現状でどういう状況になっておられるのか。その辺のことについてまず1点お伺いしたいと思います。

それから、2つ目には昔で言う湘南台寒川線が、用地買収だったりいろいろ説明会だったりということで、県のほうで動きがありますけれども、宮倉13との交差の部分について、あれについての情報がどのようなになっているのか。

現段階では、地元の宮倉13の町の側としての地元の説明会をしていると思うんですけども、湘南台寒川線のほうの進み具合と併せて、どのような形に今なっているのか、それについてのご報告をいただけますか。

**【杉崎委員長】** 答弁をお願いいたします。

栢沼副技幹。

**【栢沼副技幹】** 私どもの公開をしている現状なんですけども、町道の路線番号及び舗装構成図につきましては、ホームページ上で公開しております。そのほかの道路台帳や境界査定図につきましては、今のところ窓口で対応させていただきまして、窓口で発行なりをしているような状況でございます。

以上です。

**【杉崎委員長】** 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 2点目のご質問の湘南台寒川線、今、県道410号、湘南台大神線ということで、現在は本体の湘南台大神線につきましては、令和2年度に道路予定地の用地測量及び幅杭設置ということで、そこまで完了しております、現在、用地補償に向けた説明を開始する状況というふうに聞いております。

事務自体は、令和3年度より都市計画課のほうで担当しておりますので、詳細については、そちらのほうに確認していただきたいんですが、付随しまして、当然交差する宮山倉見13号線の交差点が、一番大きな課題だと感じているところなんです、本体のほうは、まだ具体的に地元で用地補償等の説明は入っていない状況ですので、交差点の絵は書いてあるんですが、これから警察との協議等を開始するという状況でございます。

以上でございます。

【杉崎委員長】 関口委員。

【関口委員】 今現状のお話がありましたけども、要は現段階では、マップの一元化まで持っていくことはできないわけね。台帳と、それからもう一つ何と言ったかな、窓口で対応しているというふうな話が今ありましたけども、情報の一元化するためには、あと何が足りないのか、どういうふうにしなればいけないのか、それについてご報告をもう1回お願いいたしたいと思います。

いろんなことを考えて、業者さんのこととか、また、職員が窓口で対応しなきゃいけないとかということ考えると、一元化されるということになるといろんな形でもって、業者さんにしても窓口来なくてできるというふうなこともあるし、また、職員についても、窓口対応しなくてもということもありますので、そういった意味では、広報戦略課なんかとも協力しながら、この一元化していくという、戦略のほうにもお話ししましたが、やっぱり『「高座」のころ。』を掲げて、魅力あるまちということを発信しているだけに、やっぱりあの藤沢あたりと、平塚あたりと比べても、何か寒川がちょっと遅れているという雰囲気が出てしまうというのは、好ましいことではないと思うので、できれば、なるべく早めに同じような形でもって対応できるような、こういうデータの一元化ということが必要になってくるんじゃないかなと思いますけども、いま一度、この点についてのご見解をいただけますか。

それから次に、ごめんなさい、ありがとう、湘南台大神線ね。これについては、県の進み具合にもよると思うので、なかなかこっちだけで相撲を取るわけにはいかないんで、都市計画のほうメインで出ているかもしれませんが、宮倉13ということになると道路課のほうの絡みがどうしても用地買収しても何にしてもやっていくような形になったりということにもなりますので、そういった意味では連携を取りながら、県の情報をもらいながら、地元の方たちの理解をいただけるような方向に持って行ってもらいたいと思いますので、どうかその辺については、現状こちらでもって、先ほど言いましたように、勝手に相撲取るわけにはいかないことなんで、相手のあることですから、どうか情報だけしっかりと把握できるような体制で、地権者というか、関係者にご迷惑かからないような形でもって情報が落とされるような、こういうような形にしてもらいたいと思いますので、その点についていま一度見解をお願いいたします。

【杉崎委員長】 答弁をお願いします。勝又道路課長。

【勝又道路課長】 まず、1点目のマップの一元化ということでございますが、まず、先ほど申し上げたとおり、なかなか一部はデジタル化、電子データ化してある部分と、そうじゃない部分も情報としてございますので、そちらをインターネット等で公開するに当たりまして、そのシステムの構築ということで、やはり全庁的にシステムの構築、単独ではできませんので、よく各課と調整しながら、その仕組みをつくっていければというふうに考えてございます。

また、2点目につきまして、湘南台大神線につきまして、よく都市計画課とも調整しまして、宮山倉見13号線の交差点前後の取付け等につきまして、地元の方にご不便をかけないように情報提供をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

【杉崎委員長】 ほかにございますか。

青木委員。

【青木委員】 4ページか5ページになるのかなと思うんですけど、白線について、質問をさせていただきたいんですけど、横断歩道、町道のことなんですけど、町道の横断歩道ですね、やはりいろいろと相談があるわけですよ。もう薄くなって、本当にこれが歩道かどうかというような分からないような状況だということの相談というのは、やっぱり結構受けていまして、見えないということは非常に危ないじゃないですか。そこをやっぱり歩道だと思わなくてそのまま進んでしまう、歩行者がいるにもかかわらず、やっぱりそういうところは非常に早く直さなきゃいけないもんだと思うんですけども、その白線を引くまでの流れ、歩道なので恐らく警察と関わりがあると思うんです。だから、その点についての線が引くまでの流れ的なものをまずお聞かせください。

【杉崎委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 ラインの引くまでの手順ということなんですが、横断歩道につきましては、管理が警察、公安委員会のほうで設置しているものでございまして、町のほうで道路管理者のほうで設置することは、引くことはできないと。薄くなっているところを引くこともできないという状況でございます。

ですので、要望等ございましたら、町民安全課のほうから茅ヶ崎署に依頼をかけまして、書いていただきたいという手続をするということでございます。

以上です。

【杉崎委員長】 道路課は、横断歩道に関しては、町民安全課が所管ということでよろしいですね。

青木委員。

【青木委員】 道路課として、町民安全課がその線を引くということなので、その要望を上げてということなんですけど、そうするとここではやっぱり聞けないか。分かりました。

そしたらちょっと道路課としては、町民の声という、町民の声を町民安全課から通して聞くという、聞いてから、警察署にはだから町民安全課が要請して、そこに警察が介入という言い方はあれですけど、入ってやるというそういう流れということでよろしいですか。すいません。

【杉崎委員長】 勝又道路課長。

【勝又道路課長】 委員おっしゃるとおりでございまして、横断歩道については、公安委員会のほう

で設置をするということで、ラインを引くということをごさいます、道路課のほうでは設置できないということをごさいます。

以上をごさいます。

【杉崎委員長】 他にございますか。

山上委員。

【山上委員】 それでは、ちょっと1件お伺いしたいと思います。

道路橋りょう費の委託内容で、道路橋りょう維持管理事業費の中で、路上廃物自動車処理業務委託、それと路上廃物バイク処理業務委託という2件があるとは思いますが、こちらのほう、近々で結構です、処理件数というのはどのぐらいあったか、お聞かせください。

【杉崎委員長】 飯塚主査。

【飯塚主査】 この委託料を使つての撤去費というのは、ここ数年ございませんで、ここ数年は0件となっております。

【杉崎委員長】 山上委員。

【山上委員】 0件であるということで、安心したというか、そんな感じなんです、実は自分が前職でいたところで、自分も道路管理課というところにいたときがありまして、実は不法投棄の自動車があつて、それを持ち主を突き止める中、それと何度も公示をした中で廃止をしたんです、処理をしたんです。

そういったところで、実は、裁判を起こされまして、負けてしまったという事例がございまして、そういったこと等がないようにというところをちょっとお願いするとともに、その処理手順というのはどんな感じでされているのかな。要は所有者の特定、それとその後の処理手順、最終的に委託というのはそれを片づけるだけだと思うんですが、事務的なそういったところをちょっと教えていただけたらなと思います。

【杉崎委員長】 飯塚主査。

【飯塚主査】 路上廃棄物処理手順についてご説明させていただきます。

放置車両を発見した場合に、まず、安全確保のためにコーンを設置して、安全の確保を図ります。そして、警察に車両情報を照会して盗難届の有無、または盗難届が出てない場合には廃棄車両に該当するかどうか、警察のほうで判断していただくこととなります。それと同時に町のほうでもその車両所有者を確認するんですけども、運輸支局、軽自動車検査協会、市町村、車両の種類によって、文書において確認をさせていただいて、所有者がそこで分かれば所有者に何らかの方法で連絡を取って、撤去していただくように要請します。

ただ、そこでもどうしても分からなかった場合、所有者が判明できなかった場合というのは、そこからは道路管理者の判断となるんですけども、道路管理者として、明らかに車両が所有権を放棄したものと認められるかどうか、そこを課内、都市建設部内で判断しまして、所有権放棄と判断した場合には、道路法44条の3により撤去して保管し、そして、その放置物件を所有者に返還する、させるのを目的として公示をします。公示をした結果、3か月しても返還することができなかった場合には、町のほうで撤去をさせてもらって、次の手順として売却できるかどうか判断します。売却できる場合にはしますし、

できなかった場合には、先ほどの回収業者による回収ということで、リサイクル手数料等撤去の委託料が発生して、そこで回収をさせてもらっているということになります。

以上です。

**【杉崎委員長】** 他にございますか。

横手委員。

**【横手委員】** 3つほどございます。まず、寒川駅の南北を結ぶ自由通路のことで、ちょっとお尋ねする、基本的な話からまず聞きたいんですけど、改めての話なんですけど、どこまでが寒川町が管理所有しているのか、どこまでがJRさんの管理所有なのか、ちょっとこれを改めてもう一度お聞かせください。

それから、7ページにありましたけれども、道路の側溝の件ってここでいいですよ。道路の側溝でたしか清掃の基準が、土砂の堆積率が50%いったら、基本的には清掃をしていくということだったと思うんですけども、明らかにもう98%ぐらいのところが見受けられたり、それから、その50%にいてないだろうけれども、逆流しちゃっているところがあったりするんです。

それから去年の7月に、僕も多分お見せしたと思うんですけど、スマホで撮った動画をお見せしていると思うんですけども、土砂降りの雨があって、特に大曲のあたりでも本当に床上寸前のお家とか、もうほぼ池に近いような状態になった道路とかが見受けられました。これ、道路の側溝をもう少し清掃のやり方とか、そこに力点を置くことで、大きく変わってくるように思うんですけど、それについてどのような見解か、お聞かせください。

それから、10ページにある道路反射鏡、いわゆるカーブミラーのことでいいんですよ。これは多分恐らく、いろいろな方から、いろいろな方からという言い方にしておきますけど、いろいろな方からやっぱりカーブミラーをつけてくれという要望、多々あると思います。そのことについては、どういう基準でやっていらっしゃるのか、どういう基準でつけているのかちゃんと説明する必要があるのかなと思っていて、それはどのような基準で考えてお伝えしているのか、そこをお聞かせください。

それと、こういう例が今後出てくると思うんですけども、新築で例えば8棟ぐらい造って、そこから出てくる、いわゆるこういう感じのところでは8棟造る、10棟か造って、出たところの道路の先にミラーをつける。下の土地は寒川町が無償で貸すけど、ミラーをつけるミラーの設置と、それからその所有は、例えば不動産業者さんがやってくださいねとか、もしくはその10棟の形で共同で管理してくださいという話が出てくると思います。

その場合に、例えばなんですけど、特に設置した、所有している不動産会社さんが、もううちは会社を解散しますので言ったときに、所有者が全くいない状態で、そこにミラーがずっと立つことになる。老朽化したときにこれをどうするのか。それをどう考えているのかというのちょっとお聞かせいただけますでしょうか。

**【杉崎委員長】** 栢沼副技幹。

**【栢沼副技幹】** まず、1点目の寒川駅の自由通路の管理区分につきましてなんですけども、基本的に、南口の階段部分が寒川町の管理になっております。そのほか、うちの管理としましてエレベーター、エスカレーターもうちの管理しておりますので、そちらについては北口と南口ありますので、その部分

は寒川町管理となっております。

清掃につきましては、もともと駅舎を建てたときのJRさんとの協定の中で、表面の清掃は寒川町が行うというお約束になっておりますので、委託のほうで、うちのほうで清掃をかけているような状況でございます。

2点目の道路側溝の清掃の基準なんですけども、基本的には、今お話ありました50%以上で清掃をかけていくというような基準で考えているんですけども、やはり現場現場で50%行かなくても冠水している箇所とか、そういう箇所はあろうかと思っておりますので、それは現場現場でちょっと確認をさせていただいた中で、処理を今までもしておりますので、何か50%行かなくても、どうしても清掃かければ改善が見込まれるというような箇所があれば、そこはやっていく考えていますので、その辺は現場で対応させていただければなと思っております。

3点目の、道路反射鏡の設置基準の関係なんですけども、こちらにつきましては、いろいろ例えば公道から公道の交差点だったりとか、あとT字の交差点だったりとか、あと通学路に該当するとか、いろいろちょっと点検項目がうちのほうでありまして、毎年、自治会様のほうからご要望いただいた箇所は、全てうちのほうで点検をさせていただいて、確認させていただいておりますので、その中で、現場状況がどういう状況になっているのかというのを一覧で作成させていただきまして、その中で、ここの交差点はこういう状況ですとか、こういう状況なので今年度設置しますとかという回答を、年末のほうに各自自治会様のほうには送らせていただいておりますので、そこで、私どもとしては説明をしているというつもりでございます。

最後に、不動産会社のほうが、カーブミラーを設置している箇所で、潰れてしまったりとか亡くなったときの所有者がいなくなってしまったときの判断なんですけども、そちらにつきましては、ちょっと今まで事例が正直ない部分ではあるんですけども、本来であると、不動産会社さんが持つというよりは、その私道を利用している、そこに張りついている方たちが共有で維持管理していただくものなのかなというところで、実際には不動産会社ではなくて、それぞれの私道に張りついた方が共有で管理しているというカーブミラーも町内にはありますので、もし不動産さんがちょっと今後維持管理できないというお話であると、第1にはその私道で出入りしている方に、それぞれで共有で維持管理していただけないかという話をしていくのかなと思っております。

以上でございます。

**【杉崎委員長】** 横手委員。

**【横手委員】** 分かりました。寒川駅の自由通路をもう1回聞きたいんですけど、となるといわゆる改札を出て、左右の出口に行く階段の手前までは、JRさんが管理しているというふうに考えてよろしいのか。ちょっとそこはよく分からなかったもので、というのはJR東日本のポスター板がぱっと貼ってあるじゃないですか。だからそこはJR東日本さんにお任せしているのかどうかというのがちょっと聞きかかったんですけど、その答えがなかったもので、その答えをいただければと思います。

それから、道路側溝の件については分かりました。ちょっとこれ、また別の機会にしっかりやらせていただくつもりではいるんですけども、ちょっと道路側溝のことについては、多分これから、これが割と道路の維持管理、特に維持の部分で重要なファクターになってくるのかなというふうに思っています。

そこの中でいろいろと話が出てくると思いますので、基準も分かりましたし、それから対応についても分かりましたので、また、今後いろいろと話を詰めさせていただければと思いますので、ここにおいてここまで結構でございます。

それと、ミラーについてなんですけど、これそうすると自治会に入っていない人たちばかりいる場所ですけれども、ちょっと意地悪な質問なんですけど、町民の自治会に32%入ってないわけですから。32%のうちの人たちが集まっているところで、どうしてもここが必要だということになったときの要望に対しては、全く答えないってわけではないんですか。要は、自治会から上がってきた要望だけしか受け付けないように今聞こえたんですが、それはどうなのかというのを教えてください。

それから、不動産会社が仮に解散してしまったり、ちょっと管理できない状況になったときは、第一義、一番最初に、ファーストプライオリティーがどこに置くのかというのは分かりました。ただ、これは必ずしも、もうちょっと意地悪な質問すると、その先、その人たちも嫌だと言って、もう切っちゃおうかとなったときにはどうする。取り外しちゃうよというときはどうするおつもりなのか。

要はもともと危ないからミラーつけてくださいと言って設置してもらったのに、結局、誰も管理したくないから、もう管理できないからということになったときに、町がそれを財産として受け取るのか、受け取らないでもういいよとなったら、取っちゃうという方法しかないと思うんです。そこについて対応をどうするのか、ちょっと意地悪な質問になっちゃって申し訳ないんですけど、ここしっかり聞いておきたいので、お答えください。

【杉崎委員長】 栢沼副技幹。

【栢沼副技幹】 まず、通路のお話なんですけども、委員おっしゃるとおり、駅を出て、ポスターとか貼ってある箇所につきましては、あの辺は全部JRさんの管理という箇所になっておりまして、先ほどお話ししました南口の階段部分、その部分を結んだラインの、ちょっと言葉で説明するのはあれなんですけども、そこから南側部分が私どもの管理という形になっておりますので、なので、南側部分を見ていただくと、私どもの行政のポスターみたいのが貼ってあるのは、私どもで占有許可を出しているというような箇所になります。

2番目の、自治会の加入していない方のカーブミラーの設置要望というお話なんですけども、基本的には自治会の会長名でご申請して、ご要望いただいて、それに対応していくというのが基本ではやっているんですけども、あとは私ども道路管理者として、危ない箇所にはつけていくという判断もありますので、その辺は、自治会に入っておられない方からもご要望があれば、基本的には現場のほうは、ご要望があった箇所につきましては、つけるつけないは別なんですけども、必ず確認はさせていただいておりますので、その中で一般の通行の方からも要望で、通行しているんだけど、ここが危ないとかという話も伺うときもありますので、その辺は、道路管理者として、つけるつけないと判断する箇所もありますので、自治会入っていない方につきましては、うちのほうの判断も含めてなりますので。

カーブミラーの先ほど所有の関係なんですけども、その辺はもう実際、具体的になってからのちょっと判断といいますか、なってしまうかというところで、実際、所有者がいないとやっぱりじゃあ誰が維持管理していくのという話になったときに、もともとその不動産屋さんがつけたときには、不動産屋さんが私道からの出入りの方の利便性も含めて設置している部分ではありますので、町がそこに付けてく

ださいといってつけた箇所ではないという話にはなりますので、やはり私道の利用している方にお話をさせていただいて、維持管理される方がいないと撤去せざるを得ない状況になりますけども、どうされますかというようなお話をした中で、ちょっと検討させてもらうのかなと思っております。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 ないようですので、ここで質疑を打ち切ります。お疲れさまでございました。

以上で都市建設部道路課の審査を終わりたいと思います。

暫時休憩いたします。

---

【杉崎委員長】 休憩を解いて、予算特別委員会を再開いたします。

続きまして、都市建設部下水道課の審査に入ります。

それでは、執行部の説明をお願いいたします。

黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 続きまして、下水道課の令和4年度の予算になります。こちらは一般会計と寒川町の下水道事業の特別会計両方ございます。説明につきましては飯田課長より説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

【杉崎委員長】 飯田下水道課長。

【飯田下水道課長】 それでは、下水道課所管の令和4年度予算につきましてご説明させていただきます。説明に当たりましては、タブレットの説明資料を基に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、下水道事業特別会計に対する一般会計からの繰り出しでございます。予算書の84、85ページをお開きください。タブレットの予算特別委員会説明(参考)資料3ページをご覧ください。8款2項4目18節の負担金補助及び交付金における下水道事業特別会計負担金は2億5,253万8,000円で、利子償還額の減により前年度に対して2,169万8,000円の減でございます。

タブレット資料4ページをご覧ください。同じく18節の負担金補助及び交付金における下水道事業特別会計補助金は1億4,289万5,000円で、下水道使用料の増収見込みに伴う減により前年度に対して707万4,000円の減となります。

タブレット資料5ページをご覧ください。23節投資及び出資金における下水道事業特別会計出資金は4,105万9,000円で、雨水に係る建設改良費の増により前年度に対して794万円の増となります。繰出金の総額としましては、前年度に対して2,083万2,000円の減となっております。

一般会計については以上でございます。

【杉崎委員長】 続けてください。

【飯田下水道課長】 それでは、引き続きまして、下水道事業特別会計についてご説明申し上げます。予算書の後段、下水道事業特別会計予算の1ページをお開きください。第1条は総則。第2条は令和4年度における業務の予定量。第3条は収益的収入及び支出を定めるもので、収入では使用料や一般会計

からの負担金など、支出では事務、維持管理経費及び支払利息などとなっております。収入における第1款下水道事業収益は13億2,843万1,000円を、支出における第1款下水道事業費用は13億1,626万円を予定額としております。

第4条は資本的収入及び支出を定めるもので、収入では起債や国庫補助金など、支出では建設改良費や償還金などとなっております。収入における第1款資本的収入は10億4,000万7,000円を、支出における第1款資本的支出は15億1,177万8,000円を予定し、差し引き4億7,177万1,000円の不足額につきましては、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額と過年度分損益勘定留保資金並びに当年度分損益勘定留保資金を補填財源とするものでございます。

第5条の債務負担行為につきましては、寒川町水洗便所改造等資金貸付あっせん条例に基づき、金融機関から融資あっせんを受けた借受人が債務不履行を生じた場合の金融機関への損失補償を見込むものでございます。

第6条の企業債は、起債の目的、限度額、記載の方法、利率及び償還の方法を定めるもので、内容は3ページに記載のとおりでございます。

第7条の一時借入金は、事業年度内に万が一資金不足が生じた際の一時借入金の限度額を定めたものでございます。

第8条の予定支出の各項の経費の金額の流用につきましては、営業費用と営業外費用のうち、消費税に限り流用ができることを定めたものでございます。

第9条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、職員給与費と定めたものでございます。

第10条の他会計からの補助金につきましては、一般会計から下水道事業特別会計への補助金の額を定めたものでございます。

続きまして、寒川町下水道事業特別会計予算に関する説明書でございます。7ページから9ページは予算の実施計画でございますが、26ページ以降の下水道特別会計の収入及び支出の集計でございますので、後ほどご説明をさせていただきます。

10ページをご覧ください。令和4年度の予定キャッシュフロー計算書でございます。1年間の現金の動きを示す財務諸表で、業務、投資、財務の活動毎に表したものでございます。

11ページから15ページは給与明細書でございます。

16ページ、17ページは予算書の第5条債務負担行為に関する調書でございます。

18ページ、19ページは令和4年度末における令和5年3月31日の予定貸借対照表でございます。

22ページ、23ページは令和3年度末における令和4年3月31日の予定貸借対照表で、令和3年度末の予定資産、負債、資本をそれぞれ記載したものでございます。

お戻りいただき、21ページでございますが、令和3年度末における令和4年3月31日の予定損益計算書で、令和3年度末の収益と費用を記載したものでございます。

これより事業毎の支出の説明に入らせていただきますが、下水道事業につきましては、総務省繰出基準などにより科目が多く、その充当先も多岐にわたるため、収入とその内容について一括してご説明申し上げ、後ほどご説明いたします支出の際には、タブレット資料7ページの事業費別支出収入予算の概

要の下段に記載しております、事業に対する収入科目等により財源の充当先のご確認をいただきたくお願い申し上げます。

それでは、予算書の26、27ページをお開きください。1款下水道事業収益1項営業収益1目下水道使用料1節下水道使用料につきましては、汚水私費の原則に基づき、汚水に係る維持補修事業費、下水道使用料納付事務委託、人件費、相模川流域下水道維持管理負担金、汚水の減価償却費、汚水の償還金利息などへ充ててございます。

2目他会計負担金1節一般会計負担金は、総務省繰出基準による一般会計からの繰入金で、雨水処理負担金は、雨水に係る維持補修事業費、流域下水道維持管理負担金、人件費、雨水の減価償却費へ、水質規制費負担金は、特定事業所から排出される水質調査に係る委託や人件費へ、水洗便所等普及費負担金は、下水道への排水設備接続に係る人件費に充ててございます。5目その他営業収益1節手数料の登録手数料は、指定工事店等の登録手数料、諸証明手数料は下水道台帳発行手数料で、水洗便所等普及事業費に充ててございます。

2項営業外収益2目他会計負担金1節一般会計負担金につきましては、総務省繰出基準による一般会計からの繰入金で、雨水処理負担金については雨水償還金の利息へ、臨時財政特例債等負担金については、汚水償還金の利息へ、分流式下水道負担金につきましては、経営で賄い切れない資本費分として繰り入れ、同じく汚水償還金利息へ充ててございます。その他負担金は、職員の事業手当に充ててございます。

3目他会計補助金1節一般会計補助金は、赤字補填分として繰り入れるもので減価償却費へ充ててございます。7目雑収益1節雑収益の延滞金は、雑入が生じた際の科目設定で、雑収益は茅ヶ崎市からの汚水流入分の使用料で一般管理費に充ててございます。8目長期前受金戻入1節有形固定資産長期前受金戻入及び2節無形固定資産長期前受金戻入は、国庫補助金や受贈資産に係る収益化分としての非現金収入。3節元金繰入金長期前受金戻入は、臨時財政特例債等負担金の元金繰入分に伴う収益化分としての非現金収入。3項特別利益2目1節過年度損益修正益は、不測の収入が生じた際に備える科目設定でございます。3目1節その他特別収益は、過年度の長期前受金戻入分などでございます。

以上が収入でございます。

続きまして、支出でございます。下水道事業特別会計予算に関する説明書の28から31ページをお開きください。タブレットの予算特別委員会説明資料、7ページをお開きください。1款下水道事業費1項営業費用1目管渠費、施設管理事業費、下水道維持補修事業費でございます。

13節光熱水費は、水門やマンホールポンプの電気料。16節修繕費は、水門やマンホールポンプの修繕費。22節委託料は、維持管理に伴う委託10件を予定し、減額につきましては、既設管調査委託料の減によるものでございます。各委託の概要につきましては、タブレットの29ページに記載のとおりでございます。

24節賃借料は、下水道施設用地の借地料。25節工事請負費は、維持補修工事3件を予定しているものでございます。増減につきましては、工事箇所等、内容の変更に伴う増によるものでございます。各工事の概要につきましては、タブレットの30ページに記載のとおりでございます。26節材料費は、補修用材料の購入で増額につきましては、鉄蓋や防護蓋及び公共汚水ます用蓋の購入によるものでございます。

27節負担金は、雨水処理に係る茅ヶ崎市への負担金。28節補助交付金は、雨水貯留施設設置に伴う助成金でございます。

タブレットの8ページをお開きください。下水道台帳管理費でございます。22節委託料は、下水道台帳の管理に伴う委託1件を予定しております。委託の概要につきましては、タブレットの29ページに記載のとおりでございます。

タブレットの9ページをお開きください。2目相模川流域下水道維持管理事業費、相模川流域下水道維持管理事業費でございます。27節負担金は、相模川流域下水道の汚水処理に要する応分の負担金で、増額につきましては、流域下水道処理場の汚水処理費に要する事業費の増でございます。

タブレットの10ページをお開きください。3目普及指導費、水質規制事業費でございます。22節委託料は、相模川流域下水道維持管理要綱に基づく特定事業場の水質検査で、公共下水道への有害物質の流入防止を目的とするものでございます。

タブレットの11ページをお開きください。水洗便所等普及事業費28節補助交付金は、下水道への接続や雨水貯留を目的とする排水設備工事等に伴う助成金や利子補給でございます。

タブレットの12ページをお開きください。4目総係費、職員給与費1節給与から4節賞与引当金繰入額までは、管理担当職員8名分の人件費でございます。5節報酬は、下水道運営審議会委員への報酬でございます。

タブレットの13ページをお開きください。一般管理費8節旅費は、職員の出張旅費。9節備用品費は、参考図書や事務用品の購入費。10節燃料費は、公用車のガソリン代。16節修繕費は、公用車の車検点検や修理代。17節被服費は、雨具等の購入費。18節通信運搬費は、指定工事店などへの更新通知。19節手数料は、公用車の車検に伴う収入印紙代。20節保険料は、公用車の保険料。22節委託料は、上下水道料金一括徴収や企業会計システム保守などの委託4件を予定しております。各委託の概要につきましては、タブレットの30ページに記載のとおりでございます。24節貸借料は、プリンターや会計システムの借上料。27節負担金は、日本下水道協会など加盟団体への会費や一般会計への事務経費負担金。30節公課費は、公用車の車検に伴う自動車重量税。31節雑費は、下水道使用料の過誤納還付加算金。32節貸倒引当金繰入額は、不納欠損見込み分の計上でございます。

タブレットの14ページをお開きください。5目減価償却費、有形固定資産減価償却費でございます。増額につきましては、令和3年度取得見込みの有形固定資産によるものでございます。

タブレットの15ページをお開きください。無形固定資産減価償却費でございます。減額につきましては、令和3年度取得見込みの無形固定資産によるものでございます。

タブレットの16ページをお開きください。2項営業外費用1目支払利息及び企業債取扱諸費、企業債利息39節下水道債支払利息は、起債に係る償還金の支払利息で、減額につきましては、償還の進捗によるものでございます。

タブレットの17ページ、一時借入金支払利息41節一時借入金支払利息は、予算書の第7条に定める一時借入金が生じた場合の利子を見込むものでございます。

タブレットの18ページ、2目消費税及び地方消費税、44節消費税及び地方消費税は、消費税法に基づく消費税納付額で、増額につきましては消費税控除対象事業の減少によるものでございます。

タブレットの19ページ、3項特別損失4目過年度損益修正損50節過年度損益修正損は、過去に納付された下水道使用料の過誤納還付金を見込むものでございます。

タブレットの20ページをお開きください。5目その他特別損失51節その他特別損失は、不測の支出に備える科目設定です。

タブレットの21ページ、4項1目予備費90節予備費でございます。

予算書の32、33ページをお開きください。資本的収入でございます。こちらも財源と内容を一括して説明申し上げますので、よろしくお願いたします。1款資本的収入1項1目企業債1節公共下水道事業債は、汚水・雨水の整備事業や土地区画整理事業費負担金に充てるものでございます。2節流域下水道事業債は、相模川流域下水道建設事業費負担金に充てるものでございます。2項出資金は、雨水公費の原則、並びに総務省繰入基準に基づき一般会計から受け入れる繰入金で、雨水の整備事業や人件費に充てるものでございます。3項負担金1目他会計負担金1節一般会計負担金の臨時財政特例債等負担金につきましても、総務省繰入基準に基づく一般会計からの繰入金で償還金元金に充てるものでございます。4項補助金2目国庫補助金は、社会資本総合整備交付金で下水道施設整備事業に係る委託や工事に充てております。国庫補助対象事業費の2分の1の補助でございます。

以上が資本的収入でございますが、財源の充当先につきましては、先ほどの収益的収入収支同様、事業費別支出収入予算に記載しております、事業に対する収入科目等をご参照いただきたくお願い申し上げます。また、資本的支出においては、予算書第4条でご説明申し上げました、補填財源の充当がございます。

予算書は34、35ページ、タブレットは22ページでございます。1款資本的支出1項建設改良費1目管渠建設事業費、下水道整備事業費22節委託料は、計画や設計に関する委託7件を予定し、増額につきましては委託の内容の変更に伴うものでございます。各委託の概要はタブレットの31ページに記載のとおりでございます。

23節使用料は、積算システムの使用料。25節工事請負費は、長寿命化対策工事や小動幹線枝工事など6件を予定し、減額につきましては工事箇所等内容の変更に伴うもので、各工事の概要はタブレットの32ページに記載のとおりでございます。27節負担金は、県道掘削に伴う事務負担金と土地区画整理事業費負担金で、増額は土地区画整理負担金に伴うものでございます。29節補償金は、工事の支障となる埋設物の移設に係る物件補償費で、増額は補償対象物件の増によるものです。

下水道調整区域整備事業費、タブレットは32ページでございます。25節工事請負費は、私道管渠整備工事1件を予定し、減額は工事箇所等内容の変更に伴うものでございます。工事の概要につきましては、タブレットの32ページに記載のとおりでございます。

27節負担金は、茅ヶ崎市直接流出区域建設及び改築工事の負担金で、増額は茅ヶ崎市直接流出区域建設負担金の増によるものでございます。29節補償費は、工事に支障となる埋設物の移設に係る物件補償費です。

タブレットの24ページをお開きください。2目建設総務費、職員給与費1節給料から4節賞与引当金繰入額までは、整備担当職員4名分の人件費でございます。

タブレットの25ページ、一般管理費8節旅費は、職員の出張旅費。9節備用品費は、設計や工事に要

する参考図書や事務用品の購入費。12節印刷製本費は、埋設シートの印刷代でございます。

タブレットの26ページをお開きください。3目相模川流域下水道建設事業費の27節負担金は、流域下水道の建設に係る応分の負担金で、減額は、流域下水道施設の建設事業費建設負担金の減によるものでございます。

タブレットの27ページをお開きください。3項1目企業債償還金は、これまでの起債の償還金元金で、減額につきましては町債の償還完済によるものでございます。

以上が下水道課所管の予算に関する説明書の内容でございます。なお、タブレット資料につきましては、28ページには収入予算の概要、29ページ以降には委託工事の内容、普及状況、供用開始図を添付してございますので、ご参照ください。

以上で説明を終わります。よろしくご審議のほど賜りますようお願いいたします。

**【杉崎委員長】** 説明が終わりました。これより質疑をお受けいたします。質疑のある方。

関口委員。

**【関口委員】** 道路課にも聞いているんですけども、マップ情報の一元化について、下水道のほうはどうなっているのか。汚水の関係については電子化済みで、雨水については近々にやりたいという話も聞いていますけれども、現状どうなっているのか、また、どういうふうな方向に行こうとしているのか。これにはいろんな形での都市計画の関係だとかまちづくりの関係だとか、いろんなことをデータ化することによって、町民に対してまた事業主に対して、いろんな形でサービスの提供だったり、またわざわざ役所に来てもらわなくても、家でネットを見ながら、そこでもって把握ができるという、こういう形になることによって、職員のほうの多忙化の解消にもつながっていくという、窓口に来ないということになりますので、そんなことを考えると、やはりそういうふうな方向に持っていかなければいけないと思うし、全部のところでは言っていますからあれですけども、『「高座」のころ。』を掲げていて、寒川は魅力のある町ということで売り出ししていますから、そういう点では、藤沢などに負けないように、茅ヶ崎がやってないからうちもいいやということじゃなくて、やはり寒川のある意味で言うとグレードアップのためにも、このデータ化というのが必要になってくるんだろうと思うんですが、この点についてのまず見解をいただきたいと思います。

それから、もう一つは、ある意味で言うと市街化が大分進んできて、市街化区域の事業が大分進んできて、これから調整区域もどうなのかということも考えていかなきゃいけないと思うんですが、聞き及ぶ中では、国庫補助がもうほとんどつかなくなってくるだろうという、こういうふうな流れになってきたときに、町単独で大変な投資をするんだけど、投資に見合った効果が表れてこないということになってきてしまう調整区域の神奈川県の場合は、莫大なお金をかけて工事をして、なかなかそこに接続してくれないということになると、投資効果が何の意味もなくなってしまうということにもなりかねない。

そういったことを考えたときに、これから先のまだ未接続のところ、こういったところをどういうふうにしていくかというのは、町としても方向性を出していかないといけないだろうという気がするんです。また、そういう方たちに対するきちんとした説明を、浄化槽方式でいくのか、どういう形でいくのかということも考えながら、ただし、やっぱり近代的な生活をしていただくためにも、それなりの対策を講じていかなきゃいけないと思いますので、そういった意味では、町の方向を出しながら町民の方た

ちに、どこで着地するかにも含めて、しっかりとご理解いただくような形で、これから進めていかなければいけないと思いますし、終わったところの耐震化ということも視野に入れて進めていかなければならないときに、莫大なお金がかかりますから、そういった意味では、投資したけど、効果がないというところに工事をすべきかどうかということも、考えていかなければいけないと思いますし、税の使い方というのをしっかりと、価値のある使い方をしていかなければいけないと思うんです。そういった意味を含めて、何年後になるのかも含めて、どのような形でこれから下水道事業を展開していこうとしているのか、その辺についての見解を伺えますか。

【杉崎委員長】 飯田下水道課長。

【飯田下水道課長】 それでは、まず1点目のマップの関係なんですが、現在、寒川の下水道の台帳につきましては、汚水に関しては先ほど言われたようにデジタル化、要は電子化はされております。ただ、雨水につきましては、昨年度にある程度委託をして、ある程度データは取りまとまったので、それをこれからうちのほうの汚水の台帳システムのほうに、来年度の予算で入れる予定でおります。

ただ、今後の一元化というお話なんですけれども、当然、現在使っているシステムと一元化をするときに、当然システムが検討していろいろと変わってくるかと思えます。その中で、データの互換性だとか技術的な部分も含めて、1つの一元化できるような方向で、いろいろと検討のほうしていきたいと思っております。

それから、2点目の調整区域の整理の部分なんですが、現在、事業計画をやっているところにつきましては、まだ未整備の部分がございまして、そこについては責任を持ってやっていく予定ではおりません。

その後の部分につきましては、確かに委員さんが言われたとおり、補助金のことですとか浄化槽のことですとか、いろいろと問題が山積みですので、その部分もどういう形が一番いいのかいろいろと検討しながら、最終的に判断をしていきたいなと思っております。

以上です。

【杉崎委員長】 関口委員。

【関口委員】 1点目のデータ化の関係につきましては、現状が分かりました。ともかく、ただ下水道課だけがということではありませんので、全体的に、どこが参入できるかということもあるんですけども、まずはじゃあどこどこが始めていこうというふうな形で動き出しをしてもらいたいなというふうに思っていますので、現段階では結構です。ただ、これから先の下水道事業の展開の仕方については、ここにもありますように本来ならば特会という、企業会計で特会でやっていますから、この中で運営できれば一番いいんだろうと思うんですけども、ただ、やっぱりどう考えても下水道使用料だけでも6億1,000万、約2,000万ぐらいしかない。

ですから、これについてもいろんな形で町民の皆さんにもご理解いただきながらということも考えていかなければいけないことだろうと思うし、原資がともかくないということになると、一般会計からということになるのかという、どうしてもそこに行きますので、ですから、そういう本来あるものから考えると、背伸びをすることなくやっぱりしっかりとした体制づくりをしていかないと、事業展開になっていかないだろうと。

ただ、下水道普及率からすると90%を超えていますから、すばらしい環境になってきていることは間違いないと思いますので、どうかただ単に下水道課だけでもって議論する話じゃないと思いますから、町全体の事だとか、いろんなことを考慮してどういうふうな形でやるか。

まず、町民の皆さんにもご理解をいただかなきゃいけないという、これがやっぱり一番大事な事だと思いますので、そんなことも踏まえて、どうか町全体として、財政も含めてしっかりとした議論をしていって、生活水準の中では平等化を保っていかないと僕はいけないと思っていますので、ここはいいけど、ここはよろしくないということはあってはならないと思いますので、どうかその点をしっかりと注目していただいて、議論をして、事業展開をどういうふうにするか、方向性を出してもらいたいなど、こういうふうに思いますので、もう一言だけいただいて終わりにします。

【杉崎委員長】 飯田下水道課長。

【飯田下水道課長】 確かに今後の下水道の部分につきましては、現在も既に190キロぐらい、管が敷設をされていますので、それに対する耐震化、あるいは延命化、管をどれだけ長く使っていか、そういったようなことも考えながら事業のほうを進めていくんですが、当然、新設で入れる部分につきましては、本当に浄化槽のエリアがいいのか、下水道のエリアがいいのか、そういうのも要は我々下水道課だけではやっぱり判断もできない部分もございますので、それは他課とも調整をしながら、方向性を今後決めていきたいなと思っていますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【杉崎委員長】 黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 今後の下水道の整備ということで、雨水に関しましては、雨水総合管理計画を策定いたしまして、それに基づいて進めていきます。

問題は、今、関口委員からお話のございました汚水管の関係でございます。こちらについては、県の生活排水処理施設整備構想というものがございまして、この構想において、今後は地域特性に応じた効率的な整備の促進、それと合併処理浄化槽への転換の促進、こういったところが示されております。

先ほど、国庫補助のお話ありましたが、これ以前、国の説明会の中では、国の示しているアクションプランの期限というのが、当時、平成38年度まででございまして、38年度までは国庫補助は確保する。しかし、それ以降は未定であると、こういうもう発言が出ているんです。

そうなりますと、あと5年、6年といったところの中では、今後の町のこの下水道、どのようにしていくかというのは、はっきり示していかなければいけないことになるんですけども、ちなみに、寒川町全域をこのままずっと今の例年の予算で整備した場合、整備に要する時間というのはあと80年かかる、費用も約31億円かかる、こういう試算をしているんです。

こういった背景があった中で平成29年度、28年度でしたか、下水道運営審議会を開催して、汚水処理施設整備構想、これについて諮問をさせていただきました。要は将来の汚水の下水道の整備をどのようにしていくかといったところでございますけれども、結論から言って答申いただいたのは、町民にとって有効なものとなるよう適正に効率的な見直しを行うものとし、現時点では、平成38年度までに下水道整備が可能な区域の整備とし、それ以外の地区については合併処理浄化槽も有効に活用し、汚水処理の推進を図ることと、このように答申をいただいたところでございます。

これを受けて町といたしましては、38年度、当時の平成38年度までは整備をできる区域はやっていく。それ以後は当時の言葉でいきますと、弾力的な対応を行う区域ということで、要は合併処理浄化槽をやる区域と公共下水道の区域をまだその時点でははっきり線は引かずに、そこは弾力的に対応しますと。そういうところの中で、今後は合併浄化槽をもしやっていった場合は、その手法だとか、あと補助金の関係だとか、そういったところを議論してやっていくというところで、当時、議会のほうにもその旨は説明させていただきましたので、今言ったあと残り五、六年になりますと、もうあつという間に来ると思いますので、ここはもう下水道課としては一番の課題になってくると思いますので、また、下水道運営審議会の開催の中で、審議委員さんの意見も聞きますし、また、財政的のところは、今関口委員がおっしゃったとおり下水道課だけの予算じゃございませんので、町全体としての予算でございますので、そういった関係のところともいろいろと協議をしながら、最終的にどうしていくかといったところを決めてまいりたいと思いますので、ご理解賜りたいと思います。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。

青木委員。

【青木委員】 もう段階的に値上げが進んでいるということで、その辺のところをちょっと聞きたいと思うんですけども、値上げにしたことについての背景というのをまず、お聞かせください。

【杉崎委員長】 池田副主幹。

【池田副主幹】 背景ということですが、先ほどもありましたとおり、平成38年以降、国庫補助金についてもその先分らないというのがある中で、町のほうの下水道の今までの管が、老朽化が今後増えてまいります。

その維持補修に関しても費用がかさんでくるということから、今現在、経費回収率が約75%という中で、少なくとも100%、自給自足ではないですが、目指しましょうというのが今回の使用料改定の背景となっております。

今年度、令和3年度の10月から使用料のほうの改定をさせていただきまして、平均で約5.6%の改定をさせていただきました。これに伴って、まだ令和3年度の決算は出ておりませんし、まだ、半年しか経過しておりませんので、経費回収率がどれぐらいになるかというのは、まだ、不明確なところではありますが、今後残りあと25%になるんですけれども、そちらを令和5年度、7年度にかけて段階的に使用料の改定を行っていきたいと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 いろいろな今話を聞いた中で、私も審議会などで大体のことは分かって、聞いてはいるんですけども、その中でやはり値上げについては丁寧な説明していくということも、意見としていろいろとあったと思うんですけども、やっぱり値上げする以上は納得していただくということも中にはあるのかなとは思いますが、その辺について、令和4年以降どういった感じで下水道課としては、こういったこの事柄について、どう丁寧に説明していくかということの内容をお聞かせください。

【杉崎委員長】 池田副主幹。

【池田副主幹】 今度、説明の部分になるかと思えます。まず令和4年度、下水道運営審議会のほうを年5回ほど予定をしております。その中で、以前、答申にもありましたとおり、5年度、7年度について、使用料改定を行う際はそのときの状況に応じて、柔軟な対応でということ答申をいただいております。

ですので、この運営審議会の中で、どれぐらいの値上げをしたほうがよろしいのかというようなことですか、または住民への周知方法等、細かく審議していけたらなと思っております。

今回、令和3年度実施した際には、7月に値上げしますという広報を打たさせていただきました。それとホームページ上でもさせていただきましたのと、あと、8月と9月に水道料金の検針の際に併せて、下水道使用料は改定となりますというようなものを全戸配布をさせていただきました。

その後、委員の皆様からもご指摘がありました、そもそも下水道施設の仕組みとはどういうものなのかという説明があってもいいのではないかなというようなご指摘がございましたので、10月の広報で、下水道の仕組みを小学生が見ても分かりやすいようなという形で努めさせていただいて、広報させていただきました。ですので、令和5年度、7年度も、活用できる媒体等については活用していきながら、住民等に周知を図っていきたいと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 この先が全然見通しがつかないということで、いろいろと100%の自給率という言い方ですか、100%に上げていかなきゃいけないというような、分かるんですけど、やはり今この時期にコロナで困っているような時期に、計画どおり進むのは大切なことなんですけど、やはり一旦立ち止まってこの状況を見て判断するべきだったんじゃないかな、判断するべきではないかなと思うんです。段階的なんでもまた変わる可能性はあるんですけども、この大変な時期のことを踏まえて2段階、3段階については、検討をしていくという考えはあるんですかね。

【杉崎委員長】 池田副主幹。

【池田副主幹】 確かに委員がおっしゃられたとおり、まだコロナ禍でありまして、なかなか景気も上向いていかないという中で、値上げというのも、住民の皆様に対しては非常にご負担をかけてしまうところでもあります。

先ほど、委員のほうからも言われたとおり、今後、下水道運営審議会の中で値上げ率ですとか、それが延びるのかどうかといったことも含めて、検討させていただければと考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 他にございますか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【杉崎委員長】 それでは、以上で、都市建設部下水道課の所管の審査を終わりたいと思います。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。

15時10分に再開します。

【杉崎委員長】 それでは、休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

都市建設部、最後の所管であります、都市計画課の審査に入ります。

それでは、執行部の説明をお願いいたします。

黒木都市建設部長。

【黒木都市建設部長】 それでは、都市建設部、最後になります。都市計画課の令和4年度の予算につきまして、畠山都市計画課長より説明いたしますので、よろしくをお願いいたします。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 それでは、都市建設部都市計画課所管の令和4年度予算につきまして、予算特別委員会説明資料、タブレット資料070でございます。こちらにより説明申し上げますので、よろしくをお願いいたします。

予算書につきましては、80ページから84ページの8款土木費2項都市計画費1目都市計画総務費と2目公園緑地費及び5目国県事業対策費でございます。タブレット資料につきましては、17分の2ページをご覧ください。2節給料から4節共済費につきましては、都市計画課、田端拠点づくり課、倉見拠点づくり課、計18人分の人件費でございます。

説明資料17分の3ページをご参照ください。都市計画事務経費でございますが、都市計画事務及び各種負担金に要する経費で、報酬につきましては、都市計画審議会委員の報酬、旅費につきましては、都市計画審議会委員の費用弁償及び職員の普通旅費。需用費、消耗品費につきましては、都市計画法令要覧など参考図書及び事務用品の購入でございます。負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県建築物震後対策推進協議会ほか4件の協議会への負担金でございます。

続いて、下の表をご覧ください。充当する特定財源でございます。歳入番号①、予算書につきましては28、29ページの諸証明手数料、こちらを消耗品費に充ててございます。

説明資料につきましては17分の4ページをご参照ください。耐震改修促進事業費につきましては、地震被害の軽減を目的に木造住宅やブロック塀の耐震化促進を行うものでございます。役務費につきましては、耐震化促進通知の送料、負担金補助及び交付金につきましては、木造住宅の耐震診断及び耐震改修工事、沿道建築物の耐震診断、危険なブロック塀などの撤去などを行う防災工事への補助金でございます。

下の表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①につきましては、予算書30、31ページの社会資本整備総合交付金、歳入番号②につきましては、予算書32、33ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金の一部、歳入番号③につきましては、予算書32、33ページの沿道建築物耐震化支援事業費補助金を負担金補助及び交付金に充ててございます。各事業の補助金額及びその財源の割合でございますが、耐震診断につきましては上限を5万円とし、国・県・町の割合については、国が2分の1、県は補助額マイナス国補助額の2分の1で上限が5,000円、町がその残額となっております。また、改修工事の補助上限額は50万円で、それぞれ国が2分の1、県と町が4分の1ずつでございます。沿道建築物の耐震診断につきましては、補助上限額が20万円で、国が8分の1、県が4分の1、町が残額分となっております。ブロック塀等改修工事につきましては上限額が30万円で、国が2分の1、県は補助額マイナス国庫補助の3分の1、町がその残額といった割合でございます。

説明資料につきましては17分の5ページをご参照ください。こちら住居表示整備事業費につきましては、建物への付番や街区表示板の維持管理を行うものでございまして、需用費の消耗品費につきましては、住居番号表示板及び貼り付け用数字シールの購入費でございます。

説明資料17分の6ページをご参照ください。都市計画基礎調査関連経費でございます。こちら使用料及び賃借料につきましては、都市計画業務に不可欠な都市計画業務支援システムの賃借料でございます。

下の表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は34、35ページの地図売払収入を充ててございます。

説明資料17分の7ページをご参照ください。空き家対策事業費につきましては、空き家発生の予防及び適切な管理の促進を目的としたものでございまして、報酬は空き家対策協議会委員の報酬。旅費につきましては空き家対策協議会委員の費用弁償でございます。

説明資料につきましては、17分の8ページをご覧ください。都市計画事業基金積立金につきましては、都市計画事業に充当するための積立金でございまして、下の表、特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は34、35ページの都市計画事業基金利子を充ててございます。

説明資料17分の9ページをご参照ください。公共交通充実促進事業費につきましては、コミュニティバスの運行をはじめ鉄道の輸送力、利便性の向上などの交通施策の推進を目的としたものでございまして、報酬につきましては、地域公共交通会議委員の報酬、旅費につきましては、地域公共交通会議委員への費用弁償、需用費の印刷製本費につきましては、ダイヤ改正を行う際の時刻表冊子の印刷代、委託料につきましては、コミュニティバス運行委託に要する費用、及び寒川町交通関連計画策定業務委託料でございます。

負担金補助及び交付金につきましては、神奈川県鉄道輸送力増強促進会議及び相模線複線化等促進期成同盟会への負担金、並びに寒川・海老名間の路線バス維持対策事業負担金で、この路線バス維持対策事業費負担金につきましては、国の補助金算定期間に準じまして、予算書6ページ、第2表に記載してありますように、令和4年10月1日から令和5年9月30日までの債務負担行為としてございます。

下の表、特定財源でございますが、歳入番号①、予算書30、31ページの地域公共交通確保維持改善事業費補助金を委託料に充ててございます。

説明資料につきましては17分の10ページをご参照ください。公園緑地管理経費でございます。こちらは公園の維持管理に要する経費で、旅費は、職員の普通旅費、需用費の消耗品費は、公園施設の維持管理用品購入、光熱水費は、公園の電気料や上下水道、ガスの料金など、修繕料は、越公園ほか4か所の公園のベンチの修繕料、役務費は、一之宮公園管理事務所の電話料金や、公園の砂場における大腸菌群及び回虫卵の検査手数料及び公園施設や遊具の保険料等でございます。委託料につきましては、公園緑道における樹木剪定や除草及び遊具の点検やトイレの清掃などの委託料で、タブレット資料17分の17ページには一覧がございますので、ご参照のほどよろしくお願いいたします。

続く、使用料及び賃借料につきましては、川とのふれあい公園ほか2か所の公園等用地の借上料、原材料費は、砂場や花壇への補充用土砂の購入、備品購入費、自動車購入費は現行車両の老朽化による車両入替えに伴う購入費でございます。負担金補助及び交付金は、神奈川県公園緑地行政連絡協議会ほか1件への負担金となっております。

下の表をご覧ください。特定財源でございますが、歳入番号①、予算書26、27ページ、こちらの都市公園施設設置管理使用料の一部及び歳入番号②、こちらの都市公園使用料及び歳入番号③、公園占用料を委託料に充ててございます。

説明資料につきましては17分の11ページをご覧ください。公園等共同事業費でございますが、こちらは町民との協働による公園などの緑化保全、公園愛護思想の普及、促進を目的としたもので、報償費は、公園愛護活動団体への報償金。

下の表、特定財源でございますが、歳入番号①、予算書36、37ページの緑化基金繰入金の一部を充ててございます。

説明資料につきましては17分の12ページをご参照ください。公園等整備事業費につきましては、令和4年度でございますが、工事予定がないため皆減となっております。

説明資料、17分の13ページをご覧ください。緑化基金積立金でございます。こちらは、緑地保全及び緑化の推進を図るための積立金で、下の表、特定財源につきましては、歳入番号①、予算書34、35ページの緑化基金利子を充ててございます。

説明資料は17分の14ページをご覧ください。みどりの保全普及啓発事業費でございます。こちらは緑地保全及び緑化の推進を図るための事業費で、需用費、消耗品費は、緑化フェアにおける配布用苗木などの購入費、負担金補助及び交付金は、保存樹木等に対する助成金でございます。

下の表、特定財源でございますが、歳入番号①、予算書36、37ページの緑化基金繰入金の一部を充ててございます。

説明資料につきましては17分の15ページをご覧ください。5目国県事業対策費、国県道整備促進事業費は、国や県が行う道路や河川整備事業に係る要望活動のための経費でございまして、旅費は、国県事業に係る職員の普通旅費、負担金補助及び交付金につきましては、新湘南国道並びに藤沢大磯線新設改良促進協議会ほか4件への負担金でございます。

説明資料につきましては17分の16ページをご参照ください。歳入でございます。予算書は38、39ページの20款諸収入4項雑入1目雑入、一之宮公園自動販売機電気使用料でございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審査のほど、よろしくお願いいたします。

**【杉崎委員長】** 説明が終わりました。これより質疑を受け付けます。質疑のある方。

青木委員。

**【青木委員】** まず、公共交通充実促進事業費、これ毎回聞いていることなんですけど、令和2年からまだ令和3年度、終わってはいないんですけど、そのコミバスの利用実績というのをまずお聞かせください。

それと、10ページの公園緑地管理経費、こちらのほうはベンチ修繕というふうに説明書きではあったんですけども、そのベンチ修繕の内容がどういった内容だったのかというのを詳しくお聞かせ願いたいのと、公園全体をやる予定なのかということについて、お答えいただきたいと思います。

それとあと14ページの、みどりの保全普及啓発事業費ですね。こちら、説明だと伐採等により指定保存樹木が減少したことにより減となっているんですけども、それに代わるような何か、やっぱり減っているということなので、そのまま伐採して終わりかどうかということについて、まず、お聞きしま

す。

【杉崎委員長】 石黒主査。

【石黒主査】 まず、最初にコミュニティバスの利用実績についてご説明させていただきます。

まず、今年度、令和3年度につきましては、3ルート合計で、こちら実績としましては4月から1月までの分になるんですけども、合計したものが4万4,261名にご乗車いただきました。令和2年度につきましては、3ルート合計で4万7,873名にご乗車いただきました。令和元年につきましては、合計で6万4,768名にご乗車いただきました。こちらにつきましては、おおよそ令和元年から令和2年にかけて、こちらコロナウイルス等の影響がございまして、大体20%ほど合計は減っているものになっております。

説明は以上です。

【杉崎委員長】 前田主査。

【前田主査】 では、2点目の修繕料についてお答えいたします。

令和4年度についてベンチの修繕を予定してまして、5公園、10基のベンチを修繕する予定となっております。それで今後につきましては、今年度、令和3年度において、全公園のベンチの状況を把握いたしまして、修繕するべき数等を把握しましたので、今後、令和4年度から定期的に修繕を行っていく予定となっております。3点目の。

【杉崎委員長】 ごめんなさい、石黒さん、マイク切って。どうぞ。

【前田主査】 3点目のみどりの保全普及啓発事業費について、こちら保存樹木・樹木の補助金なんですけど、今年度、令和3年度については、補助金のほうを久しぶりの再開ということで、現状把握に努めた年でありまして、その結果、伐採等によって、所有者様が伐採等により減少している状態なんですけど、次年度以降につきましては、新たな指定に向けた取組を進める予定でございます。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 これ質問したんでもう分かり切って、20%ということでもう今このコロナ禍の影響を非常に受けて、コミバスを含めていろいろな公共施設、コミバスを含めて公共施設が減っているということは、報告は一般質問の中でもしたんですけど、去年も総括質疑でもさせていただいたんですけど、やっぱりコミバスを含めて、何かこう成果という、利便性向上、町民の皆さんに向けての利便性の向上の進展というんですかね、効果というんですかね、あったかということをお聞かせください。

それとベンチの内容については、令和4年度は、順次ということを進めていくということは分かりました。その進めていくのは分かりましたけども、内容的なものをちょっと、どういった修繕をするかというのをちょっと聞いたんですけど、もう一度その修繕の中身というのをお聞かせください。その修繕によってどういった効果を見ているのかということをお聞かせください。

それと、この3点のみどりの保全の伐採については、来年度考えているということで、ここではもうこれ以上質問はしませんけども、来年度ということなので、またそのときに質問しようと思っておりますので、ぜひ前向きにやっていただきたいと思います。

以上、2点です。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

【畠山都市計画課長】 まず、1点目のコミバスを含めてというご質問かと思いますが、利便性向上という部分でございます。そのどういった効果というお話なんです、ここ直近何年かで行ったものについては、ルート延伸であったり、それとバス、JR等の乗換えに合わせたような形のダイヤの若干の修正といったものを行っております。

そういった中でなんですが、具体的な数字としての効果というもの、部分でいくと、これはやはり利用者の減少がコロナ禍以降、続いてきている状況という中でいくと、数値的なものの効果というのはいちよと見えてきていないというのが実情でございます。

それプラス、その変更によって利便性が上がってよかったよといった直接のお話というの、聞けないというのが状況でございますので、この辺の効果については、今後もウィズコロナの中でまた利用者も増えていくかなとは思っております。

100%には戻らないだろうというのを今、交通事業者さんの中では言われている部分ではありますが、そういったものを含めた中で、我々も新たな効果につながる策であったり、効果というのを探していきたいというふうに考えているところでございます。

以上です。

【杉崎委員長】 前田主査。

【前田主査】 すいません、2点目のベンチの修繕についてお答えします。説明不足で申し訳ありません。

ベンチ修繕の内容なんです、全公園のベンチ、調査した結果、比較的早急に、老朽化の激しい早急にやらなければいけないベンチを4年度で行う予定ですので、基本的には新規の入替えを予定しております。それによつての効果ということですが、利用者の方の利便性の向上につながると考えております。

以上です。

【杉崎委員長】 青木委員。

【青木委員】 コミバスを含めての利便性は、なかなかその人数からいったら効果があったかどうかという、状況が分からないので、そこは理解できます。当然、住民サービスという上で取り組んでいるということは分かりました。

ですけれども、いろいろと今ウィズコロナの中で取り組んでいきたいというふうに課長おっしゃっていましたが、住民の皆様の利便性を図るという上で、新しいやはり施策だとかそういう利便性を図るための予算という、今回予算で検討をされたのかということをお聞きします。

それと、ベンチの修繕のことですけれども、もう入替えということでも分かりました。新しいやつ、新しいベンチに座れば、非常に皆さん、喜ばれるとは思いますが、やはりまだベンチって少ないように思えるんです。やっぱり散歩していても、歩いて座りたいなんて思うときがやっぱりあるわけです。そういった中で新規に合わせて、購入するんで、入れ替えるんであれば、合わせて新しく設置するって言って利便性上げるような予算にするべきだったのではないかと思うんですけれども、その点の見解をお聞かせください。

【杉崎委員長】 畠山都市計画課長。

**【畠山都市計画課長】** まず、1点目のご質問の新しい施策というところなんです、こちらタブレット資料の9ページ、ちょっとご参照いただければと思います。こちらの上の表の備考欄の中に、委託料、地域公共交通計画策定に係る調査の委託による増という書き込みがございます。

こちらが、今私どもで考えておりますのが、地域公共交通計画、総合的な交通計画の策定というのを今考えております。これについては鉄道も含め、バス、タクシー、有償の自家用の移動、そういったことも含めて、町の交通の利便性を向上させるために、様々な交通と一緒に検討していこうというような、その中で、新たな移動の効率性のいい、利便性のいい移動の形をつくっていこうというようなものの計画を作成をしていこうというふうに考えております。

その中で、具体的にいきますと、来年度につきましては、実態調査を進めていきたいというふうに考えているところがございます、新しい施策、新しい計画を今後ちょっと検討していきたいというふうに考えているところがございます。

それと、2点目のベンチの入替えというところなんですございますが、今回につきましては、現状等を把握させていただいた中で、入替えという形を取ってございます。多ければ多いにこしたほうがいいという、そういう考えも当然出てきようかと思えます。それは公園の利用状況等によって、当然、判断していかなきゃならないものかなというふうには思っております。

今回、我々がここで来年度予算として判断させていただいた中では、既存のもので入替えをするもの、それと利用状況を踏まえた中で撤去するというものも、この予算には入っていませんが、撤去というような形を取ったものもございます。

引き続き利用状況、頻度、そういったものをよく我々も把握した中で、そういった公園施設の増減であつたりとか、取扱いには取り組んでいきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

**【杉崎委員長】** 他にございますか。

関口委員。

**【関口委員】** いろいろなところでも聞いているので、マップ情報の一元化について、都市計画のほうについては、現状どういうふうな状況になっているのか。また、これについてどのような考え方を持っているか。各課ともに関係あるところについては、できれば、この一元化を進めていってもらいたい。そして、寒川のこういうすばらしい町なんだというものをPRすることでグレードアップができるような、こういうような形に持っていってもらいたいと思うんですが、その辺について、現状の見解をいただきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

もう1点は、せんだっての建設の中でもお話をさせていただきましたけども、耐震改修促進事業費が、あのときにも、56年以前の建物、それから、56年以降の建物、こういったことで耐震化率が進んでいるやに、70、80%いっているような話を聞きましたけども、やっぱり56年度以降のものをプラスしたがゆえに、パーセントが上がるんですけども、実際には3,000ちょっとあるうちの3分の1しかできてないのに、何か耐震化率がやたらこう上がっちゃっているというマジックが発表されたんですけども、ただ、令和4年度の予算の中では、前年度が415万だったやつが235万になってしまっている。

やっぱり事業を進める上で、課題を見いだしてその課題解決のためにどのようにしたらいいかという

のが本来の予算の積算の在り方だと思うんです。だけど、そうじゃなくて、180万をカットしちゃおうという、これが理由として実質的計上による減だという、こういうふうな理由になっているんですけども、それでは、課題解決に私はなっていないんじゃないかという気がするんです。どうやって積算をしていくかということが非常に大事であって、その積算をしていくその根拠になるべきものは、やっぱり課題を解決したことによって、町民の利益につながるという形になることが、私は、積算根拠の理由といたらおかしいけども、というところになっていかなければいけないだろう。

この数字だけ見ちゃうと、何かあんまりこの耐震改修促進は、促進という名前がどうなのという気がしちゃうんですね。そういうことから考えると、今回のこの令和4年度のこの予算が非常に消極的で、何か課題解決につながっていないなという、こういうふうな気がするんですけども、この辺の見解をいただけますか。

【杉崎委員長】 島山都市計画課長。

【島山都市計画課長】 まず、ご質問1点目、マップの一元化についてでございます。

都市計画課でございますが、今現状としては、そういった形のシステムという面で行きますと、こちらの、今現在ホームページ上でも閲覧できるものですが、e-マップさむかわというものをまず一つ所管しております。こちらについては、都市計画情報であったりコミュニティバスのルートであったり、あとはハザードマップですね、そういったものが一応インターネット上で閲覧できるような形にはなっております。

それと、あと我々の業務で使用しておりますGISシステムがまたもう1件ございまして、こちらについては、都市計画業務に使用するデータが集約されているというような状況ではございます。

一元化ということにつきましては、一元化していくという部分については、必要性があるという方向性の中で、考えていくものであるというふうに思っております。その中で、我々都市計画課としては、例えば一つの方法というか、策を探るというような意味合いの中で既存システム、そういったものがどういったふうに活用していけるのかとか、例えば権利関係だったりとか技術的な課題であったりとか、そういったものを検証していくような動きは事前準備といえますか、そういった意味で必要かなというふうに考えているところでございます。

それと、2点目の耐震改修促進事業費でございますが、こちらについては、確かに前年度予算より減額というような状況で、今回計上させていただいております。こちらが同じというとあれなんです、その補助助成事業というのを過去から繰り返してやってきた中で、本当に直近の、先ほどもあれですが、コロナの中でやはり申請控えも多くなってきているというふうに理解しているところでございます。その中で、本来その実績ベースというところで、当初予算としては計上させていただいております。ただ、その中で、またこちらの耐震促進の事業費の中においては、次年度、こちら耐震診断ですが、そういった方々に対するダイレクトメールの費用というようなものも、計上させていただいている状況でございます。

当初予算としては、このような形で設定させていただいておりますが、取組としては、積極的に促進という言葉がどうかというお話もありましたが、そういった形の活動をちょっと我々としても続けていって、改修のほうにぜひつなげていきたいというふうに考えておりますので、ご理解いただければなとい

うふうに考えてございます。

以上です。

**【杉崎委員長】** 他にございますか。

山上委員。

**【山上委員】** それでは、2点ほどお伺いしたいと思います。

まず、公園緑地管理経費の修繕料、先ほど、青木委員のほうからもあったんですが、非常に違和感を感じています。令和3年度の当初予算は0円というところなんです。こちら実は私もここから見えるんですが、中央公園の築山の上のところ、タイルが剥がれてコーンを置いて立入りをしないようにというところで、修繕がいつやるんですかということを窓口に多分言ったかと思うんです。そのときに、まだちょっとできないんですというお話を聞いて、何か月かたった後に、モルタルで盛ってあったという状況は確認をさせていただいております。

やはりこれ、公園を使う人にとって非常に危険なところですよ。タイルが剥がれて投げれる状態になっていたというところ、それをすぐに対応できないというところにすごく憤りを感じておりました。

それで先ほど、青木委員の話、質疑の中で、243万1,000円というのはベンチの修繕というところで、いわゆるほかの修繕費は見込んでないということで、こちらはよろしいのでしょうか。

それと次に、もう1問なんですけど、公園内への自転車等の乗り入れについてです。また、ちょっとこの窓から見えるんですけども、公園内へ自転車等で乗り入れて事故が起きた場合、その責任は町にあるのか、または当事者同士というところなのかということをお伺いしたいと思います。

以上です。

**【杉崎委員長】** 前田主査。

**【前田主査】** まず、1点目の修繕料についてお答えいたします。

令和3年度の公園施設の修繕につきましては、樹木剪定等と合わせて委託費として計上しており、委託名、公園施設等包括管理委託の中で行ってございます。今、委員おっしゃった中央公園の築山のタイルについてなんですけど、修繕の方法を検討する中で、事業費によって補正で対応することも視野に入れて進めておりましたが、今回について応急的な修繕となったことから補正は行わず、当初の委託の予算の中で行うこととなった経緯がございました。修繕が完了するまでの期間、利用者の方にはご不便をおかけし、申し訳ございませんでした。

2点目の自転車の、公園内の自転車の乗り入れについてなんですけど、公園内への自転車の乗り入れについては条例で禁止しておりまして、ホームページや町広報、注意看板等において、公園内に自転車の乗り入れをしないよう、周知啓発に取り組んでいるところでございます。

**【杉崎委員長】** 畠山都市計画課長。

**【畠山都市計画課長】** すいません、1点目のご質問の補足を含めて、ちょっと回答させていただきます。

まず、1点目なんですけど、令和4年度のベンチの修繕についてなんですけど、こちらの修繕料としては、ベンチのみしか見込んでおりませんで、それ以外の修繕については、別途、予定の名称でいくと公園施設等維持補修委託という業務を予定しているんですけど、その中で修繕等に対応していくというふうに

考えています。17分の17ページの表の中の5番目になります。こちらの中で、施設の壊れたものの修繕であったり、樹木に対する剪定であったり、そういったものを対応していくということで、次年度については、予算を計上させていただいております。そのため、修繕料については、ベンチ以外のものが入っていないというような状況でございます。

それと、2点目の自転車の関係なんですけど、基本的に自転車については軽車両という形になります。公園については、条例上で車両の乗り入れは駄目ですよという形で、条例で設定させていただいております。そんな中で今、確かに自転車の通行というのは、子どもに限らず現状大人の方も通られているというのは我々も認識しているところで、入り口のところ等には、やはり入りにくい構造のゲートであったり、あとは入る場合は押して入ってくださいというものも管理者として設置している状況下にあります。

そんな中で、仮に事故が起きた場合なんですけれども、基本的には、軽車両、道路交通法そういったことも含めた中で、一義的にはもう当事者間における事故、それに対する対応ということになるのかというふうに考えてございます。

以上です。

**【杉崎委員長】** 山上委員。

**【山上委員】** それでは、要は修繕費、修繕料としては持ってないということですので、ぜひともそういう修繕が必要なところが出た場合、多分、議員みんながそういったところを言いに行くと思いますので、ぜひとも早急に対応していただけるようお願いしたいと思います。やはりけがをしてからでは遅いので、それだけお願いしたいと思います。

それと、自転車の乗り入れの関係なんですけど、やはり控室からよく見えて春休み、夏休み、そういったとき、あとは土曜日、日曜日については、やはり子どもたちが結構乗り入れているというところで、できましたら小中学校への周知、そういったところへ先生に言ってもらうとか、そういったことも必要じゃないかなと思います。やはり看板とかは見ないんで、かといってあそこを閉じちゃうということは、車椅子なんかで入れる人たちの阻害になってしまいますので、そこで非常に難しい部分があることは、自分も承知はしております。

ただ、要はあそこをウォーキングしている人、ランニングしている人、それで自転車というところで、子どもはすごいスピード出して走る子たちもいますので、そういったところで事故が起きたり、あとは向こうの桜の木の方は根っこが結構出ているので、そこに乗り上げて転倒してしまうということもないとは言えないので、そういったところをやはり周知をしていただきたいと思います。

以上です。

**【杉崎委員長】** 畠山都市計画課長。

**【畠山都市計画課長】** ありがとうございます。我々も公園、危険ではない安全性というのがやっぱり一番重要なことだと思いますので、修繕等については、極力早い対応というのは心がけていきたいというふうに考えております。

それと自転車のほうですが、乗り入れですが、そちらはやはりマナーの、個々のマナーの部分ということもかなり重要なところになるのかと思います。そういった中で、今ご提案いただきました小中学校、

そういったところへの、学校サイドからのそういった啓発といいますか、そういったものというのもより意識していただくために、効果的かなというふうに感じますので、その辺も教育関係のほうと、ちょっとお話しさせていただいて、そういった形でも進めていければなというふうに考えておりますので、よろしく願いいたします。

【杉崎委員長】 他にございますか。

ないようですので、茂内副委員長。

【茂内副委員長】 2点お聞かせください。先ほどから出ているあのベンチの件なんですけども、こちらのいろいろ修繕の数やら、いろいろ聞かせていただきましたが、老朽化が結構進んでいて入替えというお話があったんですけども、例えば防災用のベンチとかそういうものは考えていらっしゃるのかなということがまず1点です。

あともう一つは、空き家対策の事業費のところなんですけども、令和3年はどのような取組が行われてきたのか、その取組と、また、その成果がありましたら聞かせてください。

【杉崎委員長】 前田主査。

【前田主査】 1点目のベンチの修繕についてお答えします。

現在のところ、現状あるベンチの代替として、ほぼ同じ規模のものを想定しているので、特に防災用のベンチについては考えてございません。

以上です。

【杉崎委員長】 石黒主査。

【石黒主査】 空き家対策についてですが、令和3年度につきましては、まず、空き家対策の協議会を書面ですが、1回開催させていただきました。その中で、昨年から策定しておりました空き家対策計画、こちらのほうの確定の作業を進めさせていただきました、そこで確定させていただいて、それに基づいた実施というのをさせていただくというお話をさせていただきました。

具体的にやってきたものにつきましては、まず、1階のおくやみコーナーのほうで亡くなられた方のお手続に来られた方につきまして、そちらの手続の中に入れてさせていただいて、こちらから亡くなられた方の住宅の今後の利用方法、利用の予定や、あと国の制度である3,000万円の控除、そちらの税制の控除の説明をさせていただきました。こちらが大体今までに15件ほど行われました。

あと個別に、近隣、近所の方などが空き家と思われる家などをこちらに役場に教えていただいたりしたところについて、現地の調査や所有者などを探して、適正な管理をお願いするような活動などもしております、こちらが大体今年度で約20件ほど行わせていただきました。

空き家対策については、以上です。

【杉崎委員長】 茂内副委員長。

【茂内副委員長】 ベンチの件は分かりました。ありがとうございます。

空き家対策のほうなんですけども、この令和4年度も同じような感じで進めていかれるのでしょうか。

【杉崎委員長】 石黒主査。

【石黒主査】 令和4年度につきましては、これまでやっていた空き家対策計画の策定が終わりましたので、それに基づいての計画の実施になるんですけども、具体的には各専門機関、宅建業者さんや

建築士さんなど、そちらの方たちとの連携というのを進めていきたいと考えております。

あと、今おくやみコーナーのほうで、基本的には今後の住宅の使い方や3,000万円控除の説明までになっているんですけども、そちらのところで町内事業者さんなどで、そちらの空き家の計画などにご協力いただける業者さんなどをちょっと募るようなことができたかと考えていまして、そちらでご協力いただけるところなどをご紹介できるような仕組みができたというふうに考えております。

以上です。

**【杉崎委員長】** 以上で都市建設部都市計画課の審査を終わりたいと思います。お疲れさまでございました。

暫時休憩いたします。委員の皆さん、すいません、副委員長と交代します。

---

**【茂内副委員長】** それでは、休憩を解きまして特別委員会を再開いたします。

続いて、拠点づくり部倉見拠点づくり課の審査に入ります。

執行部の説明をお願いいたします。

畑村副町長。

**【畑村副町長】** それでは、これより拠点づくり部3課の令和4年度予算につきまして、審査をお願いいたします。まず、1番目は倉見拠点づくり課の審査をお願いいたします。説明につきましては臼井倉見拠点づくり課長より申し上げ、ご質問には出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

**【茂内副委員長】** 臼井倉見拠点づくり課長。

**【臼井倉見拠点づくり課長】** それでは、拠点づくり部倉見拠点づくり課所管の令和4年度予算につきまして、ご説明させていただきます。説明に当たりましては、お手元に配付させていただいております説明資料を基にご説明をさせていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

予算書は82ページから83ページの8款土木費2項都市計画費1目都市計画総務費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。ツインシティ倉見地区整備事業費でございます。東海道新幹線新駅誘致及びツインシティ倉見地区のまちづくりの実現に向けた取組を行うものでございます。

8節の旅費については、職員の普通旅費でございます。12節の委託料は、ツインシティ倉見地区まちづくり事業調査委託料で、県をはじめとする関係機関との協議に必要な図面やデータ作成、事業全般にわたる技術的助言等のコーディネート支援を求めるもので152万5,000円を計上しております。

18節の負担金補助及び交付金は3件で155万5,000円で、その内訳は、ツインシティ現地駐在事務所維持運営費負担金100万円、神奈川県東海道新幹線新駅設置促進期成同盟会分担金18万円、東海道新幹線新駅誘致地区周辺まちづくり連絡協議会交付金37万5,000円となっております。以上、ツインシティ倉見地区整備事業費の本年度予算額は316万5,000円で、前年度比3,000円の減額でございます。

続きまして、タブレット資料は3ページをご覧ください。東海道新幹線新駅整備基金積立金でございます。本積立金は、寒川町東海道新幹線新駅整備基金条例に基づき、新駅設置に要する資金を積み立てるものでございます。本年度は預金利子を含めて5,008万円を計上しております。

続いて下表をご覧くださいまして、東海道新幹線新駅整備基金積立金の特定財源でございますが、歳

入番号①、予算書は34、35ページの東海道新幹線新駅整備基金利子でございます。預金利子分の8万円を計上しております。なお、令和4年度末の積立額は7億2,046万5,000円となる見込みでございます。

続きまして、タブレット資料は4ページをご覧ください。都市基盤整備事業基金積立金でございます。本積立金は、寒川町都市基盤整備事業基金条例に基づき、都市基盤整備に要する資金を積み立てるものです。この基金につきましては、預金利子分として1,000円を計上しております。

続いて下表をご覧ください、都市基盤整備事業基金積立金の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は34、35ページの都市基盤整備事業基金利子でございます。預金利子の1,000円を計上しております。これにより令和4年度末の積立額は768万7,000円となる見込みでございます。

以上で説明を終わらせていただきます。ご審査のほどよろしく願いいたします。

**【茂内副委員長】** 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

青木委員。

**【青木委員】** 3ページの東海道新幹線新駅整備基金積立金についてお聞きします。

前年度は積立てがなかったということで、利子のみのという感じだったんですけど、今年、来年度はなぜこの積立てをしたかという理由をお聞かせください。

**【茂内副委員長】** 臼井倉見拠点づくり課長。

**【臼井倉見拠点づくり課長】** ただいまのご質問なんですけれども、世代間の偏重を避けるため、財政部門との協議によりまして、決まりましたということでございますので、ご理解のほどよろしく願いいたします。

**【茂内副委員長】** 青木委員。

**【青木委員】** 世代間の偏重を避けるためと言いながら、去年は積み立ててなかったわけですよね。やっぱりそこは理由にならないと思うんですよね。だから、世代間偏重を避けるためのという理由であれば、何で去年、積み立てなかったということになるんですけど、その点についてはどうなんでしょうか。

**【茂内副委員長】** 臼井倉見拠点づくり課長。

**【臼井倉見拠点づくり課長】** 去年度ということで、去年度に関しましてはコロナの状況などございまして、どうしても町の財政全体から見ますと、なかなか厳しいということの状況の中で、積立てに至らなかったということで、大変申し訳ございませんが、ご理解のほどをお願いいたします。

**【青木委員】** それもやっぱり理由にならないですよね、はっきり言わせていただきますと、やはり今回も災害と言える状況のわけじゃないですか。状況的には、今後、来年度どうなるかというのは分からないんですけど、やっぱりそこは不確定的な要素だと思うんですよね。ほかの課でも扶助費なんですけど、やっぱり見込みが不確実な要素を考慮してということで減らしているわけですよ。

そういう部分でいくとどうなんでしょうかというふうになるんですけど、それ、今副町長がいらっしゃるんで、その点についてちょっとお聞きしたいんですけど、ちょっとお聞かせ願えますか。

**【茂内副委員長】** 畑村副町長。

**【畑村副町長】** 本来この新幹線新駅の積立金というのは、町として新駅誘致進めていこうというふ

うな形で取り組んでいるわけですので、毎年一定額を積み立てていくというのが、普通の状況だと思われます。ただ、先ほど課長からも話がありましたとおり、コロナの状況でやはりコロナ対策をしっかりとまず予算を確保して、税金も減をするだろうという見込みの中で、とはいえ町民の安全安心を守るためには、しっかりとそこに予算をつぎ込まなきゃいけないというところで、やむを得ずというか、そこはしっかりとどちらを優先すべきかという判断した上で、前年度については積立額を計上させていただかなかった。

ただ、令和4年度については、税金の見込みも一定確保できるというような見込みを持っておりますので、その中では通常どおり、しっかりと積立金を積み立てていくと、そういうような考えで計上させていただいたということですので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

【茂内副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【茂内副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、拠点づくり部倉見拠点づくり課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

---

【茂内副委員長】 休憩を解いて、特別委員会を再開いたします。

続きまして、拠点づくり部田端拠点づくり課の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

畑村副町長。

【畑村副町長】 それでは、続きまして、田端拠点づくり課が所管いたします予算の審査をお願い申し上げます。説明につきましては飯尾田端拠点づくり課長より申し上げ、ご質問には出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

【茂内副委員長】 飯尾田端拠点づくり課長。

【飯尾田端拠点づくり課長】 それでは、拠点づくり部田端拠点づくり課所管の令和4年度予算につきまして、予算特別委員会(参考)資料により、ご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

予算書は82、83ページの8款土木費2項都市計画費1目都市計画総務費のうち田端西地区まちづくり事業費でございます。なお、タブレット資料は2ページをご覧ください。

田端西地区まちづくり事業費であります。これは圏央道寒川南インターチェンジ周辺の田端西地区において、新たな産業集積拠点としての整備を担う田端西地区土地区画整理組合に対して、公共施設整備に係る費用などについて、助成金の交付を行うものでございます。また、組合の土地区画整理事業施工区域に接する県道相模原茅ヶ崎線と町道田端35号線、組合事務所のあるところの交差点なんですけれども、土地区画整理事業区域内の道路の幅員、道路幅が広くなることにより、通行上の安全を確保するため、土地区画整理事業区域外の道路の幅員を拡幅するものでございます。

1節の報酬、3節の職員手当等、4節の共済費につきましては、会計年度任用職員1名の雇用のため

の費用になります。8節の旅費につきましては、会計年度任用職員1名の通勤手当や県などの関係機関との協議などへの出席に伴う職員の普通旅費になってございます。10節の需用費なんですけども、土地区画整理組合に対しての支援に必要な書籍や消耗品の購入でございませう。

順番は前後して恐縮ですけれども、まず、18節の負担金補助及び交付金ですが、これは土地区画整理組合の事業のうち、道路、公園などの公共施設整備に係る工事費などについての助成金の交付を行うものでございませう。

次に、14節の工事請負費、16節の公有財産購入費及び21節の補償補填及び賠償金は、町道田端35号線交差点改良に関する費用になります。ちょっと順番が前後しますが、16節の公有財産購入費は交差点からの町道の拡幅による土地の購入費になります。21節の補償補填及び賠償金は、土地の購入する部分の工作物の補償になります。14節の工事請負費は、購入する土地の部分を道路として改良する工事費の費用でございませう。

続いて、下表をご覧ください。特定財源でございませうが、歳入番号①、予算書は38、39ページの田端西地区まちづくり事業債については、土地区画整理組合に対する助成金及び町道田端35号線交差点改良に関する費用に充てております。令和4年度組合助成金については、助成額3億4,430万円のうち3億3,740万円を充当してございませう。また、町道田端35号線交差点改良に関する公有財産購入費、補償補填及び賠償金及び工事費の総額1,480万円のうち、1,450万円を充当してございませう。

続いて、増減理由になりますけれども、報酬、職員手当等、共済費及び旅費につきましては、会計年度任用職員雇用によるものです。工事請負費、公有財産購入費及び補償補填及び賠償金は、町道田端35号線交差点改良による皆増です。

負担金補助及び交付金については、土地区画整理組合の事業期間約8年のうち、各年度における事業進捗により増減するものであり、令和4年度については前年比で増加となっております。その他の田端西地区土地区画整理事業の助成金交付の庁内体制につきまして、ちょっとご説明させていただきます。

田端西地区土地区画整理組合に対する助成金交付のうち、公共下水道に関する助成金の交付は、都市建設部下水道課所管の下水道事業特別会計において行います。公共下水道以外の公共施設である道路や公園などの整備に関する助成金の交付は、田端拠点づくり課で行います。

以上で、田端拠点づくり課所管の令和4年度の予算につきまして、説明を終わらせていただきます。ご審査のほど、よろしくお願ひいたします。

【茂内副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けませう。質疑のある方は挙手でお願ひいたします。

(「なし」の声あり)

【茂内副委員長】 なければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で、拠点づくり部田端拠点づくり課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

---

【茂内副委員長】 それでは、休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

次に、拠点づくり部寒川駅周辺整備事務所の審査に入ります。

それでは、執行部の説明をお願いいたします。

畑村副町長。

【畑村副町長】 続きまして、寒川駅周辺整備事務所が所管いたします予算の審査をお願いいたします。説明につきましては中村寒川駅周辺整備事務所長より申し上げ、ご質問には出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

【茂内副委員長】 中村所長。

【中村寒川駅周辺整備事務所長】 それでは、拠点づくり部寒川駅周辺整備事務所所管の令和4年度予算につきまして、予算特別委員会説明資料により、ご説明させていただきますのでよろしくお願いいたします。

予算書は84ページから85ページの8款土木費2項都市計画費3目駅周辺整備費でございます。なお、予算の増減理由等につきましては、タブレット資料の備考欄をご覧くださいませようをお願いいたします。タブレット資料2ページをご覧ください。職員給与費であります。事務所職員2名分の人件費でございます。

タブレット資料3ページをご覧ください。寒川駅南口整備事業費であります。これは南口の整備を行うためのものがございます。14節工事請負費です。これは先行取得した一之宮1丁目185番地の土地を自動車転回場整備工事の工事請負費でございます。事業進捗のため0円でございますが、令和3年度予算1,300万円のうち、1,254万9,000円を令和4年度へ繰り越し、自動車転回場の供用開始に向け、整備を行うものがございます。なお、令和4年度の寒川駅南口整備事業でございますが、引き続き用地取得に向け権利者と交渉を重ねてまいります。その結果、用地取得の運びとなった折には、予算措置等の対応してまいりたいと考えてございますので、よろしくお願いいたします。また、南口の駅前通りである町道岡田一之宮15号線の歩行者等の安全対策等についても、町道路課をはじめ警察など関係機関と引き続き調整を行ってまいります。

続きまして、歳入の一般財源分についてご説明させていただきます。タブレット資料は4ページ、予算書は24ページから27ページ、13款使用料及び手数料、1項4目土木使用料2,000円でございます。こちらは、寒川駅北口地区土地区画整理事業区域内の事業用地にある電柱の占用に伴う使用料です。

続きまして、予算書34、35ページの16款財産収入、2項2目不動産売払収入、1節不動産売払収入4,860万円でございます。こちらは、寒川駅北口地区土地区画整理事業施行区域内の町有地、2件分の土地の売払額でございます。

続きまして、予算書36ページから39ページの20款諸収入、4項1目雑入のうち、寒川駅土地区画整理事業清算金76万3,000円でございます。これは、権利者から施行者に支払っていただく徴収清算金でございます。徴収清算金は、金額に応じて最長5年の分割納付が申出により可能で、7名の方が分割納付を申し出され、そのうち4名が完済いたしましたので、残り3名の方が、令和4年度分の納付額ということになります。

以上で説明を終わります。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

【茂内副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

(「なし」の声あり)

【茂内副委員長】 なければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で拠点づくり部寒川駅周辺整備事務所の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

再開は16時40分といたします。

---

【茂内副委員長】 それでは、休憩を解いて、特別委員会を再開いたします。

それでは、会計課の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

石川会計管理者。

【石川会計管理者(兼)会計課長】 皆さん、こんにちは。これより会計課が所管いたします令和4年度の予算につきまして、私から説明させていただきますので、よろしく願いいたします。それでは、座って説明させていただきます。

予算書は50、51ページの上段、2款総務費1項総務管理費5目会計管理費でございます。

タブレット資料は110番の会計課2ページをお願いいたします。こちらは会計課における事務経費でございます。8節の旅費につきましては、職員の普通旅費でございます。10節需用費の印刷製本費は、各課で使用する封筒の印刷代でございます。4年度は口座振替依頼書の費用を計上しておりませんので、減額となっております。11節役務費につきましては、金融機関への郵送料と税や保険料などの口座振替データの伝送が4年度より開始されますので、それに伴う金融機関への手数料を計上しております。12節委託料につきましては、口座振替データを各金融機関へ伝送するための運用費用でございます。3年度は伝送化するための導入費用を計上しておりましたが、4年度からは毎月の運用費になるため、減額となっております。18節負担金補助及び交付金につきましては、指定金融機関である、さがみ農業協同組合の役場派出所業務に対する負担金でございます。近年金融機関を取り巻く経営環境は厳しさを増し、人件費等の負担も年々増加しており、さがみ農業協同組合の経営努力だけでは厳しいことから、派出所事務取扱経費の一部を負担するものでございます。

次に、この会計管理事務経費に対する特定財源でございますが、下表の歳入番号①、予算書は38、39ページの上段、下水道事業事務費負担金341万7,000円で、このうち1万3,000円を印刷製本費に充てております。

続いて、歳入の一般財源でございますが、予算書は36ページ、37ページで、タブレット資料は3ページになります。20款諸収入の預金利子でございます。会計課で管理しています資金を定期預金にすることにより利子を得ているもので、利率が下がっていることから、4年度は3,000円を見込んでおります。

以上で説明を終わらせていただきます。審査のほどよろしくお願いいたします。

【茂内副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

関口委員。

【関口委員】 ちょっと1点だけ確認させてください。この負担金補助及び交付金のこの部分について

ては、ここに書いてあるように、派出所業務における人件費の一部を負担すると、こういうふうにありますけど、これ今年度から、4年度からこの形になったわけですね。その前がゼロになっていますから、ということは、これからは向こうとの協議の中で、この金額が毎年これに近い金額がのってくるという、こういう捉え方をしていくんですか。それとも、単年度のものなのか、これから2人業務でもってついていただく中で、これが必ず人件費として計上されてくるものなのかどうなのか、これについての確認だけさせてください。

【茂内副委員長】 石川会計管理者。

【石川会計管理者（兼）会計課長】 今、委員おっしゃられたとおり、現在、派出所業務に従事している農協さんの職員は2名、来ております。以前より、私より以前のときからもう厳しいので、業務に対する負担という要望はありました。ここで協議が調いましたので、今後、派出所業務に対する事務取扱の経費の一部を町も負担していくということで計上させていただきました。ですので、今後これからは、この負担金は毎年計上をさせていただきます。

以上です。

【茂内副委員長】 関口委員。

【関口委員】 分かりました。計上されるのはいいんですけども、ずっと同じ方がおられるのか、そのときそのときによって人が替わるのか。人が替わる場合に、年齢だとか実績だとか、いろんな形でその人の金額というのが変化してくると思うんですけども、要はその辺の部分については、毎年毎年この年度のときに農協さんの、JAのほうとの協議の中で、こういう金額って毎年単価が決められていくという捉え方でないと、人が替わる場合はその人の業務内容だとか年齢的なものだとか給料形態が違うと思いますので、その辺のことについては、どういうふうなJAさんとの話し合いになっているのか、その辺だけお聞かせ願えますか。

【茂内副委員長】 石川会計管理者。

【石川会計管理者（兼）会計課長】 年齢、経験というところでは、人事異動も農協さんもありますので、その前にやはり役場派出所のほうで引継ぎということで、事前に何か月か前から3人体制で、今、通常は2人なんですけど、3人体制で業務を行っていきます。

派遣される派出所の方も、いきなり新人というわけにはいきませんので、それ相応の経験年数、その辺は変わらないように、誰が来ても変わらないような業務量、質、それは維持していかなければなりませんので、その辺は異動のたびに、そのスキルが変わっちゃうということはないように農協さんとも話をしておりますので、そこは私どもも信頼しております。ですから、金額的には異動のたびに額が変わるということはありません。

以上です。

【茂内副委員長】 ほかに質疑はございますでしょうか。

山上委員。

【山上委員】 今の関係なんですけども、そのうちいわゆるJAさがみで、JAさがみを指定金融機関としてやっているところは全てそのような負担金を取るんですよね、もちろんというところを確認したいんですけど。

【茂内副委員長】 石川会計管理者。

【石川会計管理者（兼）会計課長】 私どもの指定管理はさがみ農協です。ですので、さがみ農協がほかに指定管理をしているところも、同じような負担金が発生すると聞いております。今まで農協さんずっと負担金なしでやってこられたんですけども、やはりもう厳しい状況だということで、県内ではもう結構ほとんどのところが、業務に対する負担金というのは発生しているんですけども、寒川町もここで負担するということになりました。

【茂内副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

（「なし」の声あり）

【茂内副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で会計課の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

---

【茂内副委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開いたします。

その前に、暫時、時間の延長をいたします。

それでは、まず選挙管理委員会事務局の審査に入ります。

執行部の説明を求めます。

芹澤書記長。

【芹澤選挙管理委員会事務局書記長】 皆様、こんにちは。これより選挙管理委員会事務局所管の令和4年度予算のご審査をよろしくお願ひいたします。説明につきましては、私、芹澤が行い、質疑につきましては、出席しております職員で対応させていただきますので、よろしくお願ひいたします。失礼して、着座にて説明させていただきます。

説明に当たりましては、予算書のほかにタブレットの120選挙管理委員会事務局をお開きいただき、こちらの予算特別委員会説明資料に基づいて説明させていただきますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、予算書は60から63ページの2款総務費4項選挙費、まず1目の選挙管理委員会費から説明させていただきます。タブレットの説明資料の7分の2ページをご覧ください。職員給与費は、事務局職員2名分の給料、職員手当等及び共済費です。

次に、資料の3ページ、事務局経費につきましては、選挙管理委員会の運営や事務局にかかる経費でございまして、報酬は、選挙管理委員4名及び委員補充員4名の報酬、報償費は、町選挙管理委員会表彰にかかる記念品代、旅費は職員の会議等に出席するための交通費です。湘南地区の4町で組織いたします湘南地区選挙管理委員会連合会の当番町が、葉山町から本町に変更となるため、減額となっております。交際費は、委員長の慶弔費で、需用費の消耗品費は、選挙関係の法令集等の追録代や参考資料の購入費です。令和3年度は、選挙管理委員の任期満了に伴う改正があったことから、議員バッチ購入費を計上しておりましたが、その分などが減額となっております。役務費は、在外選挙人事務等の郵送料、負担金補助及び交付金は、湘南地区選挙管理委員会連合会の負担金です。

続いて、下段の表をご覧ください。事務局経費の特定財源でございしますが、歳入番号①、予算書は34、35ページの上の欄、4節選挙費委託金にございまして、在外選挙特別経費委託金4,000円は、在外選挙人

名簿の登録等の経費に対するもので、在外選挙人事務に係る郵送料に充当しております。

次に、2目選挙啓発費に移ります。資料は4ページをご覧ください。選挙常時啓発事業費は選挙啓発や、明るい選挙の推進活動を行う団体を支援するための経費です。旅費は、職員の大会や会議等への参加旅費で、負担金補助及び交付金は、寒川町明るい選挙推進協議会への補助金です。こちらの財源でございしますが、特定財源はなく、全額一般財源を充てております。

次に、3目衆議院議員選挙費に移らせていただきます。タブレット資料は5ページをご覧ください。参議院議員通常選挙経費は、令和4年7月25日任期満了となる参議院議員の選挙を執行するための経費です。報酬は、投票管理者、投票立会人、開票管理者、開票立会人、期日前投票管理者、期日前投票立会人、及び選挙事務の補助として雇用する会計年度任用職員1名分の報酬、職員手当等は、書記の選挙執行事務、期日前投票事務、投開票事務等に係る事務従事者の時間外勤務手当等と会計年度任用職員の期末勤勉手当、共済費は、会計年度任用職員の社会保険料負担金、報償費は、ポスター掲示場設置場所の謝礼、旅費は、選挙事務に関する職員等の出張旅費及び会計年度任用職員の通勤手当でございします。需用費の消耗品費は、選挙事務用品及び参考図書の購入、食糧費は、投票立会人及び期日前投票立会人への弁当代、印刷製本費は、投票所入場整理券、氏名掲示等の印刷代です。役務費は、投票所入場整理券や不在者投票等の郵送料と、投票用紙自動交付機や計数機等の点検手数料など、委託料は、ポスター掲示場設置及び撤去委託料、選挙公報の全戸配布委託料、投票事務、期日前投票事務の事務従事者の人材派遣委託料、及び期日前投票システムや当日の投票システムの運用サポート業務委託料、使用料及び賃借料は、投票所の会場借上料、投票所用のスポットクーラー借上料、投票箱、投票所から開票所まで送致するためのタクシー借上料及びコンピュータや周辺機器の借上料でございします。

続いて、下段の表をご覧ください。参議院議員通常選挙経費の特定財源でございしますが、歳入番号①、予算書は34、35ページの上の欄、4節選挙費委託金にございします、参議院議員通常選挙執行経費委託金2,230万円は、参議院議員通常選挙の経費に対するもので、資料上段に記載のとおり、それぞれの歳出科目に充当をしております。

次に、予算書は62から63ページの4目の県議会議員知事選挙費に移らせていただきます。タブレット資料は6ページをご覧ください。県議会議員知事選挙経費は、令和5年4月の任期満了に伴って執行される神奈川県知事及び県議会議員の地方統一選挙にかかる経費で、令和5年3月31日までの分の経費となっております。報酬は、期日前投票管理者、期日前投票立会人及び選挙事務の補助として雇用する会計年度任用職員1名分の報酬、職員手当等は、書記の選挙執行事務や期日前投票事務の時間外勤務手当等で、共済費は、会計年度任用職員の職員共済組合負担金、旅費は、選挙事務に関する職員等の出張旅費及び会計年度任用職員の通勤手当でございします。

需用費の消耗品費は、選挙事務用品の物品及び参考図書の購入、食糧費は、期日前投票立会人への弁当代、印刷製本費は、投票所入場整理券、氏名掲示等の印刷代です。役務費は、投票所入場整理券や不在者投票等の郵送料と、投票用紙自動交付機や計数器等の点検手数料など、委託料は、ポスター掲示場設置委託料、期日前投票事務従事者の人材派遣委託料及び期日前投票システムの運用サポート業務委託料、使用料及び賃借料は、選挙事務に使用するホストコンピュータや周辺機器の借上料でございします。

続いて、下段の表をご覧ください。県議会議員知事選挙経費の特定財源でございしますが、歳入番号①、

予算書は34、35ページ、4節選挙費委託金にございます、県議会議員知事選挙執行経費委託金991万5,000円は、県議会議員知事選挙の経費に対するもので、資料上段に記載のとおり、こちらもそれぞれの歳出科目に充当をしております。

最後にタブレット資料の7ページをご覧ください。令和4年度に休止及び廃止とする事業でございます。令和3年10月に執行されました衆議院議員総選挙にかかる経費につきましては、基本的に4年に一度の事業でありますので、廃目となっております。

以上で選挙管理委員会事務局所管の令和4年度予算の説明を終わります。ご審議よろしくお願いたします。

**【茂内副委員長】** 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

青木委員。

**【青木委員】** 4ページ、この啓発事業費ですね。やはり今ウィズコロナという言葉もあるんですけど、やっぱりこのコロナ禍の中で、令和3年度、まだ終わってはいないんですけど、そのウィズコロナで、どういったことに啓発について、やはりこの選挙率を上げるための啓発について、このウィズコロナの中でどういった取組をしてきたかということについて、まずお聞きします。

**【茂内副委員長】** 芹澤書記長。

**【芹澤選挙管理委員会事務局書記長】** それでは、委員からご質問のウィズコロナの時代における啓発、どのような内容で行ってきたかということについて、お答えさせていただきます。

令和3年度に執行されました衆議院議員選挙の際には、やはりコロナの感染対策ということで、これまで行ってまいりました街頭啓発ですとか、また町内にございます、事業所を訪問しての啓発活動、こういったものは感染対策ということもありまして、中止をさせていただきました。

その代わりといっはなんなんですが、やはり選挙があること、それから、期日前投票制度ということをしかりと周知しなければということで、自治会に依頼をいたしまして、チラシの回覧をさせていただきました。また、若年層に向けた周知ということでは、SNSを活用した周知が効果的ではないかということで、今回、LINEを使いました周知を実施したところでございます。

そのほか、やはり若年層の啓発というところでは、子どもの頃から選挙というものに関心を持ってもらい、投票というものにつながるような、そういった取組が必要ではないかということで、今回、今年度は令和3年度につきましては、一之宮小学校におきまして、出前授業、模擬投票を行いまして、特に参加したお子さんからは興味を持てた、また、選挙に行ってみようと思ったといったアンケート結果が得られております。

そして令和2年度中は、臨時休業に伴う夏休み期間の短縮で実施ができませんでした、選挙の啓発のポスターのコンクール、また、選挙の啓発の標語のコンクール、令和3年度は実施することができました、こちらは、想定を上回る数の作品を応募を得ることができました。そういった取組をすることによって、子どものうちから選挙への意識、関心を高めてもらうことができたのではないかと考えております。令和4年度につきましても、可能なものを様々な手法を検討しながら進めていけたらというふうに考えております。

以上です。

【茂内副委員長】 青木委員。

【青木委員】 感染対策ということで、街頭ですとか訪問はできないということは、その分選挙自治会を通して、そういったことの啓発ということと、若年層に向けてはSNSで周知するという一方で、LINEでプッシュ方式でいろいろと見ていただいているということだと思えますね。1年前できなかったポスターコンクールについてもできましたということなんですけども、今年度、4年、それでもやはり感染対策で街頭とか訪問をするほど効果があるのかなというのちょっと疑問に思っていて、いろいろな道具を使って、周知はしているというのは分かるんですけども、さらに今おっしゃっていた可能性も模索していくということをおっしゃられたんですけども、新しい啓発ということを令和4年度にはまた、今の令和3年度で行われていたやつに加えて、何かこう新しい考えとかというのはあるのでしょうかということですが、お願いします。

【茂内副委員長】 芹澤書記長。

【芹澤選挙管理委員会事務局書記長】 今回の新しい取組とか何か現時点でということなんですけれども、コロナの感染状況によって取り組める内容というのが、また、いろいろと異なっていますので、感染状況を鑑みながら取り組めるもの、また、他の自治体で効果的な手法等ございましたら、そういったものは可能な限り取り入れて、啓発を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

【茂内副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【茂内副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で選挙管理委員会事務局の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

---

【茂内副委員長】 休憩を解いて特別委員会を再開します。

続きまして、監査委員事務局の審査に入ります。

執行部より説明をお願いいたします。

磯崎事務局長。

【磯崎監査委員事務局】 こんにちは。それでは、監査委員事務局所管の令和4年度の予算につきまして、予算特別委員会説明資料により、資料説明は私、磯崎が、質疑につきましては遠藤副主幹と2人で対応いたしますので、よろしく願いいたします。着座にて失礼します。

予算書は62、63ページ、2款総務費6項監査委員費1目監査委員費でございます。タブレット資料は2ページをご覧ください。職員給与費につきましては職員2人分の給与、職員手当等、共済費でございます。財源については一般財源でございます。

続きまして、タブレット資料は3ページをご覧ください。監査委員事務運営経費であります。監査委員が行う検査、監査、決算審査等の実施に伴う経費でございます。

1節の報酬については、監査委員2名分の報酬。旅費は、監査委員の費用弁償と職員の普通旅費。交

際費は監査委員交際費。需用費は、追録代等の消耗品費。負担金補助及び交付金は、湘南地区監査委員連合会及び神奈川県町村監査委員協議会への負担金でございます。財源については、一般財源でございます。

以上で説明を終わります。よろしく願いいたします。

【茂内副委員長】 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

関口委員。

【関口委員】 ちょっと一つ聞かせてください。該当がないのかどうなのか分かりませんが、今、工事監査というのは、ほとんど出てこないような感じもするんですけども、対象がないのか、それとも、工事監査自体を今やめているのか。それについての現状を教えてくださいませんか。

【茂内副委員長】 磯崎事務局長。

【磯崎監査委員事務局長】 工事監査につきましては、随時監査ということで、予算額が1,000万円以上の工事を調査し、該当がある、必要があると監査委員が認めた場合に専門技師、技術士等に書類審査と現地の調査を委託することになっております。令和3年度においては、実施はしませんでした。

以上です。

【茂内副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【茂内副委員長】 なければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

監査委員事務局の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

---

【茂内副委員長】 休憩を解いて、特別委員会を再開いたします。

それでは、消防本部の審査に入ります。

執行部の説明をお願いいたします。

小林消防長。

【小林消防長】 皆様、こんにちは。長時間にわたる審査、大変お疲れさまです。消防本部より令和4年度消防費予算につきまして、審査をお願いいたします。なお、消防広域化の開始に伴いまして、町民部町民安全課に予算を移管いたしますので、よろしくお願いいたします。それでは、説明につきましては、一括で甲消防総務課長が、質疑につきましては、出席職員で対応させていただきますので、よろしくお願いいたします。

【茂内副委員長】 甲消防総務課長。

【甲消防総務課長】 それでは、総合本部消防総務課より令和4年度予算につきまして、予算書及び説明資料を基に、ご説明させていただきます。また、消防総務課、予防課、消防署の予算につきましては、消防の広域化に伴いまして、町民部町民安全課へ予算を移管いたしますので、よろしくお願いいたします。

タブレット資料は140、消防総務課、予防課、消防署をお開きください。2ページをご覧ください。

令和3年中の火災と救急の状況を掲載してございます。火災件数は10件で、前年に比べ7件の減となり、救急出動については2,319件で、前年より38件の増となっております。

それでは、説明させていただきます。予算書は84から85ページの9款消防費1項消防費1目常備消防費でございます。令和4年度の消防費の予算総額は7億2,125万5,000円で、前年度当初予算額は6億9,821万5,000円であり、前年度比では3.3%、2,304万円の増となっております。これは、消防広域化に伴います消防緊急通信指令システムの改修負担金が皆増となったためでございます。

それでは、タブレット資料は3ページをご覧ください。消防体制充実事業費は、あらゆる事案に迅速かつ的確に対応するために、地域特性を踏まえ、計画的に整備、維持、強化し、消防体制の充実を図る事業で、消防の広域化により消防業務委託料を茅ヶ崎市と寒川町との消防業務に関する事務の委託に関する規約に基づき支出します。この委託料については、消防広域化検討委員会総務部会において、令和3年8月に茅ヶ崎市より概算要求見込額が提示され、寒川町として承諾し、12月に茅ヶ崎市消防本部が予算要求した消防費予算額を規約と茅ヶ崎市と寒川町との消防業務の経費に関する協定に基づき、算出された予算額となっております。

また、広域化後の予算の協議については、茅ヶ崎市・寒川町広域消防運営調整会の定例会を年2回開催し、第1回目の会議では、前年度決算の報告、次年度当初予算消防費予算の概要などの議題とし、第2回を次年度当初予算の最終確認のための開催し、意見聴取を行います。

定例会は、寒川町側として企画政策課長、町民安全課長が出席しますが、例えば、寒川町に配置する消防ポンプ自動車及び救急自動車の購入の予算編成を行う年度に開催する運営調整会の会議は、作業部会の会議では全額寒川町が協定に基づき負担するため、寒川町の財務部門の課長、またはその担当者の出席を求め、事業の詳細について意見聴取と意向確認をし、合意形成がなされた形で予算編成を行うなど、適宜調整を行ってまいります。

委託料の人件費については、負担割合は、令和4年3月31日の寒川町の条例定数を両市町で除して得た割合が19.1%となっておりますので、人件費見込額の総額から特定財源分を減じた額に19.1%を寒川町が負担する予算となり、その他の消防業務に関する事務の管理及び執行に要する経常的な経費については、消防費にかかる基準財政需要額の割合で20.6%を負担する予算となっております。使用料及び賃借料は、自動体外式除細動器、消防庁舎空調設備、自家発電設備、キュービクル設備の借上料で、長期継続契約が終了するまで寒川町が支払います。

タブレット資料は4ページをご覧ください。02消防広域化準備経費は、令和4年度から実施する茅ヶ崎市との消防広域化に伴う準備にかかる経費で、負担金補助及び交付金は、消防広域化による消防緊急通信指令システム改修負担金で、令和3年度から2か年にわたるシステムの改修工事の負担金で、令和3年度からの債務負担行為の設定をさせていただいたものでございます。

続いて、下表をご覧ください。消防広域化準備経費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は32ページ、33ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金は、負担金補助及び交付金に充てており、2分の1の補助です。

タブレット資料は5ページをご覧ください。予算書は84ページから87ページの2目非常備消防費、消防体制の充実事業費の消防団活動事業費でございます。消防団員の報酬、退職報償金、被服費など消防

団運営にかかる経費、消防団員の出勤に対する費用弁償や災害活動用資機材、消防団車両の維持管理、整備更新及び県及び町の消防操法大会に出場するための事業費、出初式開催経費でございます。報酬は、条例に基づき支給する消防団員178名分の報酬、災害補償費は、消防団員等公務災害補償費の科目設定でございます。

報償費は、出初式や町消防操法大会入賞者への記念品、消防団員として5年以上勤務された方が退職された場合に支給します退職報償金。旅費は、消防団員が災害出動訓練等の職務に従事した際の費用弁償。需用費消耗品は、消防ホース、水難救助用俯瞰と救助ロープなどの購入。需用費修繕料は、消防車両の法定点検、車検などの修繕と、第9分団、大蔵の車庫待機室修繕。需用費被服費は、消防団員被服として、安全確保のための高性能防火衣、編上靴、耐切創性手袋、雨衣、ヘルメット、皮手袋、防寒服、アポロキャップ、黒長靴で、新たに水防対策用として胴付水中長靴を貸与するものでございます。

需用費燃料費は、消防団車両12台分の燃料費、光熱水費は、消防団車庫待機室の水道代、電気料、下水道使用料。役務費は、出初式や町消防操法大会の案内はがき代と電話使用料、消防団車庫待機室の浄化槽法定検査手数料、車検印紙代、車庫待機室の火災保険料、分団車両の保険料。委託料は、消防団待機室の浄化槽保守点検委託料。使用料及び賃借料は、有料道路通行料、県大会時の送迎用バス借上料。備品購入費は、消防団コミュニティ事業用として、プリンターワイヤレススピーカーの購入、一之宮第2分団の車両が平成19年12月に更新され、今現在において、車両の走行ポンプが使用できないことはございませんが、経年劣化等により細かい修理や部品交換が頻繁に起きており、様々な災害にも対応するため、救助用資機材を搭載した多機能型消防ポンプ自動車に更新するものでございます。

負担金補助及び交付金は、公務災害補償や退職報償金等に対する共済基金への掛金、県消防協会等への負担金、消防団活動の運営交付金、県操法大会出場分団補助金、デジタル簡易無線23台分の電波使用料負担金で、公課費は、自動車重量税でございます。

続いて、下表をご覧ください。消防団活動事業費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は32ページ、33ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金は、消耗品費の消防ホース、救助用俯瞰及び救助ロープ、被服費のうち防火衣、活動服、編上靴、耐切創性手袋、胴付水中長靴に、修繕料の第9分団車庫修繕料と備品購入費の第2分団車両に充ててございます。

歳入番号②、予算書は38ページ、39ページ、消防団員退職報償金345万4,000円については、5年以上在団した消防団員に対し、退職報償金条例により階級、勤務年数により支給し、消防団員等公務災害補償等共済基金より、雑入で同額受け入れるものでございます。

歳入番号③、予算書は38ページ、39ページの消防団活動事業債でございますが、多機能型消防ポンプ自動車の購入に充ててございます。

タブレット資料は6ページをご覧ください。予算書は86ページ、87ページの3目消防施設費でございます。消防水利関係経費は、公設消火栓や防火水槽の維持管理を行い、災害時の万全な消火体制の確保を図る経費でございます。需用費消耗品費は、防火水槽用地借り上げに伴う収入印紙代、街頭消火器の格納箱の購入。役務費は、賃貸借契約書類の返信用切手代、街頭消火器処分手数料。委託料は、消火栓表示ラインの塗装委託料。使用料及び賃借料は、消防車庫や防火水槽などの土地借上料。負担金補助及び交付金は、町内消火栓581基の維持管理負担金で、備考欄記載のとおり、消火栓維持管理経費は、

前々年度の工事实績により算出されたもので、令和2年度は、令和元年度より比較して修繕等の工事が少なかったことから、減額となっております。

続いて下表をご覧ください、消防水利関係経費の特定財源でございますが、歳入番号①、予算書は32、33ページの神奈川県市町村地域防災力強化事業費補助金は、消耗品の街頭消火器購入に充ててございます。

タブレット資料は7ページをご覧ください。令和4年度の歳入予算の概要でございます。予算書26、27ページの13使用料及び手数料、行政財産使用料の2万2,000円は、消防庁舎や消防団待機室などの消防施設内に設置している自動販売機及び電話ボックス等の使用料で、一般財源に充当してございます。

次に、予算書38ページ、39ページの20諸収入雑入、17その他町民安全課の4万3,000円は、消防団員福祉共済返戻金及び事務費で、一般財源に充てて充当してございます。

タブレット資料は8ページをご覧ください。令和4年度休止及び廃止等の事業ですが、常備消防費の充実事業の職員給与費は、消防広域化により消防業務委託料となり廃止とします。

次に、消防施設費の消防施設整備事業費については、令和3年度予算では、消防団車庫のホースがけ用のロープを計上しておりましたが、消防団活動事業費へ統合したため廃止となりました。

以上で説明は終わらせていただきます。よろしくご審査いただきますよう、お願いいたします。

**【茂内副委員長】** 説明が終わりました。質疑を受け付けます。質疑のある方、挙手をお願いいたします。

山上委員。

**【山上委員】** 今回、条例の改正で、寒川町職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正に伴う救急業務手当及び危険作業手当については、茅ヶ崎市への委託による町条例からの廃止であるということで、今挙がっておりますが、要は委託後の手当の額、ちょっとこの前の総務常任委員会のほうではお答えいただけなかったんですが、金額として同額なのか、そういったところをちょっとお聞かせ願いたいんですが。

**【茂内副委員長】** 飯塚消防署長。

**【飯塚消防署長】** 救急業務手当につきましては、寒川町では、1当務日額500円、何回出ても500円となっております。茅ヶ崎市については、出動1回につき150円、1回につき150円となっております。

危険作業手当につきましては、寒川町では、10メートル以上の場所で作業した場合には日額500円、茅ヶ崎市にありましては、10メートル以上の現場で、災害につきましては1回200円、訓練等で実施した場合は日額130円となっております。

以上です。

**【茂内副委員長】** 山上委員。

**【山上委員】** 茅ヶ崎と寒川でやはり1日ということと、あとは1回というところでちょっと違いがあるんで、直接比較はできないのかなって今思ったんですが、できる限り、本来であれば同じであってほしかったなとは思いますが、あと、この委託するに当たって、要はいわゆる消防職員の移管に近いのかなと思っています。要は茅ヶ崎市のほうにぶら下がるような形になるのかな、要は条例がそちらのほうにいくわけですから、そういった中で、要は寒川町に今まで消防で働いた方が、よりよく働け

る職場環境というのをぜひとも整えていただきたいと思います。それだけ、ちょっとお話しさせていただきたいんで、よろしく願いいたします。回答は結構です。

【茂内副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

関口委員。

【関口委員】 今さら聞くなよと言われる可能性があるんだけど、4月から、事務委託で茅ヶ崎消防のほうでお願いするんですけども、今年度の場合は55名、56名が茅ヶ崎消防のほうに行くから、この人件費の部分については計算しやすいんだけども、令和5年度、6年度というこの辺の人件費の町に対する要求というのは、今度は、消防署員の採用は茅ヶ崎のほうで採用するんだろうと思うんです。

そうなったときに、人件費分を寒川にどういうふうな形で、さっき甲課長が19.1%だとか20.6%だとか、この数字を言いましたけども、どのような計算で寒川町に人件費を要求してくるのか、何を基本にするのかというのをちょっと教えていただけますか。

【茂内副委員長】 甲消防総務課長。

【甲消防総務課長】 人件費については、規約に基づきまして、条例定数が茅ヶ崎市と寒川町合わせまして314人になります。これで、先ほど言いましたように、令和4年3月31日の条例定数、私どもの58なんですけど、消防長と署長が要らなくなりますので、56名になりますので、56名に2.89分、指令業務のときにお支払いしていた人件費分2.89人分ということで、58.9人分が寒川町のこれからずっと払っていく経費になりますので、条例定数が変わらない限り、この定数をお支払いするという形になりますので、条例定数が変更するようであれば、改めて運営調整会を開きまして、両市町の承諾を得てから条例定数が変更になりますので、19.1%は令和5年度、6年度、7年度も19.1%の割合で寒川町が支払う形になります。

以上です。

【茂内副委員長】 関口委員。

【関口委員】 ただし、条例定数がつて言われるけど、茅ヶ崎はそれができるけど、寒川町はそれができないよね、やっちゃうとまずいだろう、これを変えるわけにいかないでしょう。それとも我々が上程させて、定数をすっきりとしちゃうということができちゃうのか。そういう乱暴なことができるのかどうかちょっと分からないけれども、この点についての。それを先にもらおう。

【茂内副委員長】 小林消防長。

【小林消防長】 条例定数を変更する場合には、茅ヶ崎市だけ、寒川町だけという考え方ではなく、茅ヶ崎、寒川お互いに条例定数を変えて、消防職員数を変えていくということになります。ですので、変える場合には、先ほどの課長が言いました会議に諮りまして、両市町の承認を得て、条例定数を変えていくという形になります。

以上です。

【茂内副委員長】 関口委員。

【関口委員】 その話合いなんだけれども、要は人口を基準にするのか、何かが基準が必要なんだろうと思うんだ。そうしないと、話合いといたって寒川、減らせよとか、茅ヶ崎、減らせよとか、何かを基準にしてやっていかないと、話は前に進まないと思うんだけども、そういった意味では、これだけ

の人口がいるんだから、これだけの人間が必要だよなって、これだけの消防署員が必要だなという、こういうやっぱり裏づけがなければいけないだろうと思うんだけど、それについて答えをもらいたいのと、それから、単純なことなんだけども、消防出初式なんかは、このメンバーは、寒川町の消防出初式、このメンバーというよりも茅ヶ崎の消防になっちゃうんだけど、消防団員だけでやるのか、皆さんどうするのというのと、それから、操法大会の出席団があるんですけど、この団に対する指導というのは誰がやるのか、その辺だけ教えてください。

【茂内副委員長】 甲消防総務課長。

【甲消防総務課長】 人件費の割合ですが、先ほど令和4年3月31日の条例定数を基本としておりますので、例えば2名増員するという形になれば、56名プラス寒川町は57名、茅ヶ崎市が1名増加した人数の割合になりますので、人口とかということではなく、令和4年3月31日の条例定数を基準にして増減した分を減らします。だから、例えば314から2名減らすとなると、寒川町1名減額した分、茅ヶ崎市1名減額した分、両方減らした分の割合で、再計算して、お支払いするという形になりますので、令和4年3月31日の条例定数を基本にした割合で、算出していくという形になります。

【杉崎委員長】 もう少し分かりやすく。

【甲消防総務課長】 すいません、申し訳ございません。条例定数、負担割合のことで。

【杉崎委員長】 だから、何を基準に町に人件費を要求するのか。

【甲消防総務課長】 人件費については、令和4年3月31日の条例定数が全部基本になっちゃうんです。58名ということと、それを基準になりますので、例えば茅ヶ崎市で4名増やすとなると、条例定数を2名増やすとなると、58名に私ども2名を足した割合という形になるんですが。申し訳ございません、説明が足りなくて。

【茂内副委員長】 分かりやすい資料を出していただけますでしょうか。

【甲消防総務課長】 申し訳ございません。

【杉崎委員長】 出せますか。

【甲消防総務課長】 申し訳ございません、想定的には増やす想定というか、運営計画上は増やす想定はしてないで、減らす想定をしまして、減らすときにはお互いに、2名減らしたとすると、寒川町1名減らして、茅ヶ崎市1名減らした分の負担割合でという話はしております。

【茂内副委員長】 関口委員がおっしゃった、その基準というものの説明を用紙で出していただけるとはできますでしょうか。大丈夫ですか。

【甲消防総務課長】 はい。申し訳ございません。

【茂内副委員長】 お願いいたします。

その他質疑はございますでしょうか。

古谷予防課長。

【古谷予防課長】 それでは、消防団の事業についてご説明申し上げます。

消防団の事業につきましては、団の操法大会、出初式は、町民安全課職員が中心となり、また、茅ヶ崎消防の職員がサポートとして来ていただいて開催する予定でございます。

以上でございます。

【茂内副委員長】 出初式の、同じなんですか。

古谷予防課長。

【古谷予防課長】 出初式も、町の操法大会も、これまでと同じように開催できればと思っております。

以上でございます。

【杉崎委員長】 消防署の職員はどうなんですか、来るんですか。ここで消防団が例えば操法大会をやるときに、消防の職員の方たちは来るんですか。

【茂内副委員長】 古谷予防課長。

【古谷予防課長】 失礼いたしました。私たち消防職員が来るかもしれませんが、また、茅ヶ崎の消防職員がサポートとして来ますので、茅ヶ崎市の消防職員が来て、また、町民安全課職員と協力して事業のほうを展開していくという形になります。

以上です。

【茂内副委員長】 他に質疑はございますでしょうか。

(「なし」の声あり)

【茂内副委員長】 他になければ、ここで質疑を打ち切ります。ご苦労さまでした。

以上で消防本部の審査を終わります。

暫時休憩いたします。

---

【杉崎委員長】 休憩を解いて、特別委員会を再開いたします。

最後ちょっと、いろいろありましたけども、無事に3日目の審査を終えることができまして、ありがとうございます。

あした休会日でございますので、あさって4日目、教育委員会の審査に入りたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。なお、4日目の審査は残っていますけども、今までの質疑等を勘案しながら、明日、休会ですので、総括に向けた準備をしておいていただければと思います。

ちなみに、昨年は、教育委員会は11時35分に終わっています。通告が14時15分に締め切っていますので、それほど時間を取れるかどうか、あさっての審査次第でございますけども、準備だけは教育委員会以外の総括をやられる方は、準備をお願いしたいと思います。

それでは、以上をもちまして、予算特別委員会3日目を終了したいと思います。

お疲れさまでございました。

午後5時48分 散会

---

寒川町議会委員会条例第27条の規定により、ここに署名する。

令和 4年 6月 2日

委員長 杉 崎 隆 之